

もっと知りたい 琴浦町



ことしの仕事

令和6年度（2024年度）

SDGs(エスディージーズ)

SDGsとは、持続可能な世界を実現するため、国連で全会一致で採択された国際目標のことです。「貧困の撲滅」や「クリーンなエネルギー」、「平和と公正」など、2030年までに達成を目指す17の目標が定められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの2つの特徴、考え方

SDGsの特徴、あるいはSDGsの考えを導入することで重要な点は2つあるといわれています。

1つ目は、「未来の目線から今を見る」ということです。SDGsの目標は、2030年のあるべき世界・社会の姿から定められており、将来を基準に現在を考えていくものです。

2つ目は、「様々な分野から総合的に課題を考える」ということです。SDGsは包括的に17の目標が定められておりますが、一つの目標を入り口にして、その他複数の目標と関連させながら考えていくものです。

社会の多くの課題は、相互に複雑に絡み合い関連し合っているため、それぞれの関連を把握し、総合的に考え、取り組んでいくことがより重要になっています。

SDGsの目標アイコンを表示

これまで、琴浦町の取り組んできたまちづくりとSDGsは、とても親和性が高いもので、本書においても、関連する事業に上記の目標アイコンを表示しています。

また、SDGsの特徴、考え方を更に町の取組に反映していくため、企画政策課にSDGs推進室を置いてまちづくりを進めていきます。

発行にあたり

町の仕事は、多くの町民の皆様のご理解とご協力によって進めていきたいと考え、今年度も、「もっと知りたい琴浦町 ことしの仕事 令和6年度（2024年度）」を作成しました。

町民の皆様に、1年間の町の予算（お金）がどのような仕事に、いくら使われているのか、具体的に知っていただき、町の仕事に関心をもっていただけるよう作成しています。



令和6年度の予算総額は125億2,600万円とし、前年比3.1%の増額となり、過去最大の予算規模となりました。

今年度の予算は、次の4つの柱を基盤として、琴浦町が目指す「ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦」の実現に向けた予算としました。

柱①人を大切に

柱②地域の輪を広げる

柱③輝く産業、経済の強化

柱④壊さない環境、活かす施設

本冊子は、今年度、特に力を入れていく重要な取組や、町民の皆様の生活に直結するものを中心に掲載しています。一般的な予算書や予算説明書などとは異なり、町民の皆様に身近なこととして感じていただけるように、分かりやすい表現に努めましたので、大人だけでなく、中学生など若い世代にも、関心のある部分から、ぜひ読んでいただきたいと思います。

本冊子をお読みいただき、町政運営のあり方や、皆様に納めていただいている税金の使われ方について、関心をもって、ご家庭・地域・職場・学校など身近なところで、話題にしてください。ご意見ご質問などありましたら、各担当におたずねください。また、新しいアイデアやご意見などございましたら、ぜひお聴かせください。

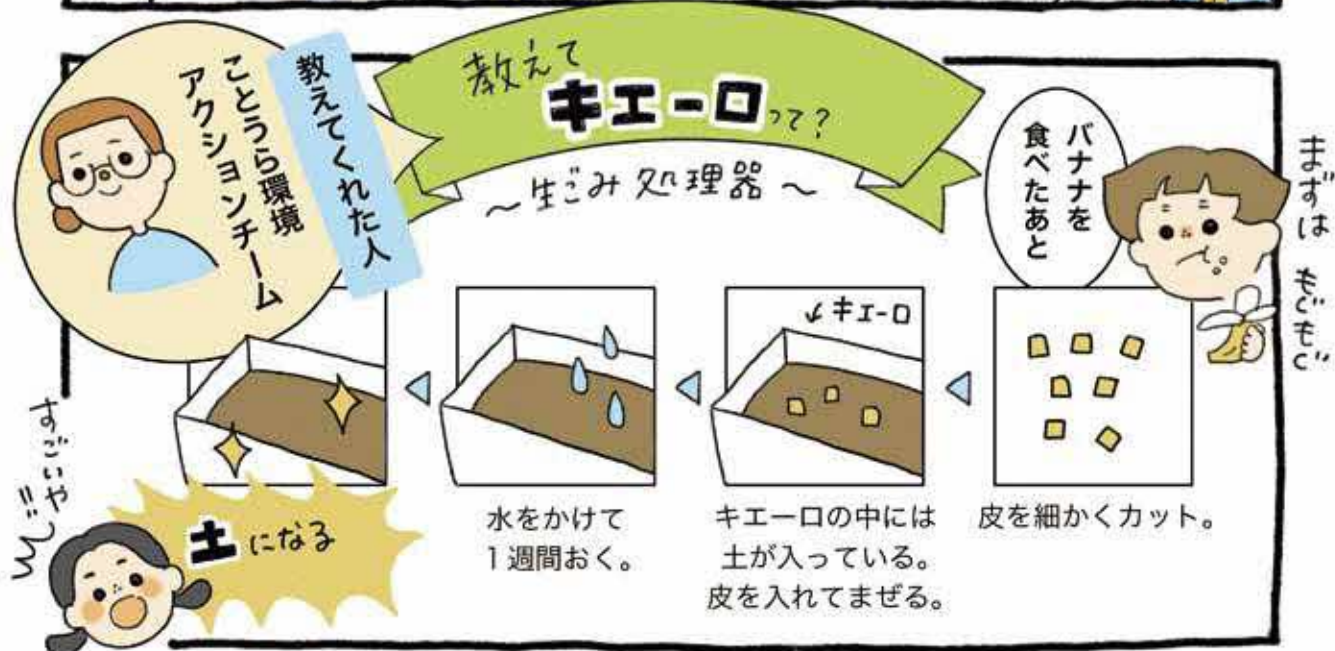
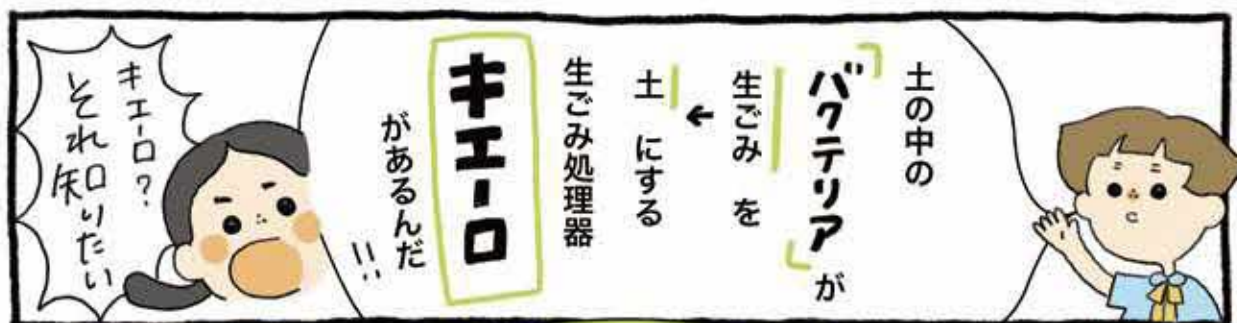
令和6年5月

琴浦町長 福本 まり子

ごみを資源に



ごみを減らす方法



ごみ処理にはお金がかかる



クイズのこたえは次のページにあるよ

Q1 琴浦町の人（約 16,000 人）が 1 日に出すごみは合わせてどれでしょう？

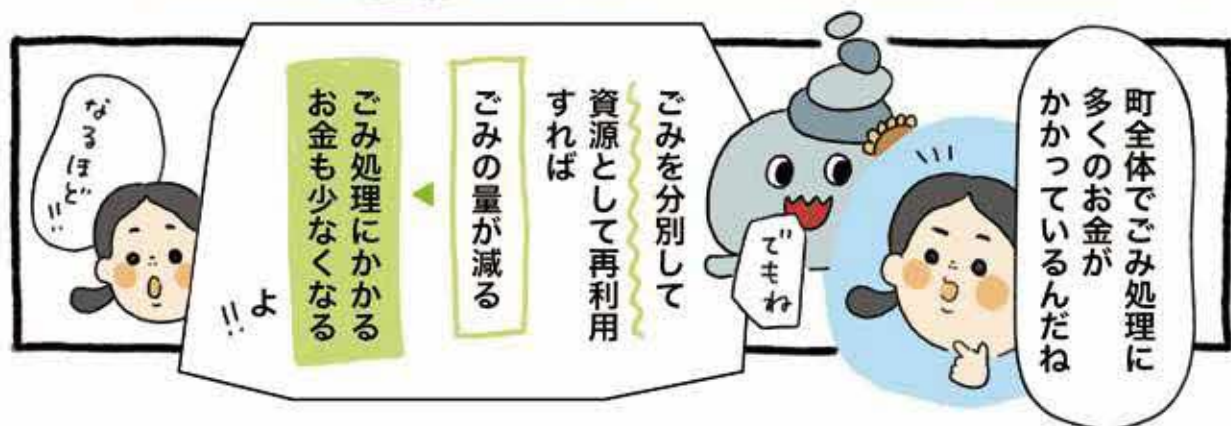
1 トン 2 5トン 3 9トン

Q2 琴浦町のごみ処理にかかるお金は 1 年間でいくらでしょう？

1 1,000 万円（1 人あたり 600 円）
 2 8,000 万円（1 人あたり 5,000 円）
 3 2 億円（1 人あたり 12,000 円）

ここでクイズ!!

1トン = 1,000キログラム



ごみを減らして、まちを豊かに

Q1の解説

Q1 のこたえ・・・ ③ 9トン

1年は
365日
だから

令和4年度の1年間のごみの回収量は 3,240トン

$$3,240 \text{ トン} \div 365 \text{ 日} = 8.87 \text{ トン}$$

1日あたり約9トンのごみが琴浦町から出てる
(1人あたり約0.5kg)

Q2 のこたえ・・・ ③ 2億円

1人あたり、12,000円

令和4年度ごみ処理にかかったお金は 2億1,082万円

年々
増えてる!!

このまんがは、

3とぅら環境アクションチーム(KAT)

という町民団体の活動を参考に作成したよ!

公式 SNS で
活動を投稿中!

まんがで紹介した生ごみ処理方法は一例だよ!

この他に専用の処理剤を混ぜて肥料をつくる「コンポスト式」
熱を使って水分を飛ばす「乾燥式」など様々な方法があるよ!

琴浦まちづくりビジョン —第3次琴浦町総

将来像

10年後の
目指す姿

ひとが輝く、豊かな自然と食のまち琴浦

理念

まちづくりの
基本となる
考え方

共生のまち

お互いの違いを認め合い、
自分も相手も大切にできる

自然と食のまち

美しい自然と豊かな食が
新たな魅力をつくる

政策・施策・
重点項目に
ついては、
5年を目途に
見直し

重点 項目 ○R8 目標値

ふるさとへの愛着を深める、 地域に根ざした体験と学びの展開

- 今後も住みたい人の割合 60.0%以上
- この地域で子育てをしていきたい人の割合 75.0%以上
- 地域を考える児童生徒の割合
小6：60.0% 中3：40.0%

次世代につなげる産業と 「食」が広げる新たな魅力づくり

- 農林水産業の新規就業者 30人（5年累計）
- 主要品目の販売高 50億円
（梨、ブロッコリー、ミニトマト、白ネギ、
スイカ、繁殖和牛、酪農、グランサーモン）
- 観光入込客数 90万人

上段：政策

理念、将来像
を実現する
ための方向性

下段：施策

各政策の
具体的な
取組

(1) 新しいひとの流れをつくりだす共生のまちづくり

- ①住宅の確保と移住定住の推進／②関係人口の拡大とつながりの強化／③町民主役の
⑥子どもを産み育てやすい環境づくり／⑦持続可能で利用したい地域交通の構築／⑧

(2) 子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化の

- ①子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進／②子どもたちが安心
④グローバルな社会で活躍できる人材の育成／⑤大人に対する学びの環境づくり／⑥

(3) 誰もが生きがいをもって輝けるまちづくり

- ①誰一人取り残さない地域内での福祉の充実／②誰でも参加できる居場所づくり・生
④持続可能な医療・保健・介護事業の推進／⑤ニュースポーツによる健康づくりの推

(4) 魅力ある産業が生み出す地域経済好循環のまち

- ①農畜水産物の生産振興と一次産業の担い手育成／②スマート農業の推進／③農地・
⑤起業、創業に対する支援の充実／⑥企業のデジタル化と多様な働き方・雇用対策の
⑨グルメ×アウトドアによるコトウラニューツーリズムの推進

(5) 安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり

- ①自助・共助・公助による災害に強いまちづくり／②空き家の適正管理の指導と除却
④ごみの減量化とリサイクルの推進／⑤公共施設の集約・複合化による質の高い町民

(6) 町民の声が届き、ともに創る未来のまちづくり

- ①町民に伝わる情報発信と情報共有／②町民参画・協働の仕組みづくり／③企業等と
⑥近隣自治体との行政サービス共同化の推進

合計画一〔概要〕

計画期間：2022(R4)～2031(R13)年度



小さいくせに
ぜんぶある。
惑星コトウラ

私たちのまちは、日本海と大山に囲まれ、美しい自然と多彩な食にあふれています。この恵まれた環境こそ絆を大切に作る心豊かなひとを育む土壌と養分であり、次の世代へとしっかりと繋ぎ、さらに活かしていくべきものです。ここに暮らす一人ひとりの個性や生き方が尊重され、生きがいを持って自分自身の思いを叶えることができる、そんな「輝くひと」たちが育ち、集い、根付くまちを目指します。

進化するまち

さらなるチャレンジで
未来のくらしを創造する

誇れるまち

このまちを大切に思い、
住み続けたいと思える

若者の定住・UJターンへの足掛かりとなる「住まい」と「しごと」の環境整備

○人口社会増減 △400人以下（5年累計）
○UJターン者の人数 910人（5年累計）
○町内企業への新規就職者数 1,135人（5年累計）

情報発信と対話で築く、 みんなが関わる協働のまちづくり

○広報に対する住民満足度 3.0以上（5段階評価）
○地区公民館と一体化した新たな地域運営組織 9地区

町民アンケート、
無作為抽出の町民
会議〔ことうら未
来会議〕、東伯・
赤碕中学校の生徒
との話し合いの結
果を基に琴浦町の
目指す将来のビ
ジョンを決定

特に課題として取
り組む項目
各政策・施策の要
素を複合する指針
として設定

移住定住、関係人口、地域づくり、共生、出会い、妊娠・出産、子育て、交通

地域づくり／④支え合いと共生のまちづくり／⑤パートナーと出会い、幸せを共感できるまちづくり／
駅舎の活用と駅前の魅力化

まちづくり

教育、生涯学習、文化・芸術

して遊び、学べる環境づくり／③ICTを活用した個別最適な学びの提供／
歴史文化資源の活用と継承／⑦文化・芸術活動の振興

健康、介護、福祉、社会参加

きがづくり／③地域で取り組む町民一人ひとりの健康づくりと介護予防／
進／⑥誰もが利用したくなる運動拠点施設の整備

づくり

農林水産業、商工業、経済、観光

農業用施設の保全活動の推進／④地産地消の促進により地域の中で経済がまわる仕組みづくり／
推進／⑦琴浦産品のブランド化と販路拡大／⑧道の駅を核とした周遊促進と観光消費の拡大／

防災・防犯、空き家対策、再生可能エネルギー、ごみ、公共施設、インフラ

の支援／③再生可能エネルギーの利活用による脱炭素社会への転換／
サービスの提供／⑥公共インフラ（道路・上下水道など）の適正な維持管理

情報発信、協働・参画、行財政改革

の連携の推進／④行政サービスのデジタル化／⑤地域に根付く職員の育成／

もっと知りたい ことしの琴浦町

1 人を大切に

一人も取り残すことなく、町民一人ひとりが希望と誇りをもって暮らすことのできるまちを実現します。

子育て世帯への支援

小児医療の無償化 6,381万円 拡充

子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう18歳以下の医療費の自己負担分を無償化します。

紙おむつ定額制サービス導入 ゼロ円 新規

町内のこども園・保育園では、利用料を負担いただくことで、おむつの持参が不要となります。サービスの導入により、保護者・保育現場双方の負担の軽減につなげます。

学校給食費の負担軽減 892万円 拡充

令和6年度の学校給食費は、1食あたり、小学校324円・中学校368円です。給食の材料費は物価高騰していますが、保護者負担は据え置き、町が1食あたり、小学生39円・中学生42円を負担します。

相談体制の充実

重層的支援体制整備事業 9,012万円 拡充

ひきこもりなど、生きる上での困難さ・生きづらさがあるが、これまでの制度では十分な支援につながりにくい人に対しても、より総合的に支援します。

いのちを守る取組 ゼロ円 新規

いのちを守る取組として、自殺防止のためにNPO法人と協定を結び、幅広い相談体制を充実させます。

在住外国人に対する支援

外国人のためのSOSカードの発行 5万円 新規

在住外国人の皆さんが必要とする生活情報や支援策の情報を発信します。生活・防災情報のWEBサイトをQRコードで表示したSOSカードを発行します。

2 地域の輪を広げる

町民一人ひとりが町政の主役として活躍できる地域づくりを推進します。

琴浦町誕生20周年記念

記念式典の実施 151万円 新規

令和6年9月1日に琴浦町誕生20周年の節目を迎えるにあたり、記念式典・イベントを開催し、これからのまちづくりに向けた町民一体感の醸成を図ります。

町民との協働推進

行財政・地理情報の公開 412万円 新規

予算・決算などの財政情報と公共施設を含めた町内の地理情報（航空写真・地図）を公開し、町の施設状況や財政情報が見える化します。

オンラインプラットフォームの活用 473万円 新規

デジタル技術を活用したオンラインプラットフォームにより、時間的な制約や心理的なハードルを解消し、町民一人ひとりのアイデアや意見を集め、反映する仕組みをつくりまします。

地域交通の確保

共助交通の推進 200万円 拡充

町営バスの利用者の少ない上郷地区及び倉坂地区において、新たに共助交通の実証実験を行います。安田地区の助け合い交通ことうらを継続して実施します。

公民館を基軸とした地域づくり

旧安田小の改修 地域運営組織交付金 1億7,466万円 新規

安田地区のコミュニティ活動の拠点となる旧安田小学校を改修します。地域運営組織活動を行う古布庄地区・安田地区・以西地区を支援します。

窓口業務改革

窓口手続きのスマート化 3,600万円 新規

これまで、転出入など各種手続きでは、複数枚の書類に住所・氏名の記入が必要で、時間を要しましたが、記入書類の簡素化により、手続きにかかる負担と時間を軽減します。

主要事業編

3 輝く産業、経済の強化

町の活力であり、生活の基盤となる産業を振興し、地域経済を強化します。

目指すべき将来の農地利用の姿

地域計画の策定
5万円 拡充

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定します。計画実現を目指し、農地の受け手の確保や農地の集約化を推進します。

飼料価格の高騰対策

自給飼料生産確保事業
がんばる農家プラン
2,587万円 新規

飼料価格高騰の影響を受けにくい自給飼料生産体制の強化に取り組む事業者や、飼料用稲の生産拡大に取り組む事業者を支援します。

ネイチャーサウナのブランド化

一向平キャンプ場水風呂設置
440万円 新規

サウナで賑わう一向平キャンプ場へ新たに大山の天然水による本格的な水風呂を設置し、県内外からのさらなる誘客を図ります。

インバウンド対策

インバウンド受入環境整備支援
50万円 新規

インバウンド需要を取り込み、町内経済の活性化を図るため、キャッシュレス化やメニューの多言語化等の受入環境整備に取り組む事業者を支援します。

事業継承

地域おこし協力隊制度の活用
433万円 新規

地域おこし協力隊制度を活用して、後継者のいない町内事業者に対して、第三者への円滑な事業継承を支援します。

地域特産品の全国への出荷

ふるさと納税推進支援業務
1,540万円 新規

ふるさと納税の受付、返礼品発注・発送、町のシティプロモーションにつながる広報など多岐に渡る業務に民間事業者のノウハウを活用し、全国へ琴浦産品を発信します。

4 壊さない環境、活かす施設

地球温暖化対策や災害対策、便利で快適な公共施設の改修を行います。

地球温暖化対策

実行計画（区域施策編）策定
501万円 新規

地球温暖化対策の具体的な行動を示すための計画を作り、町民・事業者・町が協働して脱炭素社会の実現を目指します。

脱炭素社会の実現

電気自動車の導入
659万円 新規

公用車を化石燃料由来のガソリン車から、二酸化炭素排出量の少ない電気自動車に順次更新していきます。（令和6年度は2台導入）

持続可能な公共施設

太陽光パネルの設置
ゼロ円 新規

本庁舎屋上に太陽光パネルを設置し、そこで発電した再生可能エネルギーを本庁舎で利用します。（設置費用は設置業者が負担）

孤立集落発生防止

危険木等の事前伐採
400万円 新規

大雪や台風等による倒木で、孤立集落が発生するのを未然に防ぐため、電気事業者などと協力し、危険箇所を事前に伐採します。

施設のリニューアル

東伯総合公園サッカー場改修
1億6,566万円 新規

多目的に通年利用できる施設へ改修します。令和6年度は、照明設備と、防球ネットを整備します。（令和7年度に人工芝への改修工事をします。）

未利用財産の解体

旧浦安地区公民館・
旧逢束保育園の解体
8,488万円 新規

老朽化し、活用見込みのない施設は解体し、土地の有効活用を進めます。

ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）による寄附の状況

琴浦町では全国の皆様から、ふるさと納税による寄附をいただいています。いただいた寄附は、町の事業に活用しています。また、ふるさと納税の寄附者へは寄附のお礼として、町の特産品を返礼品として送っています。ふるさと納税は、町の財源を確保する貴重な手段であると同時に、琴浦町の素晴らしい農産物、特産品を全国にPRできる機会となっています。

令和5年度寄附実績

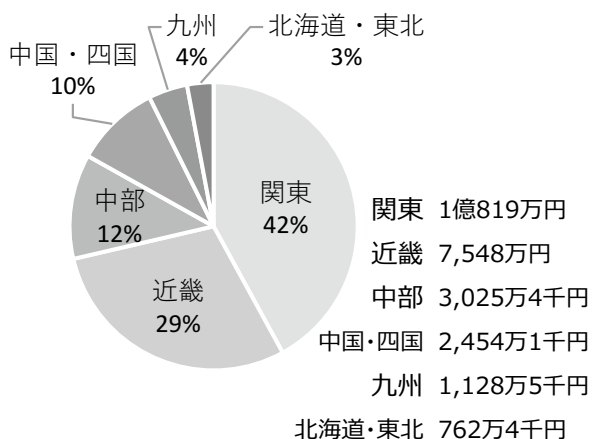
寄附件数：10,240件

寄附金額：2億5,737万4,000円

地域別寄附金額割合

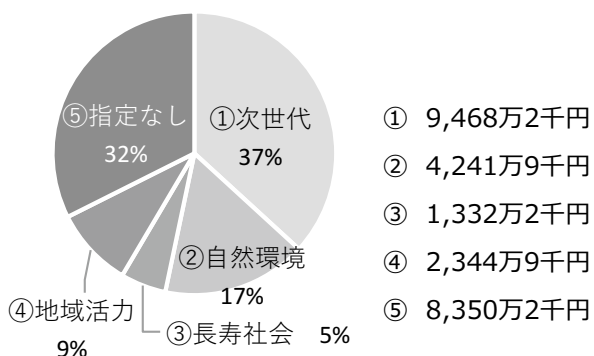
令和5年度に集まった寄附は10,240件、2億5,737万4,000円でした。

地域別の寄附金額割合は、関東からが最も多く、寄附は4,194件 1億819万円で総寄附額の4割以上を占め、次に近畿からの寄附が2,964件 7,548万円で3割近くを占めています。



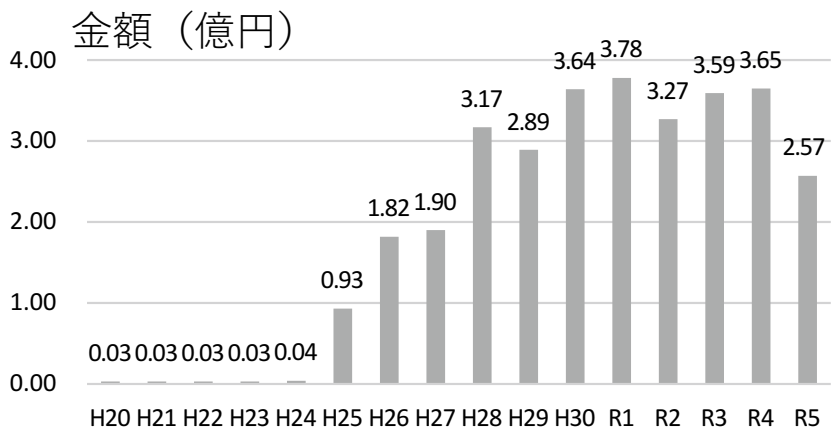
目的別寄附金額割合

寄附の使い道については、寄附をいただく際に希望する目的を次の5つ（①次世代を担う子どもたちを育成する事業②美しい自然環境を守る事業③長寿社会に対応した心優しい福祉事業④地域の活力を創出するための事業⑤使途を指定しない）から選んでいただきます。このうち①次世代を担う子どもたちを育成する事業の希望が最も多く全体の37%をしめ、9,468万2,000円の寄附をいただきました。



寄附金額の推移

ふるさと納税は、平成20年度にスタートしました。琴浦町における寄附額は、平成25年度には9千万円を超え、平成26年度には1億円を突破し、平成30年度以降は3億を超えています。令和5年度は、ふるさと納税制度のルール改定などの影響で寄附額が少なくなりました。



令和6年度活用予定（一部抜粋）

単位：万円

事業名	事業内容	事業費	ふるさと納税活用額
特別医療費助成事業	子どもの特別医療費	12,043	1,170
進学支援事業	高校生通学費補助金	450	200
予防接種	子どもの定期予防接種委託料	3,781	1,000
商工業の振興	琴浦でスタート！応援補助金	350	300
観光振興事業	白鳳祭運営費補助金	480	430
式典事業	二十歳のつどい	112	90
動物愛護	飼い主のいない猫対策補助金	60	20
動物愛護	地域猫モデル事業補助金	23	10
じん芥処理	ふるさと広域連合負担金（ごみ処理費）	9,470	4,580
再生可能エネルギー推進事業	クリーンエネルギー推進事業補助金	186	80
野菜振興対策事業	がんばる地域プラン事業補助金	1,530	430
畜産振興対策事業	自給飼料生産確保対策事業	1,485	420
船上山管理運営	船上山の管理運営	247	150

16ページ以降の各事業の財源に「ふるさと納税」と記載があるものは、財源にふるさと納税を活用しています。

令和5年度活用実績（一部抜粋）

寄附の目的別に、以下の事業にふるさと納税を活用しました。



中学校 楽器購入



学校図書の購入



森林病虫害等防除事業



長寿の祝品贈呈



農業用ドローンの導入



白鳳祭

目 次

所属 番号	所 属 等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
			SDGsについて		
			発行にあたり		1
			まんが編		2
			琴浦まちづくりビジョン—第3次琴浦町総合計画—〔概要〕		6
			主要事業編		8
			ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）による寄附の状況		10
			目次		12
01	議会事務局				
		01	議会費	議員報酬等	16
				議会だより（議会広報）	16
				議会改革	16
		02	監査事務	定期監査・決算審査・随時監査	16
02	総務課				
		01	職員の給与	役場職員の給与	17
		02	町長交際費	町長交際費	17
		03	職員育成	職員研修	17
		04	財政管理費	行財政・地理情報の公開	17
				ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）	18
				ふるさと未来夢応援補助金	18
				財務諸表作成	18
				行財政改革	18
				普通財産の活用	19
				普通財産の解体	19
		05	電算管理	書かない窓口導入	19
				住民情報システム標準化	20
				入札参加資格審査の共同システム導入	20
		06	施設管理	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	20
				本庁舎屋上太陽光パネル設置	20
				東伯総合公園施設長寿命化計画策定	21
				公共施設の劣化状況調査	21
		07	行政事務	情報公開・個人情報保護	21
		08	交通安全対策	交通安全対策事業	21
		09	自治・地域振興	琴浦町誕生20周年記念事業	22
				二十歳のつどい	22
				部落自治振興費補助	22
				コミュニティ助成事業補助金	22
				定期借地権設定事業	23
		10	消防・防災	地域防災力向上事業	23
				広域消防運営と消防施設整備	23
				町消防団事務、災害対策経費等	23
03	町民生活課				
		01	地域とつながる明るい行政サービス	戸籍・住民票・マイナンバー業務	24
				在住外国人の相談窓口の充実	24
		02	ゼロカーボンの推進	じん芥処理（ごみの収集運搬等）	24
				エコライフサイクル確立事業	25
				再生可能エネルギー推進事業	25
				環境保全	25
		03	生活環境の保全・向上	不法投棄廃棄物処理事業	26
				公共水域環境保全事業	26
				動物愛護	26
				斎場管理	26
04	企画政策課				
		01	行政情報の発信	情報発信（惑星コトウラ若手職員提案事業）	27
				光ケーブル、防災無線の管理	27
		02	政策形成	国際交流、男女共同参画の推進	27
				デジタル田園都市国家構想総合戦略（地方創生戦略）の策定	28
		03	持続可能な地域づくり	地域交通対策	28
				浦安駅整備事業	28
				地域おこし協力隊	29
				町内地域づくり団体等の支援	29
				地域づくり事業（地域運営組織の支援）	29
		04	移住定住と関係人口の推進	移住定住促進事業	30
				関係人口創出事業	30
05	商工観光課				
		01	商工業の振興	地域おこし協力隊制度の活用「事業継承枠」	31
				新事業展開・販路開拓等支援補助金	31

所属 番号	所 属 等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
				事業承継・引継ぎの啓発	31
				琴浦町未来人材奨学金返還支援事業	31
				国道9号商工街路灯撤去工事	32
				中小企業イメージアップ推進事業	32
				2025年農林業センサス	32
		02	観光の振興	町観光協会事業費補助金	33
				一向平キャンプ場水風呂設置工事	33
				各種イベントでの「癒やし」体験	33
				白鳳祭運営補助金	34
				インバウンド誘致支援負担金	34
				新事業展開・販路開拓等支援補助金〔インバウンド受入環境整備支援枠〕	34
06	税務課				
		01	賦課徴収業務	課税や納税に関する事務経費	35
		02	国土地籍調査事業	地籍調査事業	35
07	農林水産課				
		01	農業振興対策	スマート農業推進事業	36
				園芸産地活力増進事業	36
				がんばる農家プラン事業	36
				環境保全型農業直接支払事業	37
				鳥獣被害対策事業	37
				ぶどう生産拡大事業補助金	37
				鳥取梨生産振興事業	37
				がんばる地域プラン事業	38
		02	農業担い手対策	農業研修事業	38
				農業後継者育成対策事業	38
				地域計画策定	39
		03	畜産振興対策	自給飼料生産確保対策事業	39
		04	基盤整備促進対策	田越・笠見地区浸水対策事業	40
				ダム等土地改良施設維持管理事業	40
				日本型直接支払交付金事業	41
				しっかり守る農林基盤整備事業	41
				ため池防災減災対策推進事業	41
		05	林業振興対策	森林環境譲与税関連事業	42
				竹林整備事業	42
				竹粉砕機共同利用事業	42
				林道橋定期点検	43
		06	水産振興対策	漁業研修事業	43
08	すこやか健康課				
		01	高齢福祉	介護予防教室	44
				高齢者の総合相談事業	44
				認知症施策	45
				琴浦体操普及啓発事業	45
				介護予防サークル活動支援事業	45
				生活支援体制整備事業	46
				成年後見制度の利用促進	46
				高齢者福祉事業補助金	46
				長寿祝い品	46
				高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	47
				介護保険認定事務	47
				介護保険給付	47
		02	健康推進	集団セット検診・レディース検診	48
				医療機関委託検診	49
				健康教室	50
				食育推進事業	50
				健康相談	51
				献血推進事業	51
				高齢者インフルエンザ予防接種	51
				高齢者用肺炎球菌ワクチン接種	52
				成人風しん抗体価検査・風しん予防接種	52
				中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業	53
				補聴器購入費助成事業	53
				健康経営推進事業	53
		03	医療保険	国民健康保険（保険給付費）	54
				国民健康保険（保健事業）	54
				国民健康保険（その他経費）	54
				後期高齢者医療	54

目 次

所属 番号	所 属 等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
		04	医療費の助成	特別医療	55
				心身障がい医療費助成	55
				自立支援医療	55
				腎臓機能障がい者交通費助成	55
09	福祉あんしん課	01	社会福祉対策	低所得者支援給付金	56
				定額減税調整給付金	56
				社会福祉協議会への補助金交付	57
				障がい福祉施策負担金、補助	57
				成年後見関係	57
				障がい者交通費助成・運転免許取得助成	57
				特別障害者等手当支給	58
				委託事業	58
				自立支援給付	58
				障がい児通所給付	59
				療養介護医療費事業	59
				地域生活支援給付	59
				戦没者追悼式の開催	59
				重層的支援体制整備事業	60
				子どもの居場所づくり事業	60
				民生児童委員活動の機能強化	61
		02	児童福祉対策	児童扶養手当の支給	61
				ひとり親福祉事業	61
		03	生活保護	生活保護	61
10	子育て応援課	01	児童福祉対策	子育て支援サービス	62
				放課後児童クラブの運営	63
				乳幼児家庭保育支援給付	63
		02	保育所運営	こども園・保育園の運営	64
		03	母子保健	こどもの予防接種	65
				親子の健康と子育て支援（教室・相談）事業	66
		04	子育て世代包括支援	妊娠期から出産・子育て期にわたる総合相談支援事業	68
				母子保健事業のDX推進(母子健康管理システム)	68
11	建設住宅課	01	町道等対策	防災安全等道路改良事業	69
				防災減災浸水被害防止対策事業	69
				道路維持管理事業	70
				除雪対策事業	70
				河川維持管理事業	70
		02	都市計画整備	木造住宅耐震診断事業	71
				震災に強いまちづくり促進事業	71
		03	町営住宅等対策	町営住宅、コーポラスことうら管理	71
				アスベスト撤去支援事業	71
		04	空き家対策	空き家対策事業	72
12	上下水道課	01	分庁舎管理	分庁の総合窓口業務	72
		02	生活環境の保全・向上	合併処理浄化槽事業	72
		03	下水道	下水道施設の維持管理・更新事業	73
		04	上水道	水道施設の維持管理・更新事業	74
		05	簡易水道	簡易水道施設の維持管理事業	74
13	出納室	01	会計管理	セミセルフレジの導入	75
14	農業委員会事務局	01	農地利用の最適化の推進	農地流動化推進事業	75
				農業後継者の結婚支援	75
				農業委員会活動事業	75
15	教育総務課	01	教育行政の運営	少人数学級の実現	76
				フリースクール利用料助成	76
				英語教育の充実	76
				高校生通学費助成	77
				町内通学支援	77
				コミュニティ・スクール推進事業	77
				教職員の健康管理	77
				教育相談・支援体制の充実	78
		02	学校施設の維持・管理	小中学校の維持管理	78

所属 番号	所 属 等	施策 番号	施 策	掲 載 事 業	ページ
				小中学校の教育活動支援	78
				児童生徒の健康管理	79
		03	学校教育の振興	ICT活用教育の推進	79
				就学援助制度	79
				特別支援教育就学奨励制度	79
				中学校部活動支援	80
				中学校国際交流事業	80
		04	安心安全な学校給食の提供、食育の充実	学校給食	80
16	社会教育課	01	生涯学習の充実	子ども会・ジュニアリーダー活動支援	81
				ことうら子どもパーク	81
				琴浦こども塾	81
				生涯学習の推進	81
				生涯学習センター管理	82
		02	公民館活動の促進	公民館活動	82
				公民館管理	83
		03	地域文化の振興	斎尾廃寺跡保存活用事業	83
				河本家住宅公開活用支援	84
				文化芸術振興事業	84
		04	図書館活動の促進	図書館活動	85
				子どもの読書活動推進事業	85
				読書に障がいのある方へのサービス事業	85
		05	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ少年団活動支援	86
				スポーツ協会活動支援	86
				郡・県・全国・世界大会参加推進	86
				体育施設管理	86
				トレーニングルーム運営	87
				東伯総合公園サッカー場改修	87
				ねんりんピック開催	87
17	人権・同和教育課	01	啓発と教育の推進	ことうら人権まなびの集い(法務省委託事業)	88
				人権まなびの講座(文化センター事業)	88
				人権・同和教育部落懇談会	88
				人権・同和教育推進協議会委託事業	88
部落自治振興事業一覧 目次					89
		1	部落自治振興交付金		90
		2	コミュニティ助成事業補助金		91
		3	小型除雪機購入補助金		92
		4	自治会集会施設整備費補助金		92
		5	自主防災組織防災資機材整備事業補助金		93
		6	わが町支え愛マップ推進事業補助金		93
		7	個別避難計画作成事業交付金		94
		8	資源ごみ回収小屋等設置事業補助金		95
		9	資源ごみ回収報奨金		95
		10	飼い主のいない猫対策補助金		96
		11	海岸漂着物処理業務委託事業		96
		12	竹粉碎機無料レンタル制度		97
		13	土木施設愛護ボランティア制度		98
		14	街路灯新設事業補助金		98
		15	町道支障木伐採支援事業補助金		99
		16	原材料等支給制度		99
資料編 目次					101
		1	2024年度(令和6年度)の町の予算はどうなっていますか?		102
		2	2024年度(令和6年度)の一般会計の予算はどうなっていますか?		102
		3	町の収入の35.4%を占める「地方交付税」とは何ですか?		104
		4	町の借金はどれくらいありますか?		104
		5	町の財産(資産)はどれくらいありますか?		105
		6	町の貯金(基金)と借金(町債)の推移はどうなっていますか?		106
		7	町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか?		106
		8	町の財政は健全ですか?		107
		9	町の人口はこれからどうなりますか?		108
		10	今後の財政収支の見込みはどうなりますか?		109
役場への問合せ先一覧表					110

議員報酬等

7,724万円

(議会事務局)



議会は、町民から選挙を通じて選出された議員で構成している公的機関で、議員定数は16人です。

議決機関である議会は、町民の要望を町政に反映させるため、予算・条例などの議案を審議し決定します。

◇主な経費

議員報酬	4,739万円
議員期末手当	1,611万円
共済会等負担金	1,374万円

財 源

琴浦町の負担額

7,724万円

議会だより (議会広報)

183万円

(議会事務局)



町民に町議会への理解を深めていただき、町政に対する関心を高めていただくため、議会だよりを年4回発行します。

年間を通じて、議会報告会・意見交換会等を開催し、町民の声をお聞きます。

◇主な経費

印刷製本費 183万円



財 源

琴浦町の負担額

183万円

議会改革

671万円

(議会事務局)



本会議や委員会の開催、議員研修、議員の資質向上、会議録作成、本会議議事録検索システム等に必要経費です。

○町民にわかりやすい開かれた議会を目指して、HP (ホームページ) 等を活用し、より多くの情報発信に努めます。

○DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進を図り、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、ICT化を進めるとともに、ペーパーレス会議を実施するなど議会改革を進めていきます。

○議会モニター制度を導入し、広く議会への関心度を高められるように努めます。

◇主な経費

モニター制度導入通信運搬費等	3万円
会議録作成委託料等	326万円
委員会視察研修等	342万円

財 源

琴浦町の負担額

671万円

定期監査・決算審査・随時監査 137万円

(監査委員事務局)



琴浦町では2名の監査委員が、町の財政や事業をチェックします。

○定期監査 町の収入や支出、契約などの事務や工事などが適正に行われているか、毎年度定期的に監査します。

○決算審査 町の一年間の収入・支出が適正に行われたか監査します。

○随時監査 定期監査以外に、監査委員が必要と認めたときに監査します。

◇主な経費

監査委員報酬	105万円
研修会参加旅費等	18万円
協議会等負担金	14万円

財 源

琴浦町の負担額

137万円

役場職員の給与 23億1,005万円

(総務課 行政総務室)



町長、副町長、教育長の特別職のほか、役場職員の給料、各種手当と公務災害、共済保険料などの経費です。

区分	職員数
特別職	3人
一般会計	206人
企業会計など	14人
会計年度任用職員	249人
合計	472人

◇経費

特別職の給料など	4,110万円
特別職の共済費	491万円
職員の給料など	13億6,423万円
職員の共済費	2億4,633万円
会計年度任用職員の給料など	5億5,931万円
会計年度任用職員の共済費	9,417万円

町長交際費 95万円

(総務課 行政総務室)



町長交際費は、町長が行政の様々な取組を行うにあたり町を代表して外部との交渉などをするためにかかる経費です。その使途と金額は必要最低限に抑えるように努めています。

町ホームページでその内容を公開しています。

【支出の一例】

- 慶弔費
 - ・町内お悔やみ電報 等
- 会 費
 - ・鳥取県人会総会会費等
- 土産代
 - ・視察お土産
 - ・「鳥取県ファンの集い」等琴浦町PR商品

財 源

琴浦町の負担額

95万円

職員研修 938万円

(総務課 行政総務室)



住民サービスの向上とこれからの時代に的確に対応できる職員を育成するため、職員研修を充実し、職員の資質向上を図ります。

◇主な活動

- ・政策力アップ！職員アイディア研修
政策立案に必要な研修の実施と、職員による政策企画を評価する「政策コンテスト」の実施を通じて、職員の企画政策能力の向上を図ります。コンテスト高評価事業は、令和7年度に事業化する予定です。
- ・職員派遣
県内外で実施される各種研修に職員を派遣します。

◇経費

職員研修費	161万円
研修委託料	528万円
研修経費負担金	249万円

財 源

琴浦町の負担額	894万円
その他の収入	44万円

行財政・地理情報の公開 412万円

(総務課 財務監理室)



町の予算や決算などの情報と地理情報（GIS）を公開し、町民の皆さんが知りたい情報を知ることができるようシステムを導入します。

これまでのインターネット上で公開している予算情報は、PDFファイルを開かなければ見ることができない情報でしたが、システムを導入することでインターネットのブラウザで必要な情報を知ることができるようになります。また、地理情報（GIS）では、町の道路、ハザードマップ、消火栓などの町民に必要な情報をインターネット上で公開していきます。

※GISとは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工・管理したり、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称です。



◇経費

構築業務委託料	412万円
---------	-------

財 源

国からの補助金	206万円
琴浦町の負担額	206万円

ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金） 1億7,268万円

（総務課 財務監理室）



琴浦町の自然環境の保全、次世代育成の支援、高齢者福祉の増進及び地域活力の創出等を図るため、ふるさと納税による寄附金を募り、住民サービスに活用しています。寄附者に対し、いただいた寄附がどのように活用されたか等の報告をすることでつながりを築き、琴浦ファンを創っていきます。

◇令和5年度活用事例

次世代育成の支援として、昨年度は中学校の楽器購入などを行いました。（11ページ参照）

◇経費

返礼品（記念品）	9,450万円
その他事務経費（郵送料、ポータルサイト管理、クレジット決済手数料等）	7,818万円

財 源

ふるさと納税

1億7,268万円

ふるさと未来夢応援補助金 100万円

（総務課 財務監理室）



琴浦町内で新たに起業や事業などのプロジェクトを展開する希望者にふるさと納税クラウドファンディング制度を活用し、必要となる資金の調達を支援します。琴浦町の活性化につながる起業者やNPO団体などを支援し、元気なまちづくりを行います。

※クラウドファンディングとは？

インターネットを通じて自分の夢や活動を発信することで、共感した人や応援したいと思ってくれる人を募り、資金を集めるものです。

◇経費

補助金	100万円
（寄附金から手数料等の募集にかかる経費を控除して交付）	

◇要件等

事業者は、町へ事業計画書などを提出し、町の審査を受けて、事業認定を受ける必要があります。事業者は、事業結果などを寄附者に報告等を行います。

財 源

ふるさと納税

100万円

財務諸表作成

350万円

（総務課 財務監理室）



これまでの自治体の決算書（単式簿記）ではわからなかった情報を明らかにするため、民間企業の会計の考え方を取り入れた決算書（複式簿記）を作成するものです。

琴浦町では平成28年度決算より作成・分析を行っており、町の財政運営に役立っています。

従来の決算書（単式簿記）でわかること

- ・その年度の現金の動き



補う

財務諸表（複式簿記）でわかること

- ・資産（建物などの資産、貯金）、負債（借金）の残高
- ・行政サービスにかかるコスト …など

◇経費

財務諸表作成サポート委託料	125万円
財務諸表作成システム利用料	225万円

財 源

琴浦町の負担額

350万円

行財政改革

14万円

（総務課 財務監理室）



◇背景

現在、「人口が増える時代」から「人口が減少する時代」に変化しています。人口減少によりまちの収入は減少する傾向にありますが、人口減少・少子高齢化により行政サービスは量的にも質的にも拡大しています。

◇目的

人口が減少しても質の高い行政サービスを続けるためには、まちの経営が健全であることが不可欠です。健全な経営とは収支バランスだけでなく、将来の世代に過度な負担（借金など）を残さないものでなければなりません。

行財政改革では、健全なまちの経営と質の高い行政サービスを続けるため、収入の確保や行政サービスをより効率的、効果的に行うしくみへ見直す取組を行っています。

◇経費

委員会開催経費（委員報酬等）	14万円
----------------	------

財 源

琴浦町の負担

14万円

普通財産の活用

95万円

(総務課 財務監理室)

11

ふるさと納税の活用
まちづくりを

行政財産に該当しない施設及び土地（普通財産）について有効活用をするため、令和5年度にサウンディング調査による活用案を募集しました。今年度は、提出された活用案をもとに施設の活用方法を検討し、地域の活性化に繋がります。また、施設除却跡地などの不動産鑑定を行い、土地の有効活用を進めます。

※サウンディング調査とは？
行政が活用していない町の土地や建物について、その活用方法を町民や民間事業者の皆さんから広くアイデアをいただく調査です。提案は、民間が活用する事業を含み、条件を調整して、売却や貸付けも行います。良いアイデアは、その実現に向けて事業者を選定し貸付などを行います。

◇経費

不動産鑑定委託料
有識者からの助言（報償金）

40万円
55万円

財 源

琴浦町の負担額

95万円

普通財産の解体

8,488万円

(総務課 施設管理室)

8

ふるさと納税の活用
まちづくりを

◇主な内容
耐用年数が経過し、老朽化した旧浦安地区公民館、旧逢束保育園を解体し、用地の有効活用を進めます。

◇解体を行う普通財産



旧浦安地区公民館	
建築年度	昭和43年度
構造	RC造
延床面積	1022.76㎡



旧逢束保育園	
建築年度	昭和49年度
構造	木造
延床面積	421.35㎡

◇経費

設計等委託料
工事請負費

590万円
7,898万円

財 源

琴浦町の負担額
町債（借金）

428万円
8,060万円

書かない窓口導入

3,182万円

(総務課 DX推進室)

8

ふるさと納税の活用
まちづくりを

◇背景
転入や出生などのライフイベントに関連する手続きは、多岐にわたるため、住民からは「何をすれば良いかわからない」「同じ事を何度も書かせられる」との声が寄せられており、窓口での住民の負担軽減が課題となっています。

◇目的
デジタル庁が推進する窓口業務支援システムである『窓口DXSaaS』を導入し、従来、住民が紙申請書へ必要事項を記入してから職員が手続きを進めていたものを、職員がタブレット型PC使用しつつ、必要事項を聞き取りしながら手続きを進める方式に切替えます。
必要手続きのナビゲート機能や自動転記機能等により、『書かない』『迷わない』を実現し、手続きに要する時間の短縮や手戻りを抑制する等、住民の負担軽減を図ります。

◇経費

窓口DXSaaS導入委託料
窓口DXSaaS基盤利用料

3,105万円
77万円

財 源

国からの補助金
琴浦町の負担額

1,570万円
1,612万円

ライフイベント関連手続きでの負担軽減

住民が迷わないご案内をしたい

住民が書かなくても良い窓口を実現したい

住民の手続きにかかる時間を短縮したい

必要な手続きを自動抽出

住民情報システムと連動、氏名や住所等自動転記

職員対面で聞き取りタブレットに入力

情報照会

住民情報システム

窓口DXSaaS

窓口DXSaaS

申請書自動作成

申請データ

情報連携

各課

19

住民情報システム標準化 7,088万円

(総務課 DX推進室)



◇背景

町税や社会保障制度等の執行は、様々な住民情報を基に専用のシステムで処理されていますが、各自治体で導入しているシステムは異なっています。そのため、互換性がなく、情報の相互連携やシステム改修方法も統一されていないことから、運用コスト増の要因となっています。

◇目的

自治体が執行する主要20業務において、国が定める標準仕様書に準拠したシステムへの移行、国が調達するクラウド環境で運用することによって、コスト削減を図ります。

なお、令和7年度末までのシステム移行が法律で定められているため、2ヶ年度に渡って取組を行い、令和6年度はシステム選定及びクラウドへの環境構築を行う計画です。

◇経費

標準システム構築委託料	6,810万円
ガバメントクラウド利用料	278万円

財 源

国からの補助金	6,810万円
琴浦町の負担額	278万円

入札参加資格審査の共同システム導入 88万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

発注者・事業者の事務負担を低減させることを目的とし、各発注者が個別に行っていた入札参加資格の審査を一括して行うことを可能とする共同システムの導入を行います。

共同システムは、鳥取県が主導して開発を行っており、令和6年12月頃から稼働予定です。

◇導入効果

- ・1度の申請で、複数の発注者に申請可能
- ・データ送信に変わることによって、手間・コスト・時間の削減
- ・ペーパーレス化で申請資料の保管場所が不要

◇経費

システム構築費	49万円
システム利用料（年間）	39万円

財 源

琴浦町の負担額	88万円
---------	------

ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業 1億2,279万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

老朽化したふなのえこども園と成美地区公民館について、新たな施設を複合施設として建設することにより、子育て支援をはじめとする地域に開かれた多機能な施設として整備します。



◇計画概要

- 計画地 琴浦町大字出上
- 建物規模 木造平屋建て
- 延床面積 1987.97㎡

◇経費

外構工事費	7,984万円
備品購入費	3,258万円
ネットワーク移設	625万円
新園舎開園準備費	342万円
竣工式	70万円

財 源

ふるさと納税	290万円
町債（借金）	1億940万円
琴浦町の負担額	1,049万円

本庁舎屋上太陽光パネル設置 ゼロ円

(総務課 行政総務室)



地球温暖化防止として、国全体で「カーボンニュートラル」の実現を目指し、二酸化炭素排出量削減などの取組が行われています。琴浦町でもこの3月に「ゼロカーボンチャレンジ宣言」を行い、地球環境に優しい、次世代により良い環境を残せるまちづくりにさらに取り組みます。

この取組の一つとして、琴浦町役場本庁舎の屋上に太陽光パネルを設置して、役場で使用する電力の一部を太陽光発電でまかなうことを計画しています。

◇計画概要

- 太陽光パネル設置場所 本庁舎・車庫棟・車庫屋上
- 設置効果 本庁舎電力の26.97%が太陽光発電電力化の予定
- 設置方法 PPA方式（町が設置場所を電気事業者に貸し、事業者が太陽光パネルを設置し、発電。町が発電された電気を購入し、使用する方式）

東伯総合公園施設長寿命化計画策定 703万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

町内の都市公園のうち、規模が最大の東伯総合公園について公園施設長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化対策の検討、また改築・更新に必要な費用の縮減や平準化を図ります。



◇経費

長寿命化計画策定業務	420万円
建築物劣化度調査	283万円
(総合体育館・平岩記念会館)	

財 源

国からの補助金	351万円
琴浦町の負担額	352万円

公共施設の劣化状況調査 70万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

今後も使い続ける公共施設は、施設の機能を維持させるとともに、施設の長寿命化を図る必要があります。

調査により施設の劣化状況を把握し、修繕・改修を早期かつ計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。

◇令和6年度調査予定施設

琴浦町役場分庁舎
旧以西小学校

◇調査内容

1級建築士による外壁、内装の調査
ドローンを利用した屋根、屋上の確認

◇経費

劣化状況調査委託料	70万円
-----------	------

財 源

琴浦町の負担額	70万円
---------	------

情報公開・個人情報保護 80万円

(総務課 行政総務室)



町政に対する町民の知る権利を保障し、町民参加による開かれた公正な町政を推進します。また、個人の尊厳と基本的人権の尊重のため、個人の権利利益の保護を図ります。

◇経費

情報公開・個人情報保護審査会事務委託料	80万円
---------------------	------

情報公開・個人情報保護審査会の事務を鳥取県が設置する審査会へ委託します。開示請求に対する決定について当該決定処分を受けた者から異議があった場合、審査会で、決定が妥当かどうかの審査を行います。

財 源

琴浦町の負担額	80万円
---------	------

交通安全対策事業 617万円

(総務課 防災危機管理室)



交通安全指導員、各部落交通部長、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを行います。

◇主な内容

- ・年4回の交通安全運動期間を中心に、広報車での広報、街頭・商業施設等で事故防止の啓発活動を実施します。
- ・交通災害共済への加入促進を行い、交通事故被害者の支援を行います。
- ・運転免許自主返納者への支援のため、町営バス回数乗車券またはタクシー共通乗車券を交付します。

◇経費

交通安全指導員活動経費	399万円
交通災害共済普及事業	116万円
運転免許自主返納支援	25万円
負担金	2万円
需用費(消耗品等)等	75万円

財 源

琴浦町の負担額	373万円
鳥取中部ふるさと広域連合からの交付金等	244万円

琴浦町誕生20周年記念事業 151万円

(総務課 行政総務室)



令和6年9月1日に、琴浦町が誕生してからちょうど20年になります。

このことを記念して、記念式典やイベントを行います。これらの行事を行うことで、町民の皆様これまでへの感謝の気持ちを伝えると同時に、これからのまちづくりに向けて、町民みんなが一体となって取り組む雰囲気づくりを行います。

◇主な内容

○記念式典 令和6年9月1日開催予定

町施策推進に大きな貢献をされた方に対して表彰を行います。また町にゆかりのある芸術家による演奏等を行い、町民一体感づくりを図ります。

○記念イベント 令和6年7月6日、7月7日開催予定

NHK公開番組収録を誘致し、町民おなじみのNHK番組を身近な場所で楽しむ機会を設定します。

番組名：ノーゾーのひらめき工房

◇経費

記念式典経費	131万円
NHK放送番組公開収録	20万円

財 源

ふるさと納税	120万円
琴浦町の負担額	31万円

二十歳のつどい 112万円

(総務課 行政総務室)



20歳の門出を祝い、故郷である琴浦町に誇りを感じる機会として式典を開催することで、若者のふるさと愛を強めていきます。

なお、民法の一部を改正する法律により、成人年齢が令和4年4月1日より18歳に引き下げられましたが、18歳という年齢は進学や就職などの進路選択の時期と重なり、本人やご家族の負担が大きいことや成人式の目的等を鑑み、従来通り20歳を対象にして開催します。

令和6年度は琴浦町誕生20周年になるため、合併の年に生まれた20歳の対象者とともに記念になるイベントを企画します。

◇開催予定日

令和7年1月3日

◇会場

赤碕地域コミュニティセンター

◇経費

記念品代等（記念写真を贈ります）	89万円
消耗品費（スタンド花等）	5万円
通信運搬費（開催案内を送付します）	18万円

財 源

ふるさと納税	90万円
琴浦町の負担額	22万円

部落自治振興費補助 2,537万円

(総務課 行政総務室)



◇目的

地域自治の振興を図るため、自治会活動に対し、補助金等を交付します。

◇主な内容

- ・自治会に、地域自治の振興を図るため交付金を交付します。
- ・追加交付金として、敬老会の開催等・自主防災組織が行う防災活動・広場の整備・除雪活動の4事業に対する交付金も含めて交付します。また、今年度から、公民館等の建物・土地の登記に要した費用に対する交付金も追加しました。
- ・冬期に自治会で行う除雪活動に使用するための小型除雪機等の購入に対し補助金を交付します。
- ・各地区区長会に、運営補助金を交付します。

◇経費

自治振興交付金	2,310万円
小型除雪機購入補助金	200万円
区長会補助金	27万円

財 源

ふるさと納税	300万円
琴浦町の負担額	657万円
町債（借金）	1,580万円

コミュニティ助成事業補助金 630万円

(総務課 行政総務室・防災危機管理室)



宝くじの収益金を財源に、自治会や自主防災組織に対し、コミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成します。なお、事業は必ずしも採択されるものではなく、(一財)自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行います。

◇経費

補助金	630万円
-----	-------

財 源

(一財)自治総合センター	630万円
--------------	-------

◇令和6年度実施事業

野井倉部落 (250万円)	除雪機の整備
宮場部落 (190万円)	除雪機の整備
矢下部落 (190万円)	除雪機の整備

◇令和5年度活用事例

下市公民館 (220万円・エアコン等整備)
逢束自治公民館 (160万円・エアコン整備)
上三本杉自主防災会 (200万円・小型消防ポンプ整備)

定期借地権設定事業

1,202万円

(総務課 財務監理室)

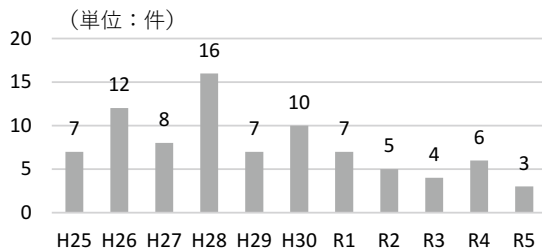


琴浦町への移住・定住促進を目的とし、きらりタウン赤碕の分譲地を町が購入し、移住・定住希望者へ土地の貸付（51年間）を行います。

◇申込資格

- ・定期借地権設定契約に関して連帯保証人のある方
- ・町との契約から3年以内に建築に着手できる方
- ・町税等の滞納が無い方

◇定期借地権付土地契約件数の推移



◇経費

分譲地購入費用 1,202万円

財 源

ふるさと納税 500万円
琴浦町の負担額 702万円

地域防災力向上事業

159万円

(総務課 防災危機管理室)



◇目的

地域住民に対して各種事業を展開し、自助・共助の取り組みを推進することで、地域防災力及び防災意識の向上を図ります。

◇主な内容

- ・災害時、支援を必要とする人や支援ができる人、避難所などを記載した個別避難計画の作成やマップづくりを行う自治会等へ補助金等を交付します。
- ・地域防災の中心となる自主防災組織等が行う資機材整備、消防ポンプ修繕に対し補助金を交付します。
- ・自主防災組織が行う防災研修や訓練等に対し、交付金を交付します。【再掲：部落自治振興費補助(p22)】

◇経費

資機材整備等への補助金 90万円
個別避難計画に取り組む地域への交付金 12万円
支え愛マップに取り組む地域への補助金 40万円
防災士養成研修に係る経費 9万円
web版防災マップに係る管理経費等 8万円

財 源

県からの補助金 45万円
琴浦町の負担額 114万円

広域消防運営と消防施設整備

2億7,511万円

(総務課 防災危機管理室)



住民の生命と財産を守る広域消防の運営等に必要な費用を負担します。

また、防災行政無線やJアラート、消防用無線、消火栓など町内の消防・防災設備の維持管理をします。

◇経費

広域消防負担金 2億5,000万円
消防庁舎建設負担金 793万円
町防災行政無線修繕・維持管理 768万円
消防用無線維持管理 76万円
消火栓等の修繕・維持管理 750万円
県防災無線更新事業負担金等 124万円

財 源

県からの補助金 50万円
琴浦町の負担額 2億7,231万円
町債（借金） 230万円

町消防団事務、災害対策経費等

5,314万円

(総務課 防災危機管理室)



町消防団を組織・運営し、火事や災害時に活動を行い、町民の生命・財産を守ります。

消防団機能強化のため、団員活動服の購入及び準中型免許の取得に対し助成を行います。

災害時に必要な備蓄品を整備するほか、孤立集落発生を防止するため、危険木の事前伐採を行います。

◇経費

消防団員報酬等活動経費 2,149万円
消防車等維持管理 523万円
消防団活動服購入 638万円
消防団員準中型免許取得に係る補助金 63万円
東桜ヶ丘フェンス改修工事設計委託料 650万円
避難所用備蓄品の購入 290万円
災害時の対応などに必要な経費 339万円
危険木事前伐採業務委託料 400万円
県消防協会等への負担金 262万円

財 源

県からの交付金 102万円
その他の収入 200万円
琴浦町の負担額 5,012万円

03 町民生活課

戸籍・住民票・マイナンバー業務 2,803万円

(町民生活課 総合窓口係)



戸籍・住民票・印鑑証明などの届出、申請の受付や発行業務を行います。

またマイナンバーカードに関する申請や交付をはじめとする各種手続きの受付、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの運用管理を行います。

◇経費

戸籍システム改修委託料	533万円
戸籍総合システム経費	1,041万円
証明発行業務（消耗品費等）	18万円
コンビニ交付サービス利用料	1,085万円
マイナンバーカード交付事務費	126万円

財 源

国からの補助金	688万円
県からの負担金	4万円
各種証明手数料	907万円
琴浦町の負担額	1,204万円

在住外国人の相談窓口の充実 5万円

(町民生活課 総合窓口係)



琴浦町における在住外国人は現在約300人で、年々増加傾向にあります。

そのため、在住外国人の方が安心して生活できるよう、町民生活課に相談窓口の看板を設置し、気軽に相談が行える環境を整えます。

また、公的機関が発信する生活・防災情報のWEBサイトをQRコードで表示した「外国人のためのSOSカード」を発行し、安心して生活ができるよう支援します。

外国人の相談窓口の看板（イメージ）



◇経費

消耗品費	5万円
------	-----

財 源

琴浦町の負担額	5万円
---------	-----

じん芥処理（ごみの収集運搬等）

2億2,529万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、ビン、缶類、再生資源（紙・布類、牛乳パック、発泡スチロール・トレイ、ペットボトル）、小型家電の収集運搬を行います。

収集したごみはほうきりサイクルセンターで焼却し、クリーンランドほうきへ埋め立て処分したり、再資源化したりします。

ごみの減量化を推進することは、ごみ処理費の縮減や、施設の延命化につながりますので、ご協力をお願いします。

◇経費

ごみの収集運搬及び処分等委託料	1億754万円
可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・ビン・缶・小型家電・有害ごみ・再生資源の回収、発泡スチロール等の処分	
町指定ごみ袋作成料	807万円
大袋525,000枚、小袋200,000枚	
資源ごみ回収小屋設置補助金	30万円
集落のごみ回収小屋の設置・改修補助金	
鳥取中部ふるさと広域連合負担金	1億877万円
ごみ処理費、ごみ処理施設建設費	
その他経費	61万円

●令和4年度回収量

可燃ごみ	不燃ごみ 小型家電	可燃性 粗大ごみ	不燃性 粗大ごみ	有害ごみ	ビン	カン	古紙 牛乳パック	古着	ペット ボトル	発泡スチロ ール・トレイ
2,774t	95t	83t	51t	4t	90t	33t	36t	39t	29t	6t



設置された回収小屋

財 源

指定ごみ袋販売代金	1,825万円	資源ごみ売却代金	55万円
廃棄物許可申請手数料	8万円	ふるさと納税	5,030万円
琴浦町の負担額	1億5,611万円		

エコライフサイクル確立事業 1,088万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



●ごみの分別の推進（資源ごみ回収事業）

ごみを減量して、再資源化を促進するために、資源ごみの回収量に応じた報奨金を交付します。

◇経費 報奨金 266万円

●ごみ減量・リサイクル推進事業

ごみの分別・再資源化を推進するため、町内5箇所での軟質プラスチック回収を継続して実施します。

ごみの減量・分別・リサイクルに関する学習会などを開催し、環境に対する意識の醸成を目指します。

◇経費 軟質プラスチック回収に係る消耗品費及び収集運搬処理委託費 478万円
環境教育関連経費（消耗品等） 19万円

●生ごみリサイクルの実証実験

生ごみのリサイクルと減量化を目指すため、分別回収による実証実験を継続します。

◇経費 参加報奨金及び消耗品費 90万円
回収委託料 120万円
手数料及び借上料 115万円

財 源

ふるさと納税 900万円
琴浦町の負担額 188万円

再生可能エネルギー推進事業 186万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



再生可能エネルギーの導入促進を図り、環境負荷の低減に努め、地球温暖化対策に貢献します。

また、クリーンエネルギーの活用による脱炭素社会の実現、地域経済の循環に関する普及啓発を行います。

○住宅用太陽光発電システム設置補助金
(3万円/kw 限度額12万円)

○木質燃料ストーブ等補助金
(機器の価格の1/5以内 限度額15万円)

○定置用蓄電池導入補助金
(7万円/kWh 限度額40万円)

◇経費 補助金 186万円



住宅に設置された蓄電池

財 源

県からの補助金 93万円
ふるさと納税 80万円
琴浦町の負担額 13万円

環境保全

930万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



●地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

令和6年3月議会で「ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言」を宣言しました。この具体的な施策の1つとして、法律に基づくこの計画を策定し、脱炭素社会の実現に向けて住民・事業者と一体的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくための具体的な指針を示します。

◇経費 事務経費（報償費・通信運搬費等） 26万円 実行計画策定支援業務委託料 475万円

●環境保全事業

琴浦町内の生活環境の保全を図るため、琴浦町環境保全条例に基づき、新たな工場や畜産施設などの開発計画の基本的な事項について環境審議会で審議し、開発と生活環境のバランスを取ります。

生活環境の現状を把握するため、町内の河川（16河川）や工場排水（1事業所）の水質検査を行います。

赤碕港周辺の沿岸の生態等の調査を行うとともに、環境保全啓発の取組を実施します。

町内で群生している特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの除去作業を行います。

また、地球温暖化対策に寄与するため、CO2排出量の少ない電気自動車を導入し、普及啓発を行います。

◇経費 環境審議会委員報酬 6万円 オオキンケイギク除去作業委託料 25万円
水質検査等委託料 68万円 電気自動車導入経費 330万円



財 源

水質検査等負担金 12万円 ふるさと納税 600万円
町債（借金） 280万円 琴浦町の負担額 38万円

不法投棄廃棄物処理事業

56万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



不法投棄の予防の取組と、不法投棄廃棄物の撤去を行い、地域や生活環境の保全及び向上を図ります。

道路脇や河川・水路へのごみのポイ捨て防止について、普及啓発を行います。



- 廃棄物不法投棄監視員によるパトロール
不法投棄物の早期発見のため、毎月2回、町内の巡視を行います。
- 不法投棄廃棄物の処理・不法投棄の防止
不法投棄廃棄物の早期処理による投棄拡大の防止と、看板等による不法投棄の防止に取り組みます。

◇経費

不法投棄監視パトロール委託料	26万円
不法投棄廃棄物処理事業	30万円

財 源

県からの補助金	15万円
ふるさと納税	30万円
琴浦町の負担額	11万円

公共水域環境保全事業

425万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



町内自治会やボランティア団体などへ海岸清掃の委託を行い、各団体に年数回の海岸清掃を実施していただくことで、海岸環境の保全を行います。

海岸漂着物の多くは、地域の道路や河川に捨てられたごみが海に流出したものです。地域でポイ捨てをしないこと、ごみを放置しないことが、海岸の環境保全にもつながりますので、ご協力をお願いします。

また、海岸の巡視などを行い、不審な漂着物の早期発見、撤去を行います。

◇経費

海岸漂着物処分料	123万円
海岸清掃委託料	300万円
その他事務費	2万円



財 源

県からの委託料	300万円
ふるさと納税	100万円
琴浦町の負担額	25万円

動物愛護

106万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



生活環境を保全するため、愛玩動物の適正な飼育についての普及啓発を行います。犬の狂犬病を予防するため、犬の台帳への登録と予防接種を推進します。

飼い主のいない猫による被害対策として、不妊去勢手術への補助を行います。

◇経費

狂犬病予防接種通知など	13万円
動物病院への狂犬病予防注射済票等	
交付事務委託料	11万円
飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金	60万円
地域猫モデル事業補助金	22万円

◇犬の登録数及び予防注射接種率

	R3	R4	R5
登録数	702	709	732
接種率	73.5%	72.5%	71.7%

財 源

県からの補助金	41万円
ふるさと納税	30万円
事務手数料	24万円
琴浦町の負担額	11万円

斎場管理

2,231万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



斎場の管理運営を適切に行うことにより、利用者の福祉と利便性の向上を図ります。

◇斎場利用の見込み件数 (単位: 件)

琴浦町住民	250
中部圏域	40
他圏域	6
改葬等	5
合計	301

◇維持管理業務

施設・設備の適切な維持管理を行います。

◇経費

燃料費 (灯油代等)	199万円
光熱水費 ほか	248万円
火葬炉設備等修繕工事	1,672万円
広域連合負担金	112万円

財 源

使用料・その他収入	409万円
他市町村利用負担金	112万円
町債 (借金)	1,670万円
琴浦町の負担額	40万円

情報発信（惑星コトウラ若手職員提案事業）

889万円

（企画政策課 SDGs推進室）



情報発信

818万円

「広報ことうら」及びホームページ、SNSで行政情報や町の魅力を発信します。

ホームページにおいては、閲覧しやすく情報を見つけやすいページ作成を行います。また、YouTubeへの動画投稿による音声付きでの行政情報の発信を行うことで、より分かりやすい広報を目指します。

町報等印刷製本費	607万円
ホームページ管理費	34万円
LINE管理費	172万円
その他事務経費	5万円

◇YouTubeによる行政情報の発信



財 源

琴浦町の負担額 818万円

文字だけでは分かりづらい案内を、音声やイラスト等を使ってお知らせします。

探しやすいよう、内容ごとに動画を分類する再生リストを作成しています。

惑星コトウラ若手職員提案事業

71万円

惑星コトウラを介して琴浦町の魅力を町内外にPRするため、若手職員によるプロジェクトチームを結成。若者目線での情報発信や、事業を通じて町への愛着や誇りの醸成を図ります。

◇経費

衛星探索事業（県外イベント企画運営費）	34万円
惑星コトウラPRイベント（企画運営費）	37万円

財 源

ふるさと納税 60万円
琴浦町の負担額 11万円



光ケーブル、防災無線の管理 5,451万円

（企画政策課 SDGs推進室）



安定した通信環境を維持するため、町が設置している光ケーブル施設の保守や修繕を行います。

光ケーブル施設を利用して、防災行政無線戸別受信機から町や自治会等の放送を行っています。また、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）により、各家庭に番組配信やインターネットサービスを提供しています。

○TCCケーブルテレビ・インターネットの申込み

TCCまたは企画政策課

○防災行政無線戸別受信機に関する問合せ

企画政策課（☎52-1708）

◇経費

設備保守委託料	3,762万円
通信・放送施設改修費	127万円
戸別受信機購入費	169万円
その他経費（借上料等）	1,393万円

財 源

通信施設使用料	1,883万円
加入金・工事負担金等	379万円
琴浦町の負担額	3,189万円

国際交流、男女共同参画の推進 88万円

（企画政策課 SDGs推進室）



○国際交流の推進

- ・町が友好交流協定を締結している韓国麟蹄（インジェ）郡守を琴浦町誕生20周年記念事業に招待します。
- ・多文化共生社会の実現のため、琴浦町国際交流協会が行う在住外国人と地域住民等の交流の取組を支援します。

◇経費

韓国麟蹄（インジェ）郡交流事業費	37万円
国際交流協会補助金	10万円

○男女共同参画の推進

- ・第4次男女共同参画推進プランに基づき、町民への啓発活動の一環として琴浦町男女共同参画推進会議によるフォーラム開催を支援します。

◇経費

男女共同参画推進会議補助金	38万円
その他経費	3万円

財 源

琴浦町の負担額 88万円

デジタル田園都市国家構想総合戦略（地方創生戦略）の策定

489万円

(企画政策課 SDGs推進室)



令和6年度末で「第2期まち・ひと・くらし創生戦略」の計画期間が終了することに伴い、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に合わせた新たな戦略策定を行います。策定にあたっては、従来の住民アンケート・ワークショップのほか、新たにオンラインプラットフォームを活用し、これまで時間や場所による制約等で参加出来なかった子育て世代、若年層からも意見を募集し、より町民の意見を反映させた戦略の策定を目指します。



オンラインプラットフォーム (Liquid) のページです。今後、様々なテーマでの意見を募集します。お気軽に登録・書き込みをお願いします。



◇経費

オンラインプラットフォーム導入委託料	436万円
その他経費	53万円

財 源

国からの補助金	184万円
琴浦町の負担額	305万円

地域交通対策

1億292万円

(企画政策課 SDGs推進室)



町営バスの見直しや共助交通の推進など、より効率化で充実した地域交通を推進し、小中学生の通学や高齢者の買物や通院などの日々の暮らしに必要な移動手段を確保します。

○R6年度町営バス運行見直し内容

- ①JR接続・地元要望を考慮して、一部ダイヤを変更
- ②利便性向上のため、フリー乗降区間を見直し
- ③上郷地区などにおいて、共助交通の実証実験を実施

◇経費

町営バス運行委託料	9,124万円
広域路線バス運行補助金	770万円
交通空白地タクシー補助金	64万円
共助交通に関する補助金	200万円
その他の経費	134万円

財 源

町営バス利用料	528万円
県からの補助金	2,901万円
琴浦町の負担額	6,863万円

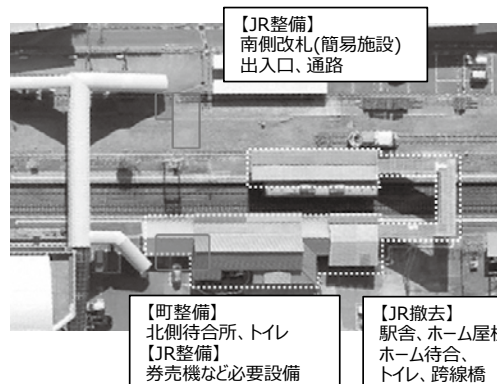
浦安駅整備事業

55万円

(企画政策課 SDGs推進室)



浦安駅の駅舎、跨線橋などの施設が老朽化し、安全確保が困難となっていることから、JRは既存施設を撤去する方針を決定しました。撤去後は、町が北側に待合所、JRが南側に改札口の整備を行います。R6年度は、待合所の設計を行い、R7年度は建設工事を実施します。



◇経費

基本計画技術支援業務	55万円
------------	------

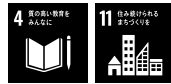
財 源

琴浦町の負担額	55万円
---------	------

地域おこし協力隊

1,135万円

(企画政策課 SDGs推進室)



「地域おこし協力隊」制度を活用し、都市部から転入した若者等の意欲や能力を活かして地域活性化を進め、移住定住による地域力の充実・強化を図ります。

※地域おこし協力隊とは？

都市部から転入した者を概ね1年以上3年以下の期間、地方自治体が委嘱。地域協力活動を行ってもらい、その地域への定住・定着を図る取組です。

◇主な活動内容

関係人口の創出を目的とし、若年層のIJUターン促進、まちのファンづくりのために活動します。また、情報発信専門員として、町民にとっての日常や日々のライフワークなどに目を向け、地域の実情を取材して発信します。

◇経費 ※隊員4人分

報酬など	574万円
活動費（消耗品費、旅費など）	376万円
お試し協力隊、サポート事業	185万円

財 源

琴浦町の負担額	1,135万円
---------	---------

町内地域づくり団体等の支援 522万円

(企画政策課 SDGs推進室)



「琴浦まちづくりネットワーク」、「とっとり琴浦熱中・小学校」の運営支援および地域活性化団体の活動支援を行い、自主的な地域活性化の取組を推進し、元気なまちを目指します。

○まちネットの活動支援

運営費の一部、フォーラム開催費用を補助します。

○元気づくり応援事業費補助金

町内地域活性化団体の活動を補助金を交付して支援します。(スタートアップ型とステップアップ型の2種類)

○とっとり琴浦熱中・小学校の運営支援

運営費の一部を補助します。

◇経費

まちネット運営費補助金	155万円
元気づくり応援事業費補助金	30万円
熱中・小学校運営費補助金	330万円
その他の経費	7万円

財 源

ふるさと納税	330万円
琴浦町の負担額	192万円

地域づくり事業（地域運営組織の支援）

613万円

(企画政策課 SDGs推進室)



◇地域運営組織活動交付金

古布庄、安田、以西の3地区では、小学校の閉校や保育園の閉園をきっかけに、地域住民が中心となり地域運営組織が形成され、住民主体での地域課題解決に向けた様々な活動が進んでいます。地域運営組織と地区公民館が一緒になり取り組む地域の活性化や地域福祉の充実、地域の困りごと解決等、住民主体での活動を推進し支援します。

古布庄まちづくり協議会	176万円
安田地域づくり協議会	181万円
以西地区振興協議会	153万円

◇地域づくり活動費 30万円

地域運営組織のない地区において、住民主体の地域づくり活動を推進します。
(八橋地区、浦安地区、下郷地区、上郷地区、赤碕地区、成美地区)

◇地域活動の拠点施設管理

地域活動の拠点となっている施設の管理を行います。	
三本杉ふるさと分校	10万円
旧安田保育園	63万円

財 源

琴浦町の負担額	613万円
---------	-------



以西軽トラ市



古布庄夏まつり

移住定住促進事業

2,515万円

(企画政策課 移住定住推進室)



移住の際に必要な住居の確保と空き家の活用を「空き家ナビ」の運営・情報提供により支援します。また、移住者に対する奨励金、補助金や移住定住アドバイザー、サポーターによる移住定住促進と地域活性化を図ります。

- ◇**空き家ナビ（空き家情報の登録・提供制度）** 6万円
 空き家の情報を登録。ホームページ等で物件情報を公開し、利活用を推進します。
 2024年3月現在 16件登録 登録数延べ185件（うち売買等成約138件）



【移住ナビHP】

- ◇**暮らそうコトウラ！新築奨励金** 1,220万円
 町内に新築を購入し、居住する者に支給（最大200万円）
 ①若者・子育て世帯の場合【②と併用可】
 ●補助内容 県内者：上限50万円 県外者：上限100万円
 ②きらりタウンの場合【①と併用可】
 ●補助内容 県内者：100万円 県外者：100万円



【空き家ナビHP】

- ◇**暮らそうコトウラ！空き家活用補助金** 780万円
 空き家ナビの物件を購入または賃貸借する者に支給（最大100万円）
 ①空き家購入補助金（リフォーム利用可）
 ●補助内容 県内者：上限20万円、県外者：上限80万円
 ※賃貸物件のリフォーム一律上限40万円
 ②空き家家財道具撤去費補助金
 ●補助内容 家財道具等の撤去費用 補助率1/2 上限20万円

- ◇**コトウラ暮らしお試し住宅「琴浦さんち」** 59万円
 長期滞在しながら琴浦での生活が体験できます。

- ◇**移住定住アドバイザー、移住定住サポーターの設置** 301万円

- ◇**その他経費** 149万円
 その他支援金、印刷製本、移住相談会参加旅費など

財 源

町債（借金）	1,300万円
県からの補助金	520万円
その他収入	20万円
琴浦町の負担額	675万円

関係人口創出事業

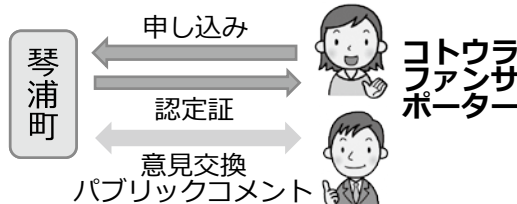
197万円

(企画政策課 移住定住推進室)



観光以上、定住未満。移住しなくても地域に関わり、応援する「関係人口」。琴浦町出身者やふるさと納税者、琴浦と関わりを持ちたい人等に町に興味を持ってもらい、琴浦町に関わる「関係人口」を増やします。

- ◇**ふるさと住民票** 29万円
 琴浦町に関心のある人を、（ふるさと住民）コトウラファンサポーターとして登録し、認定証を交付します。
 コトウラファンサポーターは、関係人口事業に参加したり、定期的な情報交換をし、まちづくりに参加してもらいます。



- ◇**都市部の若者とのマッチング** 40万円
 都市部の若者と町内事業所のマッチング支援
 地方で短期労働したい若者と町内事業者をマッチングするサイトと連携し、来町する若者との関係を築きます。
 若者を受け入れる町内事業者の負担する経費を助成します。

- ◇**琴浦会** 128万円
 琴浦町出身者で構成する町人会。会員へは毎月、町報等を送付します。
 会員同士の交流会を、東日本地区・西日本地区それぞれで開催します。

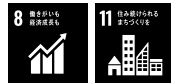
財 源

琴浦町の負担額

197万円

地域おこし協力隊制度の活用「事業承継枠」 433万円

(商工観光課 商工担当)



「地域おこし協力隊」制度を活用し、後継者のいない町内事業者が、第三者へ円滑に事業承継できるよう支援します。

※地域おこし協力隊とは？

都市部から転入した者を概ね1年以上3年以下の期間、地方自治体が委嘱。地域協力活動を行ってもらい、その地域への定住・定着を図る取組です。

◇活動内容

- ・ 隊員は町内事業者の研修を受けつつ、事業承継の準備に取り組む
- ・ 最長3年の任期終了後は、受入事業者の事業を引き継ぐ

◇経費

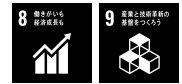
- ・ 委託料 433万円

財 源

琴浦町の負担額 433万円

新事業展開・販路開拓等支援補助金 150万円

(商工観光課 商工担当)



新たな顧客層の獲得に向けた商品・サービスの開発、デジタル技術の導入など町内事業者の新たな事業活動を支援します。

◇対象者

- ・ 町内で事業を行っている個人又は会社

◇補助対象経費

- ・ 新しい製品・サービスの開発、既存商品等の改良経費
- ・ マーケティング戦略構築経費
- ・ デジタル活用の専門家の受入経費 他

◇補助率

- ・ 3分の2（1件あたりの補助限度額50万円）

◇経費

- ・ 補助金 150万円

財 源

琴浦町の負担額 150万円

事業承継・引継ぎの啓発 34万円

(商工観光課 商工担当)



後継者がいない等の理由で将来、廃業する可能性のある経営者から次の経営者や創業希望者へ事業・設備・取引先等を引継ぐことにより、町の産業の持続化と賑わいづくりを図るため、啓発セミナーを開催します。

◇対象者

- ・ 町内で事業を行っている個人又は会社

◇セミナー開催時期

- ・ 9月（予定）

◇セミナーの内容（予定）

- ・ 事業の引継ぎに関する社会・経済の変化や傾向
- ・ 実際に事業の引継ぎを経験した人の体験談
- ・ 事業の引継ぎに必要な準備や活用できる制度

◇経費

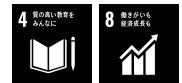
- ・ 委託料 34万円

財 源

琴浦町の負担額 34万円

琴浦町未来人材奨学金返還支援事業 104万円

(商工観光課 商工担当)



大学等で修学した者の県内就職又は就業を促進するとともに、若者の琴浦町へのIJUターン及び定住を図り、地域で活躍する人材を確保することを目的に奨学金の返済を支援します。

◇支援内容

- ・ 無利子の場合：奨学金の1/2（限度額：3万円/月）
- ・ 有利子の場合：奨学金の1/4（限度額：1.5万円/月）

◇対象者の要件

- ・ 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象者
- ・ 琴浦町定住者

◇経費

- ・ 補助金 104万円



財 源

琴浦町の負担額 104万円

国道9号商工街路灯撤去工事

2,990万円

(商工観光課 商工担当)



東伯地区の国道9号沿いにある商工街路灯は、設置から39年が経過し、老朽化により倒壊の危険があります。安全を確保するため、すべての商工街路灯を令和6年度から令和8年度にかけて撤去します。

◇工事内容

- ・商工街路灯撤去（30ヶ所）

◇経費

- ・工事請負費 2,990万円

◇工事スケジュール

- ・令和6年6月～令和7年1月（予定）

◇撤去予定数

令和6年度	30ヶ所
令和7年度	28ヶ所
令和8年度	29ヶ所
合計	87ヶ所

◇工事範囲

- ・別所から八橋（新洗川橋西側）



財 源

琴浦町の負担額

2,990万円

中小企業イメージアップ推進事業 30万円

(商工観光課 商工担当)



町内中小企業のイメージアップや人材確保に繋がる取組を支援することにより、中小企業の振興を図ります。

◇対象者

- ・町内で事業を行っている個人又は会社（補助金交付は、1事業者1回限り）

◇対象経費

- ・ホームページ作成に係る経費
- ・PR動画作成に係る経費
- ・パンフレット、カタログ作成に係る経費
- ・会社のロゴ、デザイン作成に係る経費
- ・求人サイト掲載に係る経費

◇補助率

- ・2分の1
（1件あたりの補助限度額10万円）



◇経費

- ・補助金 30万円

馬野建設PR動画

財 源

琴浦町の負担額

30万円

2025年農林業センサス 360万円

(商工観光課 商工担当)



農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の基本構造の実態調査を行います。（5年に1回）

◇調査基準日

- ・令和7年2月1日現在

◇調査対象

- ・農林業を営んでいるすべての農家、林家、法人組織

◇調査方法

- ・調査員が各戸を訪問

◇経費

- ・報酬 330万円
- ・需用費 11万円
- ・役務費 等 19万円

財 源

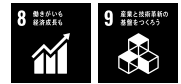
県からの委託費

360万円

町観光協会事業費補助金

70万円

(商工観光課 観光担当)



町観光協会における次の観光振興事業に対する支援を行います。

①町観光スポットPR強化 ②PRTIMES活用情報発信 ③第3弾ととのうらクーポン割引 他

◇内容

①町観光スポットPR強化

旅行会社等へ向けて町の観光スポットの情報発信を強化します。

②PRTIMES活用情報発信

PRTIMESを活用した情報発信を行います。

③第3弾ととのうらクーポン割引

町民限定で町の観光を体験してもらうためのクーポンの発行を行います。



光の籠絵など町の観光地をPR



R5「開運琴浦！昇龍めぐり」として発信



ととのうら割引クーポン

◇経費

・補助金 70万円

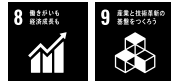
財 源

琴浦町の負担額

70万円

一向平キャンプ場水風呂設置工事 440万円

(商工観光課 観光担当)



サウナの聖地化を図るため、老朽化した簡易プールを撤去し、水風呂を設置します。

◇内容

・ネイチャーサウナにふさわしい水風呂を設置します。



※水風呂のイメージ

◇工事のスケジュール

・6月から8月中旬までを予定（施設の利用は可）

◇経費

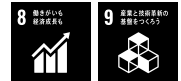
・委託料、工事請負費 440万円

財 源

町債（借金）	400万円
琴浦町の負担額	40万円

各種イベントでの「癒やし」体験 15万円

(商工観光課 観光担当)



公民館行事等において、ウィスキング等の体験会を行います。

ウィスキングとはサウナ室において蒸気を使い、白樺などの枝を束ねたもので体をさすったりするマッサージのことです。

◇場所

・各地区公民館など

◇内容

・町民の方にウィスキング等の体験をしてもらいます。



ととのうらフェスでの様子



◇経費

・需用費 15万円

財 源

琴浦町の負担額	15万円
---------	------

白鳳祭運営補助金

480万円

(商工観光課 観光担当)



第31回の白鳳祭開催に向けて、白鳳祭実行委員会に対して運営支援を行います。
祭をととして世代・地域間を越えた交流の場の創出、にぎわいと活力づくりを目指します。
また、飲食スペースや有料観覧席の設置を行います。

◇開催予定日

・令和6年8月4日(日)

◇主な内容

- ・レーザーライト花火ショー
- ・たいまつ行列
- ・ダンス
- ・白鳳太鼓
- ・露店出店



レーザーライト花火ショーの様子



白鳳太鼓の様子

◇経費

・補助金 480万円

財 源

ふるさと納税
琴浦町の負担額

430万円
50万円

インバウンド誘致支援負担金 53万円

(商工観光課 観光担当)



県中部市町で連携して、台湾・香港インバウンドを対象とした誘致支援事業です。

◇内容

- ・台湾・香港からの旅行者のうち、道の駅琴の浦へ立ち寄った方に対して支援します。



R5台湾観光客受入の様子

◇経費

・負担金 53万円

財 源

町債(借金) 50万円
琴浦町の負担額 3万円

新事業展開・販路開拓等支援補助金 50万円
「インバウンド受入環境整備支援枠」

(商工観光課 商工担当)



インバウンド需要を取り込み、町内経済の活性化を図るため、キャッシュレス化やメニューの多言語化等のインバウンド受入環境整備に取り組む事業者を支援します。

◇対象者

- ・鳥取県外国人観光客倍增促進補助金の交付を受けている町内で事業を行っている個人又は会社等

◇補助対象経費

- ・外国語案内パンフレット、HPの整備に要する経費
- ・音声翻訳を行うための端末等の整備に要する経費他

◇補助率

- ・4分の1
(県と合わせて4分の3)
(1件あたりの補助上限額50万円)

◇経費

- ・50万円

財 源

琴浦町の負担額 50万円

課税や納税に関する事務経費

4,459万円

(税務課 賦課徴収業務)



町民税や固定資産税などの税金の課税と徴収に必要な経費です。

土地や家屋の調査評価業務、収入の申告や調査を行い、適正な賦課業務を行います。納税に対しては口座振替の推進や租税教育、納税相談を行います。

◇経費

・ 評価事務に関する経費	
固定資産税の賦課に伴う経費	31万円
家屋評価システム使用料等	91万円
土地評価システム保守委託料等	16万円
公図修正業務委託料	15万円
固定資産に関する負担金等	55万円
・ 課税事務に関する経費	
確定申告に伴う経費	34万円
町税等の賦課に伴う経費	1,264万円
町税償還金等	700万円
・ 税徴収事務に関する経費	
滞納処分実施に伴う経費	65万円
租税教育推進に関する経費	1万円
中部ふるさと広域連合負担金	1,391万円
・ 住宅新築資金等債務整理に関する経費	
強制執行等に関する経費	796万円

【町県民税定額減税】 1億1,080万円 減税

令和6年度分町県民税所得割額の減税

[対象者]

国内に居住している令和5年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割税額のある納税義務者

[減税額]

(本人+配偶者、扶養者) × 1万円 減税

【住宅新築資金等債務整理】 796万円

債務者に対し、強制執行(差押え・競売等)を行い、債権回収を行います。

財 源

県からの補助金	49万円
琴浦町の負担額	4,410万円

地籍調査事業

2,298万円

(税務課 地籍調査係)



境界の調査、測量、面積の測定など地籍の調査を行い、その結果を地図及び簿冊にまとめ、法務局に登録します。

地籍とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積などの土地の情報、いわば「土地の戸籍」です。

事業の進捗を図るため、急傾斜地域は航空写真(リモートセンシング)データを活用した、現地調査を省略する方法の活用を検討していくとともに、地権者の理解が得られるように、地元説明会や広報を実施します。

◇地籍調査の効果

- (1) 土地の権利の明確化、境界紛争の防止
- (2) 登記費用、測量費用の節減
- (3) 地震、土砂崩れ、水害等により境界が不明になっても正しい境界が復元できます。
- (4) 正確な経営面積等の把握によって経営を合理的に行えます。

◇現地調査、測量(新規着手地区)

- (1) 現地で、土地所有者の立会いのもと、境界の確認などの調査
- (2) 確認した境界の測量

※調査区域(予定)

倉坂周辺の山林

※立会いへのご協力をお願いします(調査区域内の土地所有者の皆様には案内文書を郵送)。



現地立会いの様子

◇調査結果をまとめた地図・簿冊の作成(継続地区)

- (1) 前年度、現地調査し測量した結果をもとに、地図の作成、面積の測定
- (2) 作成した地図と、面積など調査結果の土地所有者による確認



地図、面積などの確認の様子

※調査区域

佐崎・太一垣・西宮

周辺の山林(R5年度現地調査区域)

◇経費

地籍調査事業	1,721万円
地籍データ管理運営	577万円

財 源

県からの補助金	1,291万円
琴浦町の負担額	1,007万円

スマート農業推進事業

257万円

(農林水産課 農林水産振興係)



高齢化等による担い手の減少が急速に進んでおり、持続可能な農業を実現するために、スマート農業技術の普及拡大を図ります。

◇主な経費

補助金 257万円

◇事業内容

町スマート農業推進協議会運営費補助金

スマート農業機械を導入している研修ハウスにおいて、環境モニタリングを活用したミニトマトの栽培管理に取り組み、品質の安定と収量アップを目指します。

スマート農業社会実装促進事業補助金

スマート農業の社会実装を促進するため、スマート農業機械の導入経費の支援を行います。

ロボット草刈機

果樹園内の草管理の軽労化

財 源

県からの補助金	66万円
琴浦町の負担額	91万円
町債（借金）	100万円

園芸産地活力増進事業

1,064万円

(農林水産課 農林水産振興係)



主要園芸品目のさらなる生産振興を図るため、産地強化や特産物の育成、新品種の試作などの取組を支援し園芸産地の活力増進を図ります。

◇主な経費

補助金 1,064万円

◇事業内容

①発展・成長タイプ

ブロッコリーの生産振興（育苗センターの機能向上）

内容：ハウス自動巻上機・換気扇

環境モニタリング装置

②新たな特産物育成タイプ

甘藷の生産振興

内容：掘り取り機・マルチャー

③軽労化支援タイプ

西瓜生産部アシストスーツの導入

内容：収穫作業の軽労化

財 源

県からの補助金	709万円
琴浦町の負担額	355万円

がんばる農家プラン事業

2,340万円

(農林水産課 農林水産振興係)



意欲ある農業者等が生産規模の拡大や生産性、収益の向上に向けて立てた計画の実現・目標の達成のために行う創意工夫を活かした施設や機械の導入を伴う取組にかかる費用を支援することにより、元気な農業者等を育成し、地域農業の振興、活性化を図ります。

◇主な経費

補助金 2,340万円

◇対象者

認定農業者、農業を営む法人、任意組織（構成員10名以下）で、プラン（営農計画）の承認を受けた者

◇令和5年度活用事例

規模拡大支援として、ハウスや乾燥機や精米機などの施設・機械を導入しました。

◇令和5年度活用事例（写真）



米乾燥機



もみすり機



ミニトマトハウス



白ネギ コンプレッサー

財 源

県からの補助金	1,560万円
琴浦町の負担額	110万円
町債（借金）	670万円

環境保全型農業直接支払事業 103万円

(農林水産課 農林水産振興係)



自然環境の保全に効果の高い有機農業（化学肥料や化学合成農薬を使用しない取組）などに取り組む農業者団体に対して交付金を支払います。

琴浦町では東伯有機米生産部の取組に対し本事業の支援を行っています。

◇取組状況

有機農業 取組面積 水稻栽培 861a
交付単価 取組面積×12,000円/10a

◇主な経費

交付金 103万円

財 源

県からの補助金 77万円
琴浦町の負担額 26万円

鳥獣被害対策事業

854万円

(農林水産課 農林水産振興係)



イノシシやシカ、カラスなどの農作物等に被害を与える野生鳥獣に対して、捕獲許可を出して個体数を減らす対策や、農作物を守るために電気柵などを設置し農地等への侵入を防ぐ対策を支援することで、被害を防ぎます。

◇主な事業

- 捕獲奨励金の交付（個体数を減らす対策）
- 侵入防止柵設置支援（侵入を防ぐ対策）

◇主な経費

個体数を減らす対策 574万円
侵入を防ぐ対策 247万円
その他の対策 33万円

財 源

県からの補助金 479万円
琴浦町の負担額 375万円

ぶどう生産拡大事業補助金 1,139万円

(農林水産課 農林水産振興係)



ワイナリー事業と併せて醸造用ぶどうの栽培や生食用の優良品種の導入を推進するため、ぶどう棚やかん水施設などぶどう園整備に係る経費を支援し、産地の拡大と活性化を図ります。

◇事業内容

- 醸造用ぶどう
- ・生産基盤対策 補助金810万円
 - ①かん水設備 ②果樹棚 ③新植（苗木）
 - ・生産促進奨励金 補助金188万円
 - ④新植（苗木）200a
- 生食用ぶどう（マスカ・サーティン）
- ・生産基盤対策 補助金135万円
 - ①かん水設備 ②果樹棚 ③新植（苗木）
 - ・生産促進奨励金 補助金6万円
 - ④新植（苗木）6a



かんすい設備・果樹棚整備

財 源

県からの補助金 1,041万円
琴浦町の負担額 98万円

鳥取梨生産振興事業

3,083万円

(農林水産課 農林水産振興係)



「新甘泉」「王秋」など、高値で安定している品種の生産拡大、ジョイント栽培の推進と苗木の安定供給等の対策を実施し、梨産地の活性化を図ります。

梨の生産拡大のための基盤として、果樹棚の設置、気象災害対策としての網掛け施設、かん水施設等の整備費用について補助を行うことにより、栽培面積の拡大、販売促進につなげます。

県内有数の梨産地である琴浦町の活性化のため、補助事業を推進しています。



ジョイント栽培 網掛け施設

財 源

県からの補助金 2,914万円
琴浦町の負担額 169万円

がんばる地域プラン事業 1,530万円

(農林水産課 農林水産振興係)



令和3年度に策定した琴浦ブロックリー地域プランの実現に向けた取組に対して支援します。

○ソフト事業

堆肥・緑肥の導入

排水性や地力の低い条件不利地での排水性と保水性の両面を改善する効果のある堆肥の導入、土壌排水性向上、反収向上に効果が認められている緑肥作物の導入を支援します。

また、作業に必要な農機具等の操作の技術取得に係る費用について支援します。

○ハード事業

機械等の導入

作業の省力・効率化、品質向上に係る機械等の導入を支援します。

財 源

県からの補助金	1,093万円
ふるさと納税	430万円
琴浦町の負担額	7万円

農業研修事業 1,412万円

(農林水産課 農林水産振興係)



琴浦町で就農を希望する者に農業研修を実施し、移住定住の促進及び新規就農者の確保を図ります。

◇農業研修

地域おこし協力隊制度を活用し、町内での就農を目指す者に対して研修を行います。ミニトマト・ブロッコリー生産者の募集を行うほか、企業委託型の研修制度を設け、醸造用ブドウ生産者の育成を図ります。

◇研修生募集

県外での就農相談会、移住定住フェアに参加し研修生を募集します。

◇体験ツアー

町内での就農を具体的にイメージするための農業体験や現地相談会を開催します。

◇主な経費

報償費	124万円
使用料・賃借料	191万円
委託料	821万円
その他	276万円

財 源

その他（施設利用料）	77万円
琴浦町の負担額	1,335万円

農業後継者育成対策事業

3,996万円

(農林水産課 農林水産振興係)



新規就農者の就農初期における営農経費の負担軽減を図り、就農定着を支援します。

◇主な事業

◇経営開始資金・農業次世代人材投資資金（国）

経営開始直後の新規就農者に対して、経営確立を支援するため、最大150万円/年の資金を交付します。

対象者：認定新規就農者（経営開始時の年齢が50歳未満）

交付額：【次世代人材投資資金】 150万円/1～3年目 120万円/4～5年目（最長5年間）

【経営開始資金】 150万円/1～3年目

◇親元就農促進支援交付金（県）

親元就農を促進し、農業経営の継続的な発展を図ります。

対象者：経営主（認定農業者等）、研修生（3親等以内の親族、研修開始時の年齢が55歳未満）

交付額：10万円/月（最長2年間）

◇就農条件整備事業（県）

就農後に必要な機械、機具及び施設の整備について支援を行います。

対象者：認定新規就農者

事業費：1,200万円以内/5年間 補助率：1/2

財 源

県からの補助金	3,315万円
ふるさと納税	200万円
琴浦町の負担額	481万円



地域計画策定

5万円

(農林水産課 農林水産振興係 農業委員会事務局)

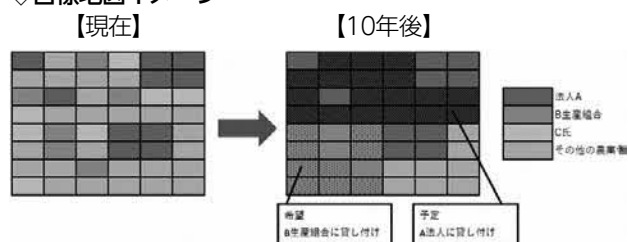


農業生産人口の減少や高齢化に伴い、5年後、10年後、水田や畑の耕作者がいなくなり、荒廃農地が増えるなどの課題が生じ地域の農業が衰退してしまう恐れがあります。

将来の地域農業のあり方について、担い手となる農業者や農地の所有者だけでなく地域住民を含め総ぐるみで話し合いを行い、無理なく地域で農地の活用、維持管理を進めるための方針いわゆる「地域計画」を作成するとともに、農地一筆ごとの10年後の耕作者の計画となる「目標地図」を作成し、計画に基づき取組を進めることで持続可能な地域農業の確立を目指します。

※「地域計画」は、令和5年4月から農業経営基盤強化促進法の規定により令和7年3月までに作成することが義務づけられています。

◇目標地図イメージ



◇策定の流れ



◇主な経費

事務費 5万円

財 源

県からの補助金 5万円

農林水産課

自給飼料生産確保対策事業

1,485万円

(農林水産課 農林水産振興係)



飼料価格の高騰に対する酪農家の負担軽減と経営支援のため、自給飼料生産に取り組む作業受託団体の機械購入にかかる経費を補助し、飼料価格高騰等の影響を受けにくい生産体制の強化を図ります。

◇主な経費

補助金 1,485万円

◇対象者等

作業受託団体

◇事業内容

持続可能な生産体制強化支援

①ホイールローダー 1,550万円×1/2

②カッティングミキサー 1,420万円×1/2



ホイールローダー（サイレージの取出や積込を行う機械）



カッティングミキサー（混合飼料を調製するための機械）

財 源

県からの補助金 990万円

ふるさと納税 420万円

琴浦町の負担額 75万円

田越・笠見地区浸水対策事業

5,955万円

(農林水産課 農村整備係)



平成30年台風24号豪雨により田越、笠見地内を流れる水路がやばせこども園周辺で溢水し、周辺の農地、笠見集落内で浸水被害が生じました。水路等の調査・検討内容に基づいた実施計画ロードマップに沿って浸水対策を行います。

田越地内における洗川へ放流する新たな水路を設置するため、用地取得や工事の支障となる建物等の補償を行います。また、やばせこども園前の水路新設工事、やばせこども園から上流にある牛舎付近まで水路改修工事を行います。

◇主な経費

工事請負費 4,001万円 土地購入費 664万円 補償金 1,290万円



財 源

町債（借金） 5,950万円
琴浦町の負担額 5万円

ダム等土地改良施設維持管理事業

1億1,447万円

(農林水産課 農村整備係)



土地改良施設の維持管理を行う東伯地区土地改良区連合、東伯町土地改良区及び赤碕町土地改良区を支援し、ダム、畑かん等の国営造成水利施設の操作委託、管理整備を行い適切な維持管理を行っています。

※土地改良施設とは？

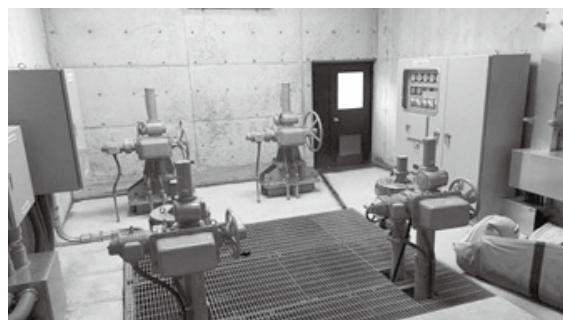
土地改良施設とは、ダムや畑かんをはじめ、農業のための用水施設や排水施設、道路、その他農業をするにあたり有益な施設のことをいいます。

◇主な経費

委託料 4,560万円
負担金 2,136万円
補助金 4,737万円
役務費等 14万円

財 源

県からの補助金 4,345万円
町債（借金） 1,590万円
発電所特会繰入金 616万円
北栄町負担金 739万円
土地改良区負担金 356万円
他目的使用料 1万円
琴浦町の負担額 3,800万円



船上山ダム放流設備操作盤の更新



第一揚水機場操作盤内インバータの交換

日本型直接支払交付金事業 1億6,256万円

(農林水産課 農村整備係)



農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動を支援する制度です。

多面的機能支払交付金

活動組織へ交付金を交付することで地域の共同活動を支援し、地域資源を適切に保全するとともに、担い手農家への農地集積を後押しします。

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件が不利な中山間地域において、農地荒廃を防いだ地域に交付金を交付します。

◇主な経費

交付金	1億6,236万円
需用費	20万円

財 源

県からの補助金	1億2,177万円
琴浦町の負担額	4,079万円

しっかり守る農林基盤整備事業 1,387万円

(農林水産課 農村整備係)



ほ場整備から約30年が経過し、道路や水路が経年劣化により破損しています。破損している農林基盤の簡易な改修、修繕を施すことにより、農林業者の営農意欲の維持向上を図ります。

◇事業内容

- ・原材料（機械代）等助成
- ・工事及び補助金 7件

◇負担割合

水路：県50%、町35%、地元15%
道路：県40%、町40%、地元20%

◇主な経費

原材料費	150万円
機械借上料	150万円
工事請負費・補助金	1,087万円

財 源

県からの補助金	585万円
地元負担金	109万円
琴浦町の負担額	693万円

ため池防災減災対策推進事業

1,179万円

(農林水産課 農村整備係)



松谷第3ため池は、堤体の耐震性能不足により地震時に崩壊の可能性があります。また、堤体からの漏水、余裕高の不足、洪水吐の断面不足により豪雨時に決壊の恐れがあります。そのため全面的な改修が必要であり、鳥取県が実施する改修工事に対し、琴浦町がその費用の一部を負担するものです。また、町内にある防災重点ため池に常時監視可能なシステムを導入することにより、地域防災力の向上に寄与するものです。

◇松谷第3ため池の規模と機能

かんがい受益 A=16.7ha
被害想定区域面積 A=30ha
総貯水量 V=120千m³
提高 H=15m、堤頂長 L=94m

◇負担割合

国55%、鳥取県34%、琴浦町11%

◇主な経費

負担金1,131万円

財 源

町債（借金）	1,010万円
県からの補助金	24万円
琴浦町の負担額	145万円

◇監視システム設置予定箇所

防災重点ため池 8箇所

◇設置イメージ



※パソコン・スマートフォンで遠隔より状況把握が可能

◇負担割合

鳥取県50%、琴浦町50%

◇主な経費

通信運搬費 48万円

森林環境譲与税関連事業

3,114万円

(農林水産課 農林水産振興係)



土砂災害を防いだり、雨水を貯蓄しゆっくりと川に流すといった機能を持つ山林を適正に管理していくため、森林所有者に対し今後の管理についての意向調査を行うほか、意向調査の結果を踏まえ今後の管理に関する計画策定を行います。

スギやヒノキなどの人工林は、森林の密度を調整する「間伐」を行うことで、樹木の成長や根の発達が進められ、土砂流出防止、風雪害に強い森林が作られるなどの効果があります。間伐の実施及び間伐された木材の搬出や販売を促進するため、間伐及び間伐材搬出等を行う森林所有者等に対し、補助金を交付します。

◇取組状況

意向調査 (笠見、美好)

集積計画作成 (太一垣、光好、三保)

間伐促進

◇主な経費

委託料 903万円

補助金 470万円

基金積み立て 1,741万円



↑ 集積計画作成にともなう現地調査



↑ 間伐されていない森林



↑ 間伐された森林

財 源

琴浦町の負担額	1,741万円
森林環境譲与税基金	1,373万円

竹林整備事業

56万円

(農林水産課 農林水産振興係)



放置され、管理されていない竹林を整備することで、竹林の拡大防止や景観形成をはかります。竹を伐採する経費の一部を助成し、適正に管理される竹林を整備します。

◇事業実施前



◇事業実施後



◇経費

補助金 56万円

財 源

県からの補助金	56万円
---------	------

竹粉砕機共同利用事業

5万円

(農林水産課 農林水産振興係)



北栄町と共同利用する竹の粉砕機を琴浦町の自治会へ無料で貸し出しします。琴浦町は貸出実績に基づき、北栄町へ負担金を支払います。

〈申請者〉

自治会 (個人での申請はできません)

〈使用料〉

無料

ただし、燃料費、運搬にかかる経費は自治会負担です。



竹の粉砕機を使用する自治会→

財 源

琴浦町の負担額	5万円
---------	-----

林道橋定期点検

600万円

(農林水産課 農村整備係)



安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための維持管理等を効率的に行うなど林道施設の長寿命化を図る上で最も重要な点検です。損傷状況の把握、対策区分の判定等を行い、これらに基づき部材や施設全体の健全性を診断し、結果を記録します。



林道大父線、御用橋

◇主な経費

委託費

600万円

財 源

県からの補助金
琴浦町の負担額

225万円
375万円

漁業研修事業

767万円

(農林水産課 農林水産振興係)



漁業を始めたい、漁業関係の仕事に就きたいという新規漁業就業希望者に対し、漁業技術や経営方法等を習得するための研修費用を助成することで、漁業への就業促進を図ります。

◇主な経費

補助金

767万円

◇研修の種類

養殖漁業の技術習得のための研修

◇対象経費

指導経費、研修手当、研修用具費、通勤手当、定住準備費、赴任旅費



財 源

県からの補助金
琴浦町の負担額

762万円
5万円

介護予防教室

1,252万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



「はればれ」「いきがい」

健康で生き生きとした老後を過ごし、生きがいと社会参加を促進し、自立生活の助長を目的に、もの忘れ予防、レクリエーション活動、転倒予防の運動を提供します。

◇経費

委託料 988万円

◇対象者

- ・65歳以上で要介護及び要支援に認定されていない人
- ・家に閉じこもりがちな人
- ・もの忘れが多くなった人
- ・転倒することが多くなった人



財 源

介護保険料（1号被保険者）	227万円
介護保険料（2号被保険者）	266万円
国の負担額	247万円
県の負担額	124万円
琴浦町の負担額	124万円

「げんきもん」

運動機能の強化を主目的として、専門職が中心となり、筋力トレーニング、ストレッチを実施。加えて知的活動を行い、認知機能の低下も予防する教室を開催します。

◇経費

委託料 264万円

◇対象者

- ・65歳以上で要介護及び要支援に認定されていない人
- ・軽度の運動機能低下があり生活に支障が出ている人



財 源

介護保険料（1号被保険者）	61万円
介護保険料（2号被保険者）	71万円
国の負担額	66万円
県の負担額	33万円
琴浦町の負担額	33万円

高齢者の総合相談事業

309万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



地域包括支援センターでは、高齢者の自立した生活を応援するためさまざまな相談を受けています。

◇センターの主な業務

- ・どの制度にも当てはまらない人や複合的な課題について、相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題に幅広く対応します。
- ・医療機関や福祉施設など関係機関と連絡調整をして、相談者に必要な制度の利用やサービスの紹介をします。
- ・民生委員や地域住民と連携し、高齢者の生活状況の把握や見守り支援を行います。
- ・身体の弱い高齢者や要支援認定者の介護予防プランの作成と介護サービス事業者などとの調整をします。
- ・認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族へ早期相談、対応に向けて、もの忘れ相談を開催します。

◇経費

予防プラン作成委託経費 309万円

◇地域包括支援センター人員体制

センター長1名 保健師2名 主任介護支援専門員1名
 社会福祉士1名 理学療法士1名 介護支援専門員2名
 看護師1名



財 源

介護保険料（1号被保険者）	70万円	県の負担額	53万円
介護保険料（2号被保険者）	28万円	琴浦町の負担額	53万円
国の負担額	105万円		

認知症施策

20万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



認知症に対する正しい理解の普及啓発に努め、「共生」と「予防」の取組を進めます。認知症の早期発見・早期治療が出来る体制を推進し、認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする予防行動について啓発していきます。認知症になっても、住み慣れた地域で支援を受けながら、自分らしく暮らせる町を目指します。

◇主な業務

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発
講演会や健康教室等での啓発や、認知症サポーター養成講座の開催を行います。
- 認知症高齢者等SOS見守りネットワーク
認知症による行方不明者を、できるだけ早く安全に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築します。
- 認知症の早期対応
認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に向けた支援を行います。
- もの忘れ相談（年3回）
認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じます。

◇経費

認知症専門医師 報酬費 6万円 認知症地域支援推進員研修 4万円
 その他事務費 10万円

財 源

介護保険料（1号被保険者）	4万円	国の負担額	6万円
介護保険料（2号被保険者）	4万円	県の負担額	3万円
		琴浦町の負担額	3万円

琴浦体操普及啓発事業

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



琴浦体操は、誰でも気軽に取り組める体操で、週1回1年間の体操実施で体力年齢を4.8歳向上させることができました。また、身体機能が向上すると認知機能も改善します。

運動機能と認知機能の低下を防ぐことを目的に、この体操を広く地域に普及します。

◇令和6年度普及活動

- リーダーによる指導
 - ・サロン、介護予防サークル・地域体操教室などで実施。
 - また、町内介護保険事業所や福祉施設での実施。
- 町事業
 - ・健康教室
 - ・介護予防教室



介護予防サークル活動支援事業 292万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



日常生活に不安や困難を感じている65歳以上の高齢者と地域住民が共に地域での生きがい活動（サークル）に参加することにより、お互いの介護予防や支え合い活動を推進するとともに、高齢者の閉じこもりの解消と社会参加や仲間づくりを行います。

◇経費

委託料 288万円
 通信運搬費 4万円

◇対象者

40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上5人以上で要介護認定者等1人以上を含み、月4回以上活動するサークル



財 源

介護保険料（1号被保険者）	66万円
介護保険料（2号被保険者）	79万円
国の負担額	73万円
県の負担額	37万円
琴浦町の負担額	37万円

生活支援体制整備事業

556万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、第1層協議体を設置し、多様な主体による取組の調整及び重層的な生活支援等サービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の体制整備に向けた取組を推進します。

◇経費

委託料 556万円

◇生活支援コーディネーター業務内容

- ・第1層協議体の運営
- ・生活支援・介護予防サービスの把握および創出・推進
- ・介護予防サークル、新規集いの場の立ち上げ、既存サークル活動の継続支援
- ・高齢者ニーズの把握、関係者間のネットワーク構築
- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング
- ・サービス支援の担い手となるボランティア等の養成

財 源

介護保険料（1号被保険者）	128万円
国の負担額	214万円
県の負担額	107万円
琴浦町の負担額	107万円

成年後見制度の利用促進

100万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



制度の普及啓発を行い、高齢者本人やその親族等からの相談や制度利用の支援を行います。また、経済的理由等で成年後見制度を利用できない高齢者を対象に制度利用の費用補助を行います。

◇経費

成年後見人等報酬補助	93万円
町長申立に関する経費	7万円
(申立手数料、登記手数料、診断書料、鑑定費用等)	

財 源

介護保険料（1号被保険者）	23万円
国の負担額	39万円
県の負担額	19万円
琴浦町の負担額	19万円

高齢者福祉事業補助金

674万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



●単位高齢者クラブ・高齢者クラブ連合会補助金

高齢者の社会参加の促進のため会員の健康の増進及び地域社会との交流を図ることを支援します。生きがいづくり、健康づくり及び就労機会の支援を行います。

◇経費

補助金 193万円

●シルバー人材センター補助金

高齢者の能力を活かした就業機会の増大を及び生きがいづくりを支援する。

◇経費

補助金 480万円
負担金 1万円

財 源

琴浦町の負担額	184万円
ふるさと納税	490万円

長寿祝い品

112万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



町内在住の高齢者の長寿をお祝いします。

◇対象者

88歳：昭和11年4月1日～昭和12年3月31日生
100歳以上：大正14年3月31日以前に生まれた方

◇経費

記念品（88歳187人）	94万円
記念品（100歳以上20人）	10万円
その他事務費	8万円
琴浦町の負担額	112万円
ふるさと納税	112万円

財 源

琴浦町の負担額	12万円
ふるさと納税	100万円

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

969万円

(すこやか健康課)



健診、医療、介護に関するデータから後期高齢者の健康状態を把握し、疾病予防における保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで高齢者のフレイル予防を図り、高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるよう支援します。

◇取組の内容

- ①健診、医療、介護に関するデータを活用し、個人、集団ごとの健康リスクを把握します。
- ②フレイルリスクの高い高齢者に対し個別訪問を行い、健康状態の確認、保健指導や支援を行います。(個別的支援)
- ③サークルなどの通いの場において、フレイル予防や生活習慣病予防に関する啓発や健康相談、フレイルや健康に関するチェックを行い、必要に応じて各種サービスの紹介を行います。(集団支援)

◇経費

職員人件費	930万円
報償金等	39万円



財 源

広域連合の受託事業収入

969万円

介護保険認定事務

844万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



介護保険サービスを利用するための申請・更新等を受け付け、要介護認定、保険証・負担割合証などの交付を行います。

◇令和6年度対象者数(見込み)

被保険者	6,149人(65歳以上高齢者)
要介護認定者	1,087人

◇経費

介護認定審査会	372万円
認定調査等	472万円

財 源

琴浦町の負担額

844万円

介護保険給付

20億7,250万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



40歳以上の方が被保険者となって納める保険料と国・県・市の負担金を財源とし、介護や支援が必要となった時に介護サービスが利用できるよう保険給付を行います。

◇令和6年度一月あたり延べ利用者数(見込)

居宅サービス	1,870人
地域密着型サービス	120人
施設サービス	200人

◇経費

居宅サービス費	9億7,270万円
地域密着型サービス費	3億7,420万円
施設サービス費	6億3,520万円
高額介護サービス費	4,770万円
特定入所者介護費	4,010万円
審査支払手数料	260万円

財 源

介護保険料(1号被保険者)	4億2,165万円
介護保険料(2号被保険者)	5億5,958万円
国の負担額	5億3,925万円
県の負担額	2億9,296万円
琴浦町の負担額	2億5,906万円

集団セット検診・レディース検診

1,571万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、各種がん検診と肝炎ウイルス検査、健康診査等が一度に全て受けられるようセットにした集団検診と、乳がん検診及び子宮がん検診のみをセットにしたレディース検診を実施します。

就労している方でも受診しやすいよう、休日集団検診を年2回実施します。

あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。

※年齢対象者全員へ、受診券などの必要書類を配付します。検診日程等確認のうえ、希望受診日の5日前までにすこやか健康課へ電話予約をお願いします。※検診月により予約開始日が異なります。

検診月	予約開始日
7月、8月	6月5日(水)～
9月、10月	8月1日(木)～
11月、12月	10月28日(月)～

◇検診日程

区 分	内 容	月	検 診 日	会 場
集団検診 (平日)	①国保特定健診(40～74歳) ②後期高齢者健診(75歳以上) ③基本健診(19～39歳) ④胃がん検診(30歳以上) ⑤大腸がん検診(30歳以上) ⑥子宮がん検診(20歳以上) ⑦乳がん検診(40歳以上) ⑧肺がん検診(40歳以上) ⑨結核検診(65歳以上) ⑩前立腺がん検診(50歳以上) ⑪肝炎ウイルス検診(40～69歳)	7月	1日(月)、2日(火) 24日(水) 午前	分庁舎(赤碕1140-1)
		8月	26日(月) 午前 27日(火) 午前	
		9月	6日(金) 午前	
			17日(火) 18日(水) 午前	本庁舎 保健センター (徳万591-2)
		10月	1日(火)、2日(水) 25日(金) 午前	
		11月	18日(月) 午前	
		12月	11日(水)	
集団検診 (休日)	平日集団検診と同様	9月	8日(日) 午前	分庁舎
		11月	17日(日)	本庁舎 保健センター
レディース 検診	①子宮がん検診(20歳以上) ②乳がん検診(40歳以上)	9月	8日(日) 午後	分庁舎
		10月	25日(金) 午後	本庁舎 保健センター

◇巡回肺がん・結核検診、大腸がん検診

町内巡回検診を実施します。【日程】10月9日(水)・15日(火)

◇大腸がん検診窓口受付(容器配付)

本庁舎すこやか健康課窓口で、随時受け付けます。

期間：6月3日(月)～12月27日(金) 8時30分～17時15分(土日・祝日は除く)

◇経費

委託料 1,441万円

諸経費 130万円

財 源

県からの補助金

44万円

琴浦町の負担額

1,527万円

医療機関委託検診

2,024万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、医療機関で受けられる各種健診・がん検診を実施します。

※年齢対象者全員へ、受診券・検診案内を配付します。ご確認のうえ、早めに受診しましょう。

※あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。

◇検診実施期間

- ・国保特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診
令和6年5月1日（水）～令和7年2月28日（金）

◇医療機関に持参するもの

- ①国保特定健診の受診券（水色）
- ②後期高齢者健診受診券（桃色）
- ※被保険者証（①又は②の方）
- ③各種がん検診の受診券（緑色）
- ④自己負担金



琴浦町健康推進キャラクター
「ドクター55（ゴーゴー）」

◇注意事項

- ①受診する際は、希望の医療機関に事前に電話で予約してください。
- ②希望する健診・がん検診の受診券を医療機関窓口へ提出してください。
- ③検診実施期間内に受診してください。 ※早めに受診するようにしましょう。
- ※受診券の再発行は「すこやか健康課」へお問合せください。（電話：0858-52-1705）

◇受診できる検診医療機関

検診区分	委託医療機関
国保特定健診 後期高齢者健診 胃がん検診（胃カメラ検査） 肺がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 乳がん検診 子宮がん検診	中部地域内の病院・医院 ※受診券と一緒に配布している検診案内をご確認下さい

※乳がん検診及び子宮がん検診につきましては、西部地域内の病院・医院でも受診可能です。

西部地域の病院・医院の検診実施期間

令和6年7月1日（月）～令和7年1月31日（金）

◇経費

委託料 1,974万円
諸経費 50万円

財 源

琴浦町の負担額

2,024万円

健康教室

56万円

(すこやか健康課 健康推進係)



がんや生活習慣病の疾病予防や、フレイル予防をテーマとした教室を開催し、みなさんの健康寿命の延伸を目指します。希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)

健康不安の相談もでき、参加者同士の情報交換や交流の場にもなりますので、ぜひご参加ください。

◇部落・一般・高齢者・地区別健康教室

各団体等の要望と参加者の年齢層に応じて、健康教育・健康相談及び運動指導を行います。

◇事業所健康講座

事業所等の依頼により、町内事業所に勤務する方（町外住民を含む）を対象に健康教育を実施します。



◇糖尿病予防教室

糖尿病の予防や重症化予防を目的とした教室を行います。

◇そろいそろい手帳

いつまでも住み慣れたまちで幸せに生活するため、一人一人が大切にしているものやこれから大切にしていこうとするものを共有するためのツールである「琴浦そろいそろい手帳」を広く普及し、健康教室やワークショップなどさまざまな機会を通して町民に配布します。

◇経費

報償費（医師等） 44万円
諸経費 12万円

財 源

県からの補助金 2万円
広域連合の受託事業収入 38万円
琴浦町の負担額 15万円
参加者負担額 1万円

食育推進事業

55万円

(すこやか健康課 健康推進係)



食や健康に関する知識と食を選択する力を身につけ、よい食習慣を実践できるよう食生活改善推進員（食改）と連携し各種食育推進事業を行います。

◇食改による料理教室

部落やサークルなどの集まりを対象に、生活習慣病予防やフレイル予防を目的とした講話と料理講習会を開催します。希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)

◇広報やイベント等での食育啓発

町報等に地元食材や地元産品を使ったレシピや食育啓発記事を掲載し、広く啓発を行います。

また、健診会場やイベント会場等で食生活改善のための啓発を行います。

◇経費

報償費 3万円
需要費等 33万円
委託料（食改） 19万円

財 源

琴浦町の負担額

55万円



商品/琴浦レシピ vol.14

白パサ牛乳をたっぷり使った

カウリーの鮭入りミルクごはん

【材料】3人分

- A ・白パサ牛乳・・・240cc
- ・米・・・240cc
- ・砂糖・・・2切れ(160g)
- ・鶏卵・・・小さじ2
- ・人参・・・100g
- ・しめじ・・・40g
- ・さつまいも・・・120g
- ・セサジリ・・・適量
- ・しょうゆ・・・大さじ1
- ・みりん・・・大さじ1
- ・大根の葉などの青菜・・・適量

【作り方】

1. 米と人参、砂糖を入れた鍋に入れ、水を足して煮る。煮た後、白パサ牛乳を加えて煮る。
2. 人参はせん切りにし、しめじは小房に分ける。さつまいもは1.5cm角に切り水気を拭いて水気を拭いておく。
3. フライパンにサラダ油をひき、鶏卵を軽く焼く。取り出しておく。同じフライパンに2を入れた後、しょうゆ、みりんを加えて煮る。
4. 炊飯時に1でゆめた人参を入れ、その上を2で煮た人参と鶏卵で煮る。
5. 大根の葉をゆでて茹で、水気を拭いておく。
6. 炊きあがったら、鶏をすり出し、大根の葉をすり潰して、炊飯器に戻し、大根の葉を混ぜる。大根の葉を混ぜる。

※青菜の代わりに、小豆、さやいんげんのせん切り、枝豆、グリーンピースなどを添えてもよい。

レシピ提供：モーニングワーククラブ
監修：食生活改善推進員

※食生活改善推進員が作成したレシピです。

※食生活改善推進員が作成したレシピです。

健康相談

1万円

(すこやか健康課 健康推進係)



心身の健康不安に対し、保健師・栄養士が個別に相談に応じます。個人に見合った必要な助言を行い、町民の健康に対する不安の軽減や健康管理、健康増進を図ります。健康診断受診後の結果相談も対応しています。

◇健康相談（電話・面談相談とも随時受付）

心身の健康についての相談を随時受け付けています。相談の内容によって、血圧測定、体重・体脂肪測定、尿検査を行います。ご家族などのご健康についての相談も承ります。

個人情報厳守しますので、安心してご相談ください。

◇経費

消耗品費ほか 1万円

財 源

琴浦町の負担額 1万円

献血推進事業

6万円

(すこやか健康課 健康推進係)



血液製剤の安定した供給を図るため、町内事業所と連携し、献血を実施します。

◇実施日数

年間4日（16事業所で実施）

◇経費

献血記念品ほか 6万円



財 源

琴浦町の負担額 6万円

高齢者インフルエンザ予防接種

759万円

(すこやか健康課 健康推進係)



対象者には、9月末頃に接種券を配付します。接種期限がありますので、早めに接種を受けましょう。

◇対象者

①65歳以上の方（昭和34年12月31日以前に生まれた人）

※65歳未満の方は、誕生日が来て65歳になられてから受けてください。

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する人

◇接種期間

令和6年10月1日から令和7年2月28日まで

※なるべく12月末までに接種してください。

◇接種回数

1回

◇助成額

1,860円

◇自己負担額

2,300円

◇接種の受け方

①委託医療機関へ予約する（医療機関一覧を接種券に同封します。）

②記入した予診表と接種券を医療機関へ持参してください。

③自己負担金を医療機関へ支払います。

◇経費

委託料 744万円

扶助費 8万円

消耗品費 7万円

財 源

琴浦町の負担額 59万円

ふるさと納税 700万円

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種

53万円

(すこやか健康課 健康推進係)



重症化しやすい肺炎を予防するワクチンです。

◇対象者

- ①65歳の方には、誕生月の下旬に接種券を送付します。助成期間は1年限りです。早めに接種を受けましょう。
 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや有する方
※過去に、肺炎球菌ワクチン（23価）を接種したことがある方は対象外となります。

◇接種券の有効期間

65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで

◇助成額 4,900円

◇自己負担金 3,000円

◇経費

委託料 49万円
 扶助費 4万円

◇接種の受け方

- ①委託医療機関へ予約する（一覧表を配付しています。）
 ②記入した予診表と接種券を医療機関へ持参する。
 ③自己負担金を医療機関へ支払う。

財 源

琴浦町の負担額	13万円
ふるさと納税	40万円

成人風しん抗体価検査・風しん予防接種

95万円

(すこやか健康課 健康推進係)



【定期予防接種】※令和6年度まで延長されました。

風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われていますが、公的な接種を受ける機会がなかった方を対象に、令和6年度まで風しんの定期接種を実施します。
 （個人による負担はありません。）

◇対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

◇接種の受け方

対象者は、クーポン券を利用して、抗体検査を受けていただきます。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない人は、予防接種の対象となります。

【任意予防接種】

生まれてくる子どもを先天性風しん症候群から守るために、妊婦の風しん感染を防ぐことを目的として、風しんワクチン接種費用の助成を行います。（定期予防接種の対象者は助成対象外です）

◇対象者 ①妊娠を希望される抗体価の低い女性
 ②①の配偶者等の同居人のうち抗体価の低い人
 ③妊婦の配偶者（内縁含む）
 ④妊婦の同居人

◇助成額 接種費用の3分の2 ※100円未満切り捨て（上限額8,000円）

◇経費

委託料 70万円
 助成金 12万円
 諸経費 13万円

財 源

琴浦町の負担額	68万円
国からの補助金	21万円
県からの補助金	6万円

中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業 46万円

(すこやか健康課 健康推進係)



有効な薬の量が服用でき、ピロリ菌による胃の炎症が起こる前の中学生を対象にピロリ菌感染の有無を検査し、感染者に対して除菌治療を行う事によって、将来の胃がん発生、家庭内感染の予防を行います。

◇対象者

町内中学2年生（希望者）

◇経費

需用費	1万円
役務費	3万円
委託料	42万円

財 源

琴浦町の負担額	46万円
---------	------

補聴器購入費助成事業

51万円

(すこやか健康課 健康推進係)



加齢性難聴は、誰にでも起こりうる可能性があり、早期に受診し必要な方が補聴器を使用することで、自分らしく生き生きとした生活をおくるための一助として、補聴器購入費の一部を助成します。

◇対象者 以下の①～③の全てに該当する人

- ①町内に住所がある、40歳以上の人
- ②聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない人
- ③両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満の人、または40デシベル未満でも医師が補聴器の必要性を認めた人

◇助成額 補聴器本体の購入費用の2分の1
(上限3万円)

◇経費

負担金、補助及び交付金	51万円
-------------	------

財 源

ふるさと納税	40万円
琴浦町の負担額	11万円

健康経営推進事業

45万円

(すこやか健康課 健康推進係)



◇健康経営モデル事業

事業所において従業員の健康づくりに積極的に取り組み、従業員の業務効率を改善することで企業の生産性を高める経営手法「健康経営」を推進し、町内事業所などに取り組んでもらうことにより、若いうちからの健康状態の維持・改善や疾病予防をはかることで、町民の健康寿命延伸を目指します。

また、日本健康会議が認定する健康経営優良法人の認定に向けた支援を行い、町内事業所の企業イメージ・ブランド力の向上を目指します。

・事業の流れ

- ①事業所の厚生担当者、事業所が加入する医療保険者、町の保健師などで構成するチームを組織します。
- ②チームで事業所における健康に関する課題を見つけ、解決に向けて行うことや取組のゴールを決めます。
- ③実際に取組を実践し、その結果をチームで評価します。

・費用の助成

町では、この取組にかかる費用の全額を助成します。

【区分と助成額】

大規模事業所（主に従業員数301人以上の事業所） 25万円

中小規模事業所（主に従業員300人以下の事業所） 20万円

※対象となる事業所の区分（従業員数）は、業態によって異なります。

◇経費

補助金	45万円
-----	------

財 源

琴浦町の負担額	35万円
県からの補助金	10万円



国民健康保険（保険給付費） 14億6,360万円

（すこやか健康課 保険係）



国民健康保険の被保険者が医療を受けたとき、法令に定められた保険給付を行います。

◇R06年度平均被保険者数（見込）：3,435人

◇経費

療養給付費	12億5,224万円
療養費	666万円
高額療養費	1億9,826万円
出産育児一時金	150万円
葬祭費	58万円
審査支払手数料	395万円
その他の給付	41万円

財 源

県の負担額	14億6,112万円
国保税等	108万円
琴浦町の負担額	140万円

国民健康保険（保健事業） 2,137万円

（すこやか健康課 保険係）



被保険者の健康保持と医療費適正化を目的に、保健事業を行います。

事業名	内容
特定健診 特定保健指導	生活習慣病の予防を目的に、健康 診査や保健指導を行います。
人間ドック助成	人間ドックの受診費用を、一部助 成します。
その他事業 (医療費適正化)	医療費通知やジェネリック医薬品 差額通知を送付します。

◇経費

特定健診等の費用	1,626万円
人間ドックの費用	307万円
その他の事業の費用	204万円

財 源

県の負担額	1,033万円
国保税等	1,104万円

国民健康保険（その他経費） 5億1,048万円

（すこやか健康課 保険係）



国民健康保険に係る職員人件費や事務費は一般会計からの繰入（町の税金等）で賄われています。

平成30年度から国民健康保険の運営が市町村単位から県単位となったことにともない、市町村は県が決定した納付金を県へ納付します。この納付金等を財源として県は市町村が医療費（保険給付費）を支払うために必要な金額を交付金として全額市町村に交付します。

◇経費

国民健康保険事業費納付金	4億4,085万円
職員人件費・事務費	2,583万円
基金積立金	3,570万円
その他の経費	810万円

財 源

国の負担額	1,767万円
県の負担額	6,876万円
国保税等	3億5,680万円
琴浦町の負担額	6,725万円

後期高齢者医療 6億1,558万円

（すこやか健康課 保険係）



75歳以上の人が入る後期高齢者医療は県内の市町村で構成する広域連合によって運営されています。

市町村は各種窓口手続きや保険料の徴収、健診事業を行うほか、広域連合の運営（医療費の支払等）のための費用を負担しています。

◇経費

広域連合への負担金・納付金 (医療費の約8%分等)	2億9,106万円
(保険料等)	3億1,500万円
健診等の費用	695万円
事務費等	257万円
※後期高齢者の医療費は広域連合が支払っているため、町の予算には現れません。	

財 源

後期高齢者医療保険料	2億3,555万円
県の負担額	5,958万円
広域連合の負担額	636万円
琴浦町の負担額	3億1,409万円

特別医療

1億2,335万円

(すこやか健康課 保険係)



鳥取県独自の制度で障がいのある人、小児等に対して医療費助成を行っています。

県内の医療機関で受給資格証（青色）を提示すると、医療費の支払いが資格や所得等に応じた自己負担額まで（小児対象者は6年度から自己負担金が無料）になります。

◇対象者

身体障がい者（1・2級）
重度知的障がい者（A判定）
精神障がい者（1級）
小児（18歳の年度末まで）
ひとり親家庭
特定疾病

◇経費

特別医療費 1億2,042万円
審査支払手数料等 293万円

財 源

県の負担額 5,437万円
諸収入（高額療養費を充当） 1,457万円
琴浦町の負担額 2,551万円
ふるさと納税 1,570万円
町債（借金） 1,320万円

心身障がい者医療費助成

312万円

(すこやか健康課 保険係)



特別医療の対象とならない程度の障がいのある人に対して、医療費の自己負担の半額分を助成しています。

医療機関で医療費をいったん支払い、後日役場で申請することで差額を支給します。

◇対象者

身体障がい者（3・4級）
重度知的障がい者（B判定）
精神障がい者（2級）

※ただし、町民税が非課税の人に限る。

また、高齢受給者（70～74歳）や後期高齢加入者、特別医療費受給資格者は助成の対象外。

◇経費

心身障がい者医療費 309万円
郵便代 3万円

財 源

琴浦町の負担額 312万円

自立支援医療

2,161万円

(すこやか健康課 保険係)



障がいの軽減・除去や機能回復を目的とした医療費について助成を行います。

◇対象者

更生医療：身体障害者手帳をお持ちの人
育成医療：障がいのある児童

更生医療の例

腎臓機能障がいの人→人工透析
心臓機能障がいの人→ペースメーカー植込み

育成医療の例

言語障がいの人→口蓋裂等に対する形成術

◇経費

医療給付費 2,150万円
その他経費 11万円

財 源

国の負担額 1,075万円
県の負担額 538万円
琴浦町の負担額 548万円

腎臓機能障がい者交通費助成

60万円

(すこやか健康課 保険係)



腎臓に障がいのある人が人工透析を受けるために通院した場合に、自宅からの距離に応じて交通費を助成します。

◇対象者

血液透析のため通院している町民税非課税の在宅の人

※ただし、医療機関までの距離が片道2km以上で、医療機関の送迎事業を利用していない人に限る。

◇経費

交通費助成 59万円
郵便代 1万円

財 源

琴浦町の負担額 60万円

低所得者支援給付金

5,387万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



食費等の物価高騰に直面し家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯あたり10万円、児童1人あたり5万円を支給することにより生活の支援を行います。

支給対象世帯

- ・令和6年度住民税非課税世帯 300世帯
- ・令和6年度住民税均等割のみ課税世帯 100世帯
- ・上記に属する18歳以下の児童 250人

※以下の世帯は対象外

- ・令和5年度に物価高騰対応重点支援給付金（7万円又は10万円）を受給した世帯
- ・世帯全員が住民税均等割課税者の扶養となっている世帯

支給までの流れ

- ①町から対象者に対して確認書を送付
- ②対象者は、確認書を記入し、返信用封筒にて返送
- ③確認書に記載の口座に給付金を支給

◇経費

- 扶助費 5,250万円
- 事務費（郵便代他） 137万円

財 源

国の負担額

5,387万円

定額減税調整給付金

1億8,695万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方へ調整給付金を支給することにより生活の支援を行います。

支給対象者（以下の条件をすべて満たす方） 4,000人

- ・所得税と住民税所得割のどちらか一方が課税の方
- ・住民税に係る合計所得が1,805万円以下の方
- ・令和6年度に実施する定額減税（所得税3万円・住民税1万円）しきれないと見込まれる所得水準の方

支給額

- ①+②の合計額（合計額を万円単位に切り上げる）
- ①所得税分定額減税可能額（※1）—令和6年分推計所得税額
- ②個人住民税所得割分定額減税可能額（※2）—住民税所得割額

※1 所得税分定額減税可能額 = 3万円 × (税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族)

※2 個人住民税所得割分定額減税可能額 = 1万円 × (税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族)

◇経費

- 扶助費 1億8,000万円
- 事務費（郵便代他） 695万円

財 源

国の負担額

1億8,695万円

社会福祉協議会への補助金交付 1,233万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



地域福祉の向上を目的に地域福祉推進の中心的担い手である町社会福祉協議会に対し、地域福祉活動の補助金を交付します。

支え合いマップ推進事業、ボランティアセンターの運営、成年後見制度、日常生活自立支援事業、えんくるり事業、寄付金、共同募金、歳末たすけあい運動配分、団体事務局、広報、福祉大会、福祉機器等貸出、法人運営、会計他

◇経費

・地域福祉活動への補助金 1,233万円

財 源

琴浦町の負担額 233万円
ふるさと納税 1,000万円

障がい福祉施策負担金、補助 925万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため各種団体及び事業所へ補助金を交付します。

◇経費

町身体障がい者福祉協会補助金	11万円
町手をつなぐ育成会補助金	9万円
郡身体障がい者福祉協会負担金	6万円
障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金負担金	5万円
障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金	133万円
強度行動障がい者入居等支援事業補助金	144万円
重度障がい児者支援事業補助金	114万円
在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金	307万円
強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業補助金	20万円
要医療障がい児者受入事業所看護師等配置事業給付費	155万円
医療的ケア児等送迎支援事業	5万円
障がい者相談員委託料	5万円
手話通訳者派遣事業	6万円
障がい者インフルエンザ予防接種給付費	5万円

財 源

県の負担額 436万円
琴浦町の負担額 489万円

成年後見関係

117万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部圏域 1 市 4 町共同委託で成年後見制度に関する利用相談及び相談対象者への情報提供、成年後見手続き支援に関する業務を委託します。また、成年後見人の申立費用及び報酬を助成します。

◇経費

成年後見センター委託事業	88万円
成年後見利用支援事業（報酬）	22万円
成年後見利用支援事業（申立費用）	7万円

財 源

国の負担額 9万円
県の負担額 7万円
町債（借金） 80万円
琴浦町の負担額 21万円

障がい者交通費助成・運転免許取得助成 96万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



交通費の負担軽減のため、重度障がいのある人（身体手帳 1・2 級、精神手帳 1 級、療育手帳 A）を対象にタクシー料金助成券を交付します。また、就労訓練等のために事業所に通所する人に対し、交通費の一部を助成します。

社会参加を目的として、下肢・体幹機能に障がいのある人が自動車改造を行う場合及び障がい者手帳等所持者が運転免許を取得された場合に助成を行います。

◇経費

重度障がい者タクシー料金助成	36万円
作業所等通所障がい者交通費助成	50万円
自動車改造助成・運転免許取得助成	10万円

財 源

町債（借金） 20万円
琴浦町の負担額 76万円

特別障害者等手当支給

959万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とされる在宅の人に手当を支給します。

◇経費

特別障害者手当	865万円
障害児福祉手当	94万円

財 源

国の負担額	719万円
琴浦町の負担額	240万円

委託事業

456万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部1市4町が合同で業務を委託し、様々なサービスを行います。

事業内容	経費
聴覚障がいのある人への手話通訳者等派遣事業	315万円
聴覚障がい者のコミュニケーションを保障しながら活動の場を提供	15万円
点訳朗読奉仕員の養成研修の実施	7万円
手話奉仕員の養成研修の実施	70万円
失語症者向け意思疎通支援者の派遣等の負担金	9万円
中部圏域あいサポートフェスタ事業	40万円
合 計	456万円

財 源

国の負担額	131万円
県の負担額	118万円
他市町負担金	21万円
琴浦町の負担額	186万円

自立支援給付

5億7,917万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの支給及び補装具の給付を行います。

◇経費

- ・補装具給付事業（車椅子、歩行器、補聴器等） 292万円
- ・自立支援給付事業（主なもの） 5億7,625万円

	サービス	金 額
訪 問 系	居宅介護	695万円
	重度訪問介護	5,737万円
	同行援護	471万円
日中活動系	療養介護	3,058万円
	生活介護	1億6,575万円
居 住 系	施設入所支援	5,686万円
	共同生活援助	7,037万円
就 労 系	就労継続支援A型	2,964万円
	就労継続支援B型	1億2,864万円
	計画相談支援	849万円
	その他	1,689万円
	合 計	5億7,625万円

財 源

国の負担額	2億8,958万円
県の負担額	1億4,479万円
琴浦町の負担額	1億4,480万円

障がい児通所給付

2,469万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



児童が心身ともに健やかに育成できるよう、集団生活への適応訓練、理学療法・機能訓練、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

◇経費

サービス	金 額
児童発達支援	209万円
医療型児童発達支援	38万円
放課後等デイサービス	1,724万円
保育所等訪問支援	243万円
サービス利用計画	255万円
合 計	2,469万円

財 源

国の負担額	1,234万円
県の負担額	617万円
琴浦町の負担額	618万円

療養介護医療費事業

859万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいの軽減、除去や機能回復を受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減します。

◇経費

サービス	金 額
療養介護給付費	859万円
合 計	859万円

財 源

国の負担額	430万円
県の負担額	214万円
琴浦町の負担額	215万円

地域生活支援給付

1,393万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、用具（ストマ用装具、痰吸引器等）の給付、日中の活動の場等の居場所の提供、外出の際の移動の支援を行います。

◇経費

日常生活用具の給付	488万円
日中一時支援	757万円
移動支援	148万円

財 源

国の負担額	432万円
県の負担額	348万円
琴浦町の負担額	613万円

戦没者追悼式の開催

8万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し平和を祈念するため戦没者追悼式を開催します。

◇経費

式典経費	8万円
------	-----

財 源

琴浦町の負担額	8万円
---------	-----

重層的支援体制整備事業

1,951万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために①相談支援事業②参加支援事業③地域づくり事業を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）を実施します。

◇経費

①相談支援事業

【自立相談支援事業】

生活困窮者とその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い関係機関との連絡調整を行います。相談者の属性や世代に関わらず世帯全体への必要な支援を行います。

自立相談支援員報酬等 332万円

事務費等 34万円

【障がい者地域生活支援センター事業委託料】

相談支援業務、研修（啓発研修、スキルアップ研修）の実施を委託します。（中部1市4町委託事業）

委託料 90万円

【障がい児相談支援事業委託料】

児童相談支援業務の体制を強化します。（4町委託事業）

委託料 15万円

③地域づくり事業

【生活困窮者等の共助の基盤づくり事業】

地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が主体的に生活課題を把握し解決を試みる環境整備を行います。（琴浦町社会福祉協議会に補助）

補助金 602万円

○多機関協働事業

複合・複雑化した課題を抱えている方に対し、重層的支援会議を開催し、多機関で協働して支援を行います。また、関係機関（者）によるネットワークを構築し、包括的な支援につなげます。

社会福祉主事報酬等 317万円

旅費 30万円

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援の届いてない方へ支援を届け、ひきこもりなど潜在化している相談者を「悩み何でも相談」等で早期発見し、訪問等による関係づくりを行います。

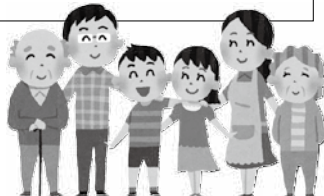
看護師報酬等 301万円

事業費等 62万円

②参加支援事業

社会との交流の希薄さや孤立などを理由に相談や制度につながりにくい方を対象に就労継続支援B型事業所で本人にあった参加支援を行います。

委託料 168万円



財 源

国の負担額	1,025万円
県の負担額	222万円
琴浦町の負担額	704万円

子どもの居場所づくり事業

158万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



新たに「子どもの居場所づくり」の取組を行う民間団体等の立ち上げを支援し、地域における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図ることを目的とします。

◇経費

事業立上経費 85万円

運営経費 73万円

財 源

県の負担額	93万円
琴浦町の負担額	65万円

民生児童委員活動の機能強化 373万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



民生児童委員の活動環境を整備し、委員活動の円滑化を目的に民生委員活動費の支給、民生児童委員協議会への補助金交付を行います。

◇経費

民生児童委員活動費	260万円
民生児童委員協議会補助金	80万円
民生児童委員推薦会委員報償費	2万円
鳥取県社会福祉協議会負担金	8万円
中部民生児童委員協議会負担金	23万円

財 源

県の負担額	1万円
琴浦町の負担額	372万円

児童扶養手当の支給 7,577万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与することを目的として手当を支給します。

◇対象者

18歳までの児童を養育するひとり親家庭の父または母（離婚、死亡、障がい、生死不明、DV保護など）

◇支給回数

年6回（1・3・5・7・9・11月に2ヵ月分）

◇経費

手当	7,572万円
事務費	5万円



財 源

国の負担額	2,520万円
琴浦町の負担額	5,043万円
その他収入	14万円

ひとり親福祉事業 402万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



母子家庭および父子家庭の自立に向けた生活支援、就労支援、経済的支援を行います。

◇経費

母子生活支援施設及び助産施設措置	208万円
DV被害者等を母子生活支援施設に、経済的理由により入院助産を受けることができない者を助産施設にそれぞれ入所させ、その生活を支援します。	
高等職業訓練促進給付金	168万円
自立支援教育訓練給付金	20万円
ひとり親家庭の父または母が、資格を取得するために養成機関で修業または雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、給付金を支給します。	
養育費にかかる公正証書等作成促進事業助成金	6万円
養育費の取決めの継続的な履行確保を図るため、ひとり親家庭の父または母に対し公正証書作成等にかかる費用を助成します。	

財 源

国の負担額	247万円
県の負担額	51万円
琴浦町の負担額	104万円

生活保護 1億5,072万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



生活に困窮するすべての人に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行います。最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、適正な保護実施に必要な体制を整備します。

◇経費

1 生活保護総務費	85万円
嘱託医報酬	26万円
診療報酬介護報酬審査支払手数料	27万円
医療扶助オンライン資格運用経費	8万円
社会保障生計調査	10万円
その他	14万円
2 生活扶助費	1億4,987万円
生活保護には8つの扶助があり、世帯の実情に合わせて必要な扶助を行います。	

財 源

国の負担額	1億1,066万円
県の負担額	211万円
琴浦町の負担額	3,775万円
その他収入	20万円

子育て支援サービス

2,177万円

(子育て応援課 こども未来係)



地域における子育ての拠点づくりや保護者のニーズに応えた保育を充実し、子育て中の保護者を支援します。

◇子育て支援センター

子育て中の保護者を応援するための施設として、町内に2箇所の子育て支援センターを開設しています。

子育て支援センターは、未就園のお子さんと保護者が、気軽に安心して利用できる地域の子育て支援の場です。

職員が子育てに関する心配ごとの相談に応じたり、子どもをのびのびと遊ばせながら、子育て中の保護者同士で情報交換ができるなど、いろいろな楽しみ方ができます。

【利用条件】 乳幼児とその保護者

【実施場所】 ひまわり (みどり保育園) 月曜日～金曜日 9:30～11:30、13:30～15:15

※多世代交流施設で実施

アトリエ・ラボ (赤碕こども園) 月曜日～土曜日 9:00～15:00

◇一時保育

保護者の仕事、病気、育児疲れ、急用の際に未就園のお子さんを一時的にお預かりします。

【実施場所】 やばせこども園 (生後6か月～) 月曜日～土曜日 7:15～18:45

みどり保育園 (生後2か月～) 月曜日～土曜日 7:30～18:00

◇休日保育

町内に住所があり、こども園・保育園に在園している1歳6か月以上の児童で、日曜、祝日に仕事等の都合でご家庭での保育が困難な場合に、お子さんをお預かりします。

【実施場所】 しらとりこども園 【実施日時】 日曜日、祝日 7:30～18:30

◇休日保育室開放事業 (ぽかぽかオープンデー)

休日保育室と園庭を月1回程度、一般に開放し、休日の親子の遊び場を提供します。

【実施場所】 しらとりこども園

【実施日時】 毎月第2日曜日 (7、8、10月のみ第1日曜日、1月のみ第3日曜日) 9:30～11:30

◇病児保育

在園中および小学校3年生までの児童で、仕事等の都合で保護者が看護できないお子さんを受け入れます。

【実施場所】 病児保育室「きらきら園」(厚生病院内) 【実施日時】 月曜日～金曜日 8:00～18:00

◇病後児保育

在園中および小学校3年生までの児童で、仕事等の都合で保護者が看護できない病後の回復期のお子さんを受け入れます。

【実施場所】 病後児保育施設「すくすく園」(野島病院内) 【実施日時】 月曜日～土曜日 8:00～17:30

◇ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人とその援助をしていただける方を結ぶ会員組織です。お子さんのこども園、児童クラブ等への送迎や一時預かりで利用することができます。

【対象児】 生後8週から小学校6年生まで 【受付窓口】 子育て世代包括支援センター「すくすく」

◇経費

私立保育園運営費等補助金	1,998万円
休日保育運営費等	126万円
病児・病後児保育委託料	42万円
ファミリー・サポート・センター事業	11万円

財 源

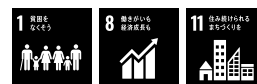
国からの補助金	736万円
県からの補助金	736万円
利用料等	31万円
琴浦町の負担額	674万円



放課後児童クラブの運営

5,468万円

(子育て応援課 こども未来係)



町内の小学校に通う主に低学年の児童で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

琴浦町では公立4クラブ、私立1クラブの計5つの放課後児童クラブを開設しています。

令和5年度から、公立4クラブは民間企業に運営を委託し実施しています。

◇定員

浦安放課後児童クラブ（浦安小）…70人

八橋放課後児童クラブ（八橋小）…60人

聖郷放課後児童クラブ（聖郷小）…40人

船上放課後児童クラブ（船上小）…40人

しおかぜクラブ（私立）（赤碕小）…40人



◇開設日時

開設時間 【平日】…下校時（通常は14時）から18時30分

【土曜日・長期休暇等】…7時30分から18時30分（公立のみ）

休業日 日曜日・祝日、8月13日から16日（公立のみ）、

年末年始（公立…12月29日～1月3日、私立…12月30日～1月3日）、災害等事情のあるとき

◇経費

公立放課後児童クラブ運営費 4,500万円

施設維持管理費等 326万円

除雪業務委託料（3箇所） 25万円

放課後児童健全育成補助金 617万円

財 源

国からの補助金 1,581万円

県からの補助金 1,581万円

利用料等 490万円

多世代交流施設利用料 27万円

琴浦町の負担額 1,789万円

乳幼児家庭保育支援給付

900万円

(子育て応援課 こども未来係)



乳幼児を日中家庭で子育てする保護者等に、給付金を支給し、経済的支援と乳幼児との愛着形成を助長し乳幼児の健全な育成を図ることを目的とします。

◇対象者

町内に在住している生後6か月を超え満2歳に満たない乳幼児で、保育が必要な認定を受けていない乳幼児を養育する保護者。

また、保護者が育児休業給付金を受給しておらず、同居家族に町税等の滞納がない保護者。

◇給付金額

1箇月につき乳幼児1人当たり30,000円。

◇経費

給付金 900万円

財 源

県からの補助金 180万円

琴浦町の負担額 720万円

こども園・保育園の運営

4億2,730万円

(子育て応援課 こども未来係)



保育が必要な子どもを預かり、心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。

また、3歳以上の保育を必要としない子どもで、教育を希望する場合には、教育標準時間でのサービスを提供します。

◇定員

町立園	しらとりこども園…140人	やばせこども園 …120人	こがねこども園…90人
	ことうらこども園… 60人	ふなのえこども園… 90人	
町内私立園	みどり保育園 … 70人	赤碓こども園 …100人	

◇経費

町立こども園管理費	404万円
ICTシステム保守・運用業務委託料	542万円
給食調理等業務委託費	3,131万円
芝管理委託料	132万円
こども園等研修費	59万円
私立保育委託費	1億486万円
私立こども園施設型給付費	1億4,315万円

町立こども園運営費

【しらとりこども園】 2,053万円

【やばせこども園】 1,892万円

【こがねこども園】 1,478万円

【ことうらこども園】 1,072万円

【ふなのえこども園】 1,426万円

私立こども園・保育園補助金

延長保育事業	137万円
乳児保育事業	364万円
障がい児保育事業	236万円
低年齢児受入保育士等特別配置事業	4,144万円
保育体制強化事業	294万円
就学前教育・保育施設整備事業	535万円

◇保育士等人材確保

町内保育施設に就職する県外養成校の学生に対し、奨励金を支給します。

保育施設就職奨励金 30万円



財 源

国からの補助金	1億2,081万円
県からの補助金	6,305万円
ふるさと納税	80万円
利用料等	3,300万円
琴浦町の負担額	2億964万円

こどもの予防接種

4,221万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



子どもが病気にかかったり、重症化して合併症や後遺症で苦しむことがないように、委託医療機関で予防接種を実施します。また、予防接種で防ぐことができる病気から子どもたちを救うため、各種予防接種の啓発を行います。

◇定期予防接種について

法律に基づいて実施する予防接種で、決められた期間内は無料で受けられます。琴浦町では、対象年齢または推奨年齢になられたときに、無料で予防接種を受けることができる接種券をお渡しします。なお、決められた期間を過ぎると有料になりますのでご注意ください。

◇任意予防接種について

予防接種法に位置づけられていない予防接種ですが、病気の重症化や合併症を防ぐため、接種費用の一部を助成します。

	予防接種名	予防する病気	対象年齢等	助成額
定期接種	ヒブ（Hib）	細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満	無料
	小児肺炎球菌	肺炎・細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満	
	五種混合【新規】	百日せき、ジフテリア、破傷風、小児まひ、細菌性髄膜炎	2か月～7歳6か月未満	
	四種混合	百日せき、ジフテリア、破傷風、小児まひ	2か月～7歳6か月未満	
	B C G	結核	1歳未満	
	B型肝炎	B型肝炎	1歳未満	
	二種混合	ジフテリア、破傷風	11～13歳未満	
	麻しん・風しん	麻しん（はしか） 風しん（三日はしか）	1期 1～2歳未満	
			2期 年長児（就学前1年）	
	水痘	水ぼうそう	1～3歳未満	
	日本脳炎	日本脳炎	6か月～7歳6か月未満 9～13歳未満 上記のほか特例により接種が可能な場合があります。	
	子宮頸がん（HPV）	子宮頸がん	12歳になる年度～ 16歳になる年度の女子 上記のほか特例により接種が可能な場合があります。	
任意接種	ロタウイルス（※）	ロタウイルスによる 感染性胃腸炎	生後6週～24週 （1価ワクチン／2回接種）	3,000円（助成券）
			生後6週～32週 （5価ワクチン／3回接種）	
	おたふくかぜ	おたふくかぜ	1歳～就学前 （1回まで）	
	季節性インフルエンザ	インフルエンザ	6か月～中学3年 （季節毎2回まで）	1,500円（助成券）

◇経費

定期予防接種 3,807万円
任意予防接種 342万円
その他 72万円

財 源

県からの補助金 152万円
ふるさと納税 1,000万円
町債（借金） 130万円
琴浦町の負担額 2,939万円

親子の健康と子育て支援（教室・相談）事業

1,606万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



妊娠中のお母さんの体調や胎児の成長、就学前の乳幼児の健康状態や発達の確認を行うため、各種健診や費用助成を実施します。また、お子さんのすこやかな成長と保護者のみなさんがたのしんで育児に取り組んでいただくため、各種教室や相談日を設けるなどの子育て支援を行います。

◇母子健康手帳の交付

妊娠届出により、母子健康手帳を交付します。

◇妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に受診券（14回分）を交付します。医療機関で妊娠中に必要な診察・血液検査・血圧測定・検尿などを無料で受けることができます。

◇妊婦・パートナー歯科健診

母子健康手帳交付時に受診票を交付します。歯科医療機関で歯科健診を無料で受けることができます。

◇新生児聴覚検査費の助成

新生児の聴覚異常を早期に発見し、お子さんや保護者の方へ早期に支援を行うため、新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成を行います。

◇産後健康診査

全ての産婦の方に、産後2週目と4週目に行う産後健康診査の受診票を交付し、健診により支援が必要な方を早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

◇1か月児健康診査【新規】

出生後から切れ目ない健診受診機会の確保と子育て家庭への支援のため、生後1か月児の健康診査にかかる費用の一部助成を行います。

◇医療機関委託乳児健診

3～4か月児、9～10か月児を対象に受診票を交付し、医療機関で診察・身体計測などを行います。

◇乳児健診（6～8か月児）

小児科医師による診察（発達・発育）、保健指導、栄養指導などを行います。また、小さいときから本に親しみ親子の絆を深めていただくため、町図書館から絵本のプレゼントが行われます。

◇1歳6か月児健診、3歳児健診

小児科医師による診察（発達・発育）、歯科健診、保健指導、栄養指導などを行います。また、臨床心理士による子育て相談等を実施し、保護者の育児支援を行います。

◇5歳児健診

一次健診では対象者全員にアンケートを実施し、必要な方に二次健診をご案内します。二次健診では、医師による診察（発達面）、臨床心理士による子育て相談、就学に向けての相談、育児相談を行います。

◇離乳食講習会

乳児のいる保護者を対象に、離乳食の基本を学べる講習会を年6回実施します。

◇乳児相談

11か月頃の乳児のいる保護者を対象に、お子さんの成長確認や育児相談を毎月実施します。

◇2歳児子育て相談

2歳児のいる保護者を対象に、イヤイヤ期である2歳児の子育て相談、ブラッシング指導を年5回実施します。

◇歯みがき教室

2歳6か月児のいる保護者を対象に、歯科衛生士による講話や歯垢の染め出し・ブラッシング指導などの教室を年4回実施します。

◇遊びの教室

お子さんの成長に合わせた遊び方や関り方などを保護者の方と一緒に考え、実践できる教室を年11回実施します。

◇食育教室

就学前のお子さんのいる保護者を対象に朝ごはん摂食率向上のための食育講習会を年4回程度実施します。

◇朝ごはん運動

保育園・こども園の園児を対象に三色のエプロンを使って、『バランスのよい朝ごはん摂取』の啓発を実施します。

◇こどもクッキング

保育園・こども園の5歳児を対象にごはんと味噌汁のクッキングを実施します。「見て、聞いて、嗅いで、さわって、味わって」の五感で感じるクッキングです。

◇不妊治療費の助成

保険適用とならない不妊治療や、保険適用の上限回数を超える治療費について、県の助成に上乗せして助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

【対象者】

- ・琴浦町に夫婦の両方、またはどちらかの住所があり、1年以上継続して居住している方
- ・鳥取県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けている方

区 分		助成金額
保険診療と併用される先進医療		1回につき、上限5万円
自費診療	受精まで行った治療	1回につき、上限10万円
	受精を行っていない治療	1回につき、上限5万円
保険適用の上限を超える治療		上記、自費診療の助成金額に準ずる

◇不育症治療費の助成

不育検査・治療費を一部助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担を図ります。

【助成額】

不育症の検査・治療に要した経費（医療保険適応外の金額）の1/2の額。
1年度につき上限10万円

◇経費

各種健診事業	1,310万円
各種相談事業	23万円
歯科保健事業	102万円
不妊治療費の助成等	50万円
不育症治療費の助成	20万円
食育推進事業	29万円
新生児聴覚検査費の助成	24万円
1か月児健康診査費の助成	38万円
その他	10万円



財 源

国からの補助金	25万円
県からの補助金	23万円
琴浦町の負担額	1,558万円

妊娠期から出産・子育て期にわたる総合相談支援事業

1,629万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、子育て世代包括支援センターで保健師や栄養士等が妊娠・出産・子育てについて継続した相談支援を行います。

◇相談・訪問事業

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、一貫して身近で相談に応じ、必要な支援情報の提供や様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。

◇産前・産後支援事業

プレママ・プレパパ交流会を開催し、妊婦やそのパートナーが集まり、情報交換や交流できる場を設け、産前からの育児の仲間づくりをサポートします。

産後は、家事援助等が必要な方へのヘルパー派遣や、体調不良等を抱える産婦およびその乳児が医療機関等に泊まったり、助産師が家庭訪問しケアを提供する「産後ケア事業」等により産後のサポートを行います。

◇各種子育て支援事業

- ・子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業

家事支援が必要な家庭へのヘルパー派遣や、養育支援が必要な家庭への保健師による訪問、保護者の疾病、仕事等の理由により一時的に家庭での養育が困難な家庭の子育て支援として、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、親子入所等事業を行います。

- ・子育て世帯への経済的支援

チャイルドシート等の購入費助成やシートの無料譲渡会、出産・子育て応援ギフトの支給（妊娠届出後・出生届出後の赤ちゃん訪問後）を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

- ・ペアレントトレーニング教室の実施

保護者が子どもとの関わり方を学べる子育て練習講座を開催し、保護者の育児負担感の軽減と親子がより良いコミュニケーションが図れるよう支援していきます。

◇経費

相談・訪問事業	359万円
産前・産後支援事業	231万円
子育て支援事業	1,039万円



財 源

国からの補助金	744万円
県からの補助金	232万円
町債（借金）	280万円
利用料等	8万円
琴浦町の負担額	365万円

母子保健事業のDX推進（母子健康管理システム）

478万円

(子育て応援課 子育て世代包括支援センター)



母子健康管理システムが令和6年4月から本稼働します。母子保健事業における、保護者の利便性向上を図り、また、職員の業務効率化によって得られた時間は、相談業務や保護者支援の充実につなげます。



◇経費

システム運用・保守委託料	442万円
ソフトライセンス使用料	14万円
通信運搬費	22万円

財 源

国からの補助金	318万円
県からの補助金	80万円
琴浦町の負担額	80万円

防災安全等道路改良事業

5億7,513万円

(建設住宅課 地域整備室)



通学路合同点検や地元要望により危険度のある通学路を整備し、歩行者の安全を確保します。
定期点検により早期措置段階と診断された橋梁等インフラ施設の計画的な修繕に取り組みます。
今年度は特に、八橋小学校の通学路でJRを跨ぐ新しいゴリン橋を架設する工事を行います。

◆町道八橋小学校線
(改良工事実施)

歩道設置、道路拡幅工事を実施

◆町道立子大熊線
(改良工事実施)

新しい大山橋との取付工事を実施

◆ゴリン橋
(架替工事JR委託)

老朽化した橋梁の架替工事を実施



◇経費

測量設計等業務委託	4億3,491万円
道路改良等工事	1億2,610万円
用地賃借費	44万円
その他	1,368万円

財 源

国からの交付金	3億3,322万円
県からの支出金	560万円
町債（借金）	2億990万円
琴浦町の負担額	2,641万円

防災減災浸水被害防止対策事業

5,140万円

(建設住宅課 地域整備室)



豪雨等により被害のあった地区について、今後の浸水被害防止対策のため、測量設計業務、工事を行います。
今年度は、三保、釣地区については前年度に実施した調査検討結果をもとに詳細設計業務を実施、公文地区については必要な用地補償を行った後、対策工事に着手します。

◆三保、釣地区
(測量設計業務実施)◆公文地区
(対策工事実施)

◇経費

測量設計業務委託	1,700万円
浸水対策工事	3,080万円
用地補償費	300万円
不動産鑑定料	60万円

財 源

町債（借金）	5,140万円
--------	---------

道路維持管理事業

5,592万円

(建設住宅課 地域整備室)



町道において、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路や道路施設、道路付属物（区画線、防護柵、道路照明灯など）について修繕を行うなど適切に維持管理し、道路機能を良好に保ちます。

◆町道大杉線横断溝設置工事
(横断溝設置による排水整備)

横断溝を設置

◆丸尾赤線ガードパイプ修繕工事
(腐食した防護柵の取替)◆町道平和開拓一号線道路拡幅工事
(換地事業に合わせた道路拡幅)

◇経費

維持修繕工事	3,560万円
道路施設等修繕	800万円
道路台帳作成等委託	285万円
自治会等への原材料支給、補助金等	370万円
その他（街路灯電気代等）	577万円

財 源

県からの支出金	60万円
町債（借金）	3,260万円
町道等占用料	530万円
屋外広告物許可手数料	20万円
琴浦町の負担額	1,722万円

除雪対策事業

2,793万円

(建設住宅課 地域整備室)



町内の主要な道路について除雪を行い、積雪時における交通を確保します。

持続可能な除雪体制確保のため、除雪機械の運転手となる担い手を育成するための費用の一部について補助金を交付します。



委託業者による除雪作業の様子

◇経費

除雪業務委託料	766万円
除雪作業車借上料	1,300万円
補助金	56万円
除雪車維持経費	671万円

財 源

県からの支出金	128万円
琴浦町の負担額	2,665万円

河川維持管理事業

2,290万円

(建設住宅課 地域整備室)



水害を未然に防ぐため、河川、水路の改修、維持管理を行います。

今年度は、準用河川兵川の河床掘削と、護岸裏が吸出しを受け、陥没している普通河川谷川の河川改修工事を行います。



右岸側護岸裏が陥没している普通河川谷川

◇経費

改修工事設計委託料	270万円
河川改修工事	1,800万円
河床掘削工事	150万円
河川維持修繕	70万円

財 源

町債（借金）	2,220万円
琴浦町の負担額	70万円

木造住宅耐震診断事業

34万円

(建設住宅課 住宅係)



琴浦町にある古い木造住宅の耐震診断を無料で実施します。また、耐震改修の必要性ありと診断された住宅の所有者を対象に、建築士が戸別訪問を行い、耐震化の必要性、耐震化の流れ、改修のための補助制度について説明を行います。

《補助となる住宅等の要件》

- ・木造の一戸建ての住宅または併用住宅（店舗等の部分が延べ床面積の2分の1未満であるもの）
- ・平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ・延べ床面積が220平方メートル未満で、階数が2以下
- ・木造在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法で建築されたもの
- ・現に居住の用に供しているもの

◇経費

耐震診断委託料	27万円
住宅耐震化の建築士戸別訪問委託料	7万円

財 源

国からの交付金	17万円
県からの支出金	8万円
琴浦町の負担額	9万円

震災に強いまちづくり促進事業 150万円

(建設住宅課 住宅係)



地震による住宅等の倒壊の被害から生命・財産を守るため、耐震化を進めることが重要です。町では、次のとおり、住宅の耐震改修・改修設計等の費用の一部を補助します。

《補助となる住宅等の要件》

- ・平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ・耐震診断（一般診断法等）の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ・耐震改修にあっては、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの

◇経費

耐震設計補助金	25万円
耐震改修補助金	100万円
ブロック塀撤去、改修補助金	25万円

財 源

国からの交付金	75万円
県からの支出金	37万円
琴浦町の負担額	38万円

町営住宅、コーポラスことうら管理 4,089万円

(建設住宅課 住宅係)



住宅に困っている比較的收入の少ない世帯等に対し、安価な家賃で住宅を貸与することにより、生活基盤の安定を図ることを目的としています。

住宅を適切かつ長期的に維持管理していくため、町営住宅とコーポラスことうらを適切に修繕・管理します。

◇経費

修繕料	2,560万円
光熱水費	146万円
火災保険料	179万円
駐車場借上	108万円
コーポラス基金積立金	265万円
その他	831万円

財 源

県からの支出金	75万円
琴浦町の負担額	590万円
家賃収入	3,421万円
その他	3万円

アスベスト撤去支援事業 943万円

(建設住宅課 住宅係)



建築物のアスベスト含有調査又は建築物に使用されたアスベスト除去等を促進することにより、継続して建築物を利用する町民の健康被害の防止及び生活環境の保全するために補助金を交付します。

《補助となる建築物の要件》

- ・本町の区域内に存する建築物であること。
- ・本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法に違反する建築物でないこと。
- ・国又は地方公共団体が所有しているものでないこと。

◇経費

アスベスト含有調査補助金	25万円
アスベスト除去補助金	880万円
その他	38万円

財 源

国からの支出金	482万円
県からの支出金	338万円
琴浦町の負担額	123万円

空家対策事業

1,864万円

(建設住宅課 住宅係)



令和4年度の空家等実態調査の結果を基に、空家の所有者又は相続人、管理人に対して空家の適正管理の啓発や補助金制度の周知を行います。

空家の除却を補助金で支援します。

空家が非常に危険な状態で所有者や相続人が不明な場合などに限り、町が代執行により除却します。

◎町内の空家の件数

728件（令和4年度の実態調査結果）

【うち危険空家 28件】

《空家除却費用補助》

○危険空家の除却

除却費の4/5（上限120万円）を補助します。

○危険になる前の空家の除却

除却費の4/5（上限15万円）を補助します。

※築30年以上で、1年以上空家

《略式代執行》 1件予定しています。

所有者が死亡し、相続人も死亡又は相続放棄されており、管理する者がいない危険空家の代執行です。

《行政代執行》

1件予定しています。



令和6年度略式代執行予定の危険空家

◇経費

空家等対策審議会委員報酬	14万円
所有者不存在物件緊急修繕料	80万円
相続人調査委託料	20万円
空家等除却費用補助金	900万円
危険空家除却工事	830万円
その他	20万円

財 源

国からの交付金	310万円
県からの支出金	300万円
琴浦町の負担額	1,254万円

分庁の総合窓口業務

2,021万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



住民サービスを円滑に行うために分庁舎の出納業務や税務・戸籍・保険・福祉などの総合窓口サービスを行います。

また、赤碕地域コミュニティセンターの運営管理を行います。

◇経費

施設の維持・保守管理費、修繕料など	1,772万円
無線室空調更新工事	88万円
多目的ホールプロジェクター購入	106万円
エレベーター修繕	55万円

財 源

赤碕地域コミュニティセンター使用料他	114万円
琴浦町の負担額	1,907万円

合併処理浄化槽事業

257万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



公共用水域の水質改善のため、琴浦町では下水道、農業集落排水、浄化槽の整備に取り組んでいます。

下水道、農業集落排水の整備区域外に住まれている方が、合併浄化槽を整備される場合に補助金を交付します。

◇経費

浄化槽設置補助金など	257万円
------------	-------

◇補助金額（上限額）

5人槽（1基当り）	68万460円
7人槽（1基当り）	83万160円
8人槽以上（1基当り）	116万760円
宅内配管工事	30万円
単独浄化槽撤去費	12万円

浄化槽が十分に効果を発揮するためには、法定検査、保守点検、清掃が必要です。浄化槽の使用に当たっては、適正な管理をお願いします。

財 源

国からの補助金	60万円
県からの補助金	83万円
琴浦町の負担額	114万円

下水道施設の維持管理・更新事業

5億4,400万円

(上下水道課 下水道係)



家庭及び事業所等からの汚水処理を行うため、2か所の浄化センター、9か所の終末処理場や管路施設等の維持管理、老朽化した施設の更新等を行います。

また、公共下水道に農業集落排水を統合するための事業を計画しています。

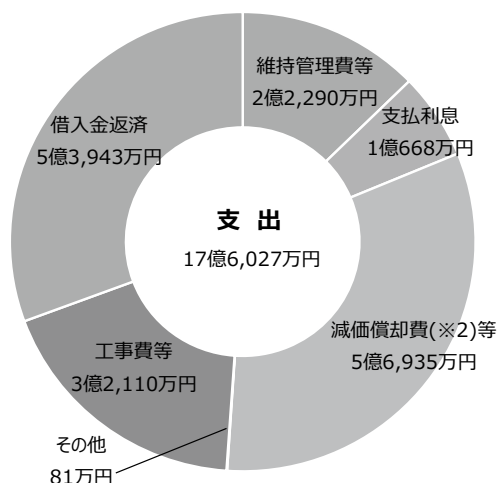
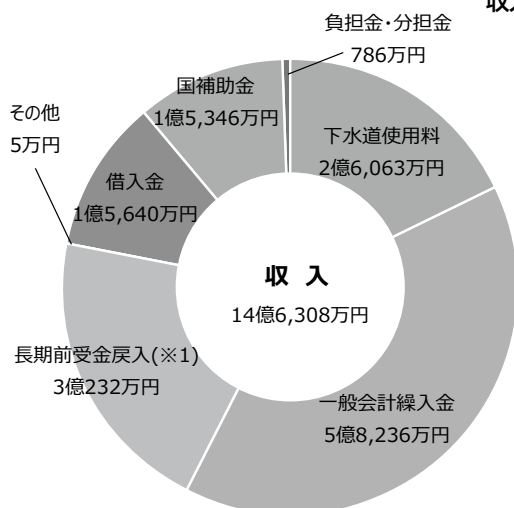
◇経費

・施設の維持管理費	1億3,080万円
・人件費他各種経費	9,210万円
・農業集落排水統合基本設計	619万円
・東伯浄化センター電気設備更新	2億5,450万円
・その他工事請負費等	6,041万円

— 財 源 —

下水道使用料	1億7,232万円
農業集落排水使用料	5,058万円
受益者負担金等	786万円
国からの交付金	1億5,346万円
琴浦町の負担額	1億5,978万円
(うち企業債(借金))	1億5,640万円)

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費などの実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補填します。

「長期前受金戻入(※1)」とは、管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、その資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて収益化するものです。

ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金収入はありません。

「減価償却費(※2)」とは、管路や設備等の資産の取得に要した経費を、資産価値の減少に応じて、その耐用年数(使用期間)全体に割り振り、その目減り分を経費として計上するものです。

ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金支出はありません。

【東伯浄化センター】 逢束



【赤碕浄化センター】 笠津



水道施設の維持管理・更新事業

3億9,117万円

(上下水道課 上水道係)



町民のみなさんに安心・安全な水を安定的に供給するため、水質検査や水道施設の維持管理・更新を行います。

◇水道施設の整備

- ・老朽化した上水道配水管の布設替工事を行います。(予定地域：法万、光好、杉地、杉下、八反田、駅前)
- ・布設替工事後の舗装復旧を行います。(予定地域：上野、八反田)
- ・竹内配水池の建設工事を行います。(令和6年度～令和7年度)

◇水道ビジョン、水道料金の検討

- ・編入に伴う水道施設の更新計画の見直しや、今後の水道事業を安定して経営するための料金について検討します。

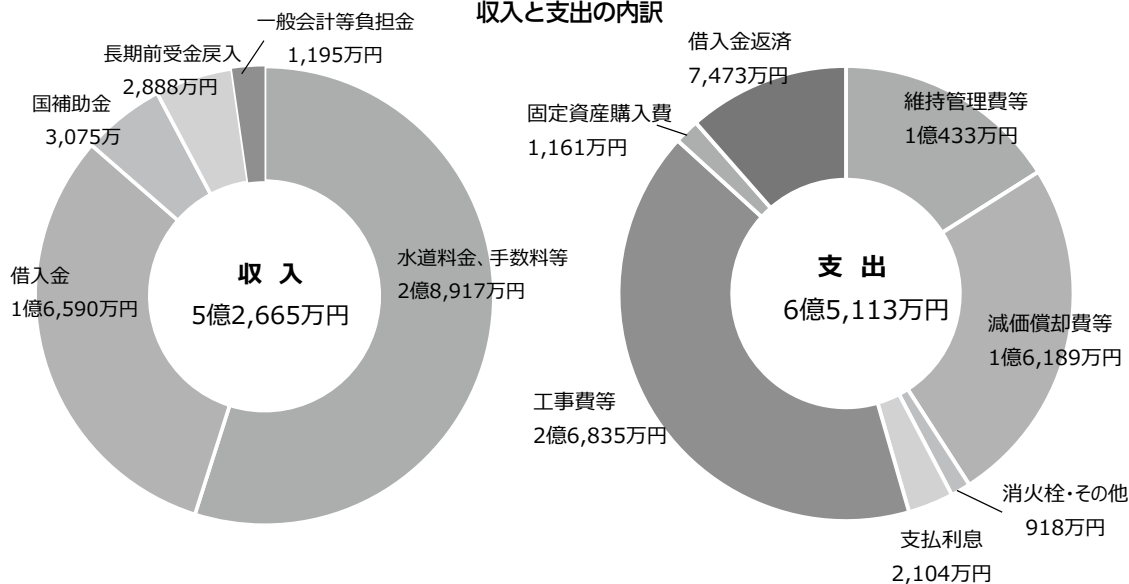
◇経費

・水質検査	417万円
・水道施設の維持管理費	4,281万円
・人件費他各種経費	5,735万円
・消火栓の新設・修繕	688万円
・水道施設の設計・工事費など	2億6,835万円
・機械・装置等の購入費	1,161万円

財 源

水道料金・手数料収入など	9,976万円
国からの補助金	3,075万円
琴浦町（一般会計等）の負担額	1,195万円
水道事業会計の負担額	2億4,871万円
（うち企業債（借金）	1億6,590万円）

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費などの実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補填します。

簡易水道施設の維持管理事業

2,679万円

(上下水道課 上水道係)



水道事業へ編入を希望した町内の用水組合9地区（専用水道6地区、飲料水供給施設3地区）について、町が簡易水道事業として維持管理を行います。

また、これらの地区について、令和7年度からの編入にむけて、準備業務を行います。

◇経費

簡易水道の維持管理費	1,996万円
水道事業変更認可設計業務	683万円

財 源

水道使用料	2,000万円
琴浦町の負担額	679万円

セミセルフレジの導入 222万円

(出納室)



窓口にセミセルフレジを設置し、税金や使用料の支払いが安全で迅速かつ正確にできる窓口業務を行います。

◇経費

セミセルフレジ導入経費 222万円

財 源

琴浦町の負担額 222万円

農地流動化推進事業 390万円

(農業委員会事務局)



町内の農地を流動化させることで、農地の保全や効率的な利用を推進し、持続可能な地域農業の確立をめざします。

この事業では、町内の認定農業者が3年以上の農地の賃借契約を行ったとき、以下の金額を助成します。

事業実施期間：令和6年度まで

◇助成金の単価

利用権設定（新規）	
3年以上5年未満	4,000円/10a
5年以上	8,000円/10a
農地中間管理事業（新規）	
3年以上一律	8,000円/10a
更新	
5年以上一律	2,000円/10a

◇経費

農地流動化推進事業交付金 390万円

財 源

琴浦町の負担額 390万円

農業後継者の結婚支援 40万円

(農業委員会事務局)



農業後継者の結婚を支援する「琴浦町農家担い手結婚対策委員会」の活動に対し、補助を行います。

委員会では、町内外から参加者を募り、独身の農業後継者等との交流会の開催などを企画します。

◇経費

婚活イベント開催事業補助金 40万円



財 源

琴浦町の負担額 40万円

農業委員会活動事業 1,970万円

(農業委員会事務局)



農業委員会は、農業委員13人と農地利用最適化推進委員12人で組織された農業者の公的代表機関です。

農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、遊休農地や耕作放棄地の活用促進対策、農地の賃貸借などの利用調整の業務を行います。

◇経費

委員報酬	1,837万円
旅費	31万円
負担金	25万円
その他経費	77万円

財 源

県からの交付額 (事務交付金)	896万円
琴浦町の負担額	1,074万円

少人数学級の実現

600万円

(教育総務課 指導係)



国が示す学級編成標準を上回る下記の配置基準により、少人数の学級編成を行います。
このことにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、学校生活や人間関係の円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図ります。

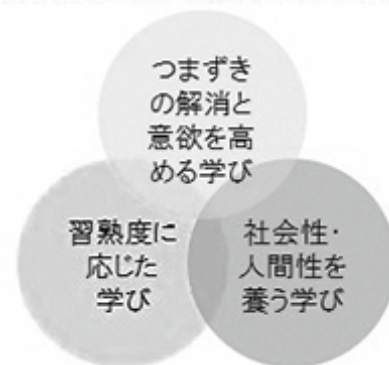
◇経費

負担金 200万円×3クラス 600万円

◇配置基準

		少人数学級	国基準
小学校	1年	30人	35人
	2年	30人	35人
	3年	30人	35人
	4年	30人	35人
	5年	30人	40人
	6年	35人	40人
中学校	1年	33人	40人
	2年生	35人	40人
	3年生	35人	40人

【個別最適な学びと協働的な学び】



国基準見直し

小学校学級編成標準を、40人から35人に引き下げ
令和7年度にかけて段階的に実施

財 源

町債（借金）

600万円

フリースクール利用料助成 240万円

(教育総務課 総務係)



不登校状態にある小中学生がフリースクールへの通学を希望しても家庭の経済的な事情から通学ができない場合に、その利用料などを助成することにより、通学を支援し、基礎学力の補充や情緒の安定、集団生活への適応を図ります。

◇経費

補助金 240万円

◇支援内容

授業料月額2万円を上限に補助

◇要件等

町税等の滞納がないこと
※令和6年度より所得要件撤廃

財 源

県からの補助金
琴浦町の負担額

79万円
161万円

英語教育の充実

1,511万円

(教育総務課 指導係)



国際社会で通用する人材の育成に向け、児童生徒の国際意識や英語力の向上に取り組みます。

児童生徒が、外国語指導助手を通じて外国の言葉や文化に触れる機会を増やし、興味や関心を高めます。

中学生に対し、英語検定準2から4級の受験料の半額を補助します。

◇経費

ALT派遣委託料 568万円
中学校ALT報酬等 742万円
自治体国際化協会負担金他 185万円
英語検定料補助金 16万円

◇支援内容

語学指導外国青年（ALT）を配置
小学校1人、中学校2人
中学生英語検定料の半額を助成

財 源

町債（借金）
琴浦町の負担額

560万円
951万円

高校生通学費助成

468万円

(教育総務課 総務係)



高校生を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ること
で、町内の子どもたちが通学費を気にすることなく進路
を選択できるよう支援します。

◇経費

補助金 468万円

◇援助内容

月額7千円を超える通学定期代（JR、路線バス）
を助成します。

町営バスを通学に利用する高校生には、通学定期
代の8割を助成します。

財 源

県からの補助金	233万円
ふるさと納税	200万円
琴浦町の負担額	35万円

町内通学支援

1,350万円

(教育総務課 総務係)



町内の小学校への通学に係るスクールバスを運行し
ます。

町営バスを通学に利用する中学生に全額助成を行
います。

また、公共交通機関が無い地域に居住する児童生徒の
通学支援を行います。

◇経費

中学校バス通学補助金	179万円
大成地区通学援助費	14万円
小学校スクールバス運行	1,157万円

◇支援内容

中学生	全額助成（町営バス通学定期券）
小学生	スクールバスの利用料無料

財 源

琴浦町の負担額	1,350万円
---------	---------

コミュニティ・スクール推進事業 150万円

(教育総務課 指導係)



学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体と
なって、地域とともにある学校づくりを進めるため、各
学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクー
ルの導入を進めます。

学校運営協議会委員を対象とした研修会や各校の取
組状況を共有するなどの支援を行います。

また、地域の方と県外視察や先進地視察を行い時代に
適応した学校運営の支援を行います。

◇経費

・学校運営協議会 委員報酬	54万円
・コミュニティ・スクール	3万円
・学校支援ボランティア活動 活動費、研修会参加費等	93万円

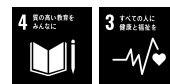
財 源

琴浦町の負担額	108万円
県からの補助金	42万円

教職員の健康管理

164万円

(教育総務課 総務係)



町内小中学校に勤務する教職員の安全と健康を確保
し、健康の保持・増進を図ることを目的に、教職員の健
康診断やストレスチェック等を行い健康管理を行います。

◇経費

・手数料	164万円
------	-------

◇主な検査内容

・定期健康診断	診察、血液検査、血圧測定、視力・聴力検査 心電図検査、胸部x線検査 など
・胃がん検診（40歳以上）	
・教職員ストレスチェック	

財 源

琴浦町の負担額	164万円
---------	-------

教育相談・支援体制の充実

5,171万円

(教育総務課 指導係)



児童生徒が抱える問題が多様化する中、一人ひとりに対してきめ細やかな対応を行い、学びを継続させるための相談体制や学習支援体制を整えます。

また、小学校入学前から継続して切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

・スクール・ソーシャル・ワーカー

町行政や関係機関と連携し、児童生徒への包括的な支援体制の充実を図るため、教育分野に加えて、社会福祉等の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを配置します。

・日本語学習支援員

外国人や外国にルーツのある児童生徒に対して、日本語や日本の文化等に関する学習サポートなど、それぞれにあった支援を行うため、支援員を配置します。

・教育相談員

生徒や保護者の悩み相談への対応や、学校教育活動の支援などを行うため、教育相談員を中学校に配置します。

◇町内小中学校への主な人員配置

5,171万円

教育相談員
スクール・ソーシャル・ワーカー
学習支援員
日本語学習支援員
特別支援教育コーディネーター

財 源

琴浦町の負担額	4,176万円
国・県からの補助金	995万円

小中学校の維持管理 1億2,782万円

(教育総務課 総務係)



小学校5校、中学校2校の安心安全な施設管理に努め、児童生徒が集中して学習できる環境を整備します。

◇経費

・事務補助職員報酬等	1,797万円
・工事・修繕等	2,916万円
・保守点検等	1,569万円
・光熱水費	4,054万円
・その他学校管理費	5,584万円

財 源

町債（借金）	2,040万円
国からの補助金	178万円
保護者負担金（スポーツ保険）	55万円
琴浦町の負担額	1億509万円

小中学校の教育活動支援 4,691万円

(教育総務課 総務係)



児童生徒の体験活動や学習活動などに必要な経費を負担することで、充実した学びを支援します。

◇経費

・ふるさと学習	96万円
・大会、校外学習等バス借上げ料	393万円
・学力検査手数料等	391万円
・教材備品等	2,208万円
・消耗品費等	553万円
・学習者用インターネット回線利用料	56万円
・図書購入費	592万円
・その他事務費	402万円

財 源

ふるさと納税	1,620万円
琴浦町の負担額	3,071万円

児童・生徒の健康管理

445万円

(教育総務課 総務係)



学校における児童生徒の健康の保持・増進を図り、学校教育を円滑に実施し、児童生徒が学校生活を安心して過ごすことを目的に児童生徒の健康管理を行います。

◇経費

・学校医等 報酬	278万円
・健康診断手数料	101万円
・その他経費	66万円

◇主な内容

- ・児童生徒定期健康診断
内科検診、歯科検診、眼科健診等
- ・児童生徒尿・心電図検査
- ・就学時健康診断

財 源

琴浦町の負担額

445万円

ICT活用教育の推進

1,147万円

(教育総務課 総務係)



ICT環境の充実を図るとともに、教職員を対象とした研修会を実施するなど、指導力の向上に努めます。

また、ICT支援員を配置し、支援体制充実を図ります。

◇経費

ICT支援員配置	530万円
学習支援ソフト使用料等	462万円
採点システムソフト使用料等	23万円
モバイルルーター利用料等	99万円
その他経費	33万円

財 源

ふるさと納税
琴浦町の負担額

400万円
747万円

就学援助制度

1,942万円

(教育総務課 総務係)



経済的な理由により就学が困難と認められる小中学生の保護者に対して学用品や給食費、一部の医療費などの援助を行います。

◇経費

就学援助費	1,942万円
-------	---------

◇対象となる方

つぎの項目をはじめとする一定の要件に当てはまる方

- ・生活保護を受けている
- ・児童扶養手当を受けている
- ・税金や年金などの減免を受けている 等

◇援助の内容

- ・学用品・通学用品費
- ・学校給食費
- ・修学旅行費、校外活動費 等

財 源

町債（借金）	1,500万円
琴浦町の負担額	442万円

特別支援教育就学奨励制度 430万円

(教育総務課 総務係)



特別な教育的支援が必要な小中学生の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、学用品や給食費などを援助します。

◇経費

特別支援教育就学奨励費	
・小学校	221万円
・中学校	209万円

◇援助内容

- ・学用品・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・校外活動費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費 等

財 源

国からの補助金	215万円
琴浦町の負担額	215万円

中学校部活動支援

453万円

(教育総務課 指導係)



中学校部活動の指導について、外部の指導者を活用することで教員の負担軽減と部活動の質の向上を目指します。

また、大会等への引率も可能となる部活動指導員の配置を増やし地域連携と教員の負担軽減を進めます。

◇経費

部活動支援員報酬等	342万円
外部指導者報奨金	40万円
旅費、保険料	1万円
大会派遣費補助金	70万円

財 源

国、県からの補助金	183万円
琴浦町の負担額	270万円

中学校国際交流事業

216万円

(教育総務課 総務係)



台湾の中学生と4泊5日のホームステイを含む相互派遣を通して交流し、異文化理解とグローバルな人材の育成を目指します。

◇経費

旅行手配業務委託料	160万円
報償費	30万円
事務費等	26万円

財 源

ふるさと納税	150万円
琴浦町の負担額	66万円

学校給食

2億2,863万円

(学校給食センター)



児童生徒の心身の健全な発達のため、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供するとともに、学校給食を通じ、日常生活における食事について正しい理解と望ましい食習慣を養うなど、「食を通して生きる力を育む」ことを目的に、教育の一環として実施します。

また、ふるさと教育の一環として、琴浦町の特産品をふんだんに使った特別献立を提供し、児童生徒が地域のことを知り、興味と関心を持つきっかけとなることを目指します。夏休みには給食センターの大型調理機を使う親子料理教室を実施します。

給食材料の高騰の影響により令和6年度より給食費の単価を小学校324円、中学校368円に変更します。

ただし、増額分は町の負担とし、保護者負担についてはこれまでと同額の小学校285円、中学校326円の据置きとします。

令和6年度より給食センターの機械類や施設を年次的に更新していきます。令和6年度は調理室等の床面補修工事を行うほか、電気式フライヤー、冷凍冷蔵庫などを更新します。

◇経費

給食用食材費	9,102万円
調理業務委託料	4,939万円
給食配送委託料	1,278万円
光熱水費	1,548万円
下水道使用料等	122万円
修繕料	140万円
調理室等床補修工事費	1,430万円
備品購入費	3,672万円
その他維持管理費	632万円



財 源

保護者等の負担金（給食費）	8,048万円
県からの補助金	118万円
ふるさと納税	900万円
町債（借金）	5,000万円
琴浦町の負担額	8,797万円

子ども会・ジュニアリーダー活動支援 5万円

(社会教育課 生涯学習係)



○自主的な子ども会活動の推進

子どもたちが主役となり、計画・運営を行う子ども会活動を支援するために研修会を開催し、子ども会のリーダーとなる人材を育成します。また、会の運営や、少人数により活動が困難な子ども会に対し、必要に応じて助言を行います。

○ジュニアリーダーの育成

子ども会のお兄さん、お姉さん役として、子どもたちによる子ども会のサポートを行うとともに、幅広い視野を持ち、地域での活動ができるジュニアリーダーの育成を行います。

◇主な活動

子ども会リーダー研修会
ジュニアリーダーの自主活動

◇経費

講師謝金、スタッフ謝金 3万円
研修会・ジュニアリーダー活動消耗品 2万円

財 源

琴浦町の負担額 5万円

ことうら子どもパーク 70万円

(社会教育課 生涯学習係)



ものづくり体験をとおして、子どもたちの創造力や自ら学ぼうとする力を育みます。

公民館と連携した事業も展開します。

年間20教室開催予定です。



簡単パンづくり



プラ板づくり

◇経費

委託料 (子どもパーク運営委託) 70万円

財 源

県からの補助金 46万円
琴浦町の負担額 24万円

琴浦こども塾 41万円

(社会教育課 生涯学習係)



町内の小学4年生～中学1年生を対象に、毎月第1・3土曜日の午前中に琴浦こども塾を行います。

論語を通して、昔の人の生き方や教えに学び、礼儀作法や体験活動により、自ら考える力とふるさとを大切に思う心を育みます。

◇主な活動

- ・ 論語を通して昔の人の生き方や教えに学ぶ
- ・ 琴浦で活動している人に学ぶ
- ・ 茶道などから礼儀作法を学ぶ



茶道から礼儀作法を学ぶ

◇経費

委託料 (こども塾運営委託) 41万円

財 源

県からの補助金 27万円
琴浦町の負担額 14万円

生涯学習の推進 20万円

(社会教育課 生涯学習係)



町の生涯学習の拠点である生涯学習センター等において、ライフステージに応じた社会教育を推進するため、子どもから高齢者までを対象とした教養講座を開催し、町民へ生涯にわたる学習活動の機会を提供します。



高齢者対象の「寿大学」



親子で学ぶお金の教室

◇経費

講師謝金 20万円

財 源

琴浦町の負担額 20万円

生涯学習センター管理

4億4,512万円

(社会教育課 生涯学習センター管理室)



町の生涯学習の拠点として生涯学習センターを適正管理し、多目的ホールなど施設の複合的学習機能を広く地域に提供し、町民の生涯学習活動を支援します。

老朽化した空調設備やエレベーター等の改修を行い、利用者の皆様に快適な空間として利用いただけるよう施設環境整備に努めます。

今年度は工事に伴う施設の閉館を予定しています。

◇経費

清掃や警備業務、消防・電気設備点検、エレベーター、	
空調設備保守点検、工事監理等委託経費	2,608万円
消耗品・燃料費・光熱水費・修繕料	2,089万円
下水道使用・印刷機等借上料	157万円
工事請負費	3億9,505万円
〔うち 空調設備等改修工事〕	3億7,005万円
〔エレベーター改修工事〕	2,500万円
その他維持管理経費	153万円



◇施設改修工事に伴う開館スケジュール (予定)

7月末までは全館開館予定です。8月以降は、改修工事のため閉館を予定しています。図書館については、工事の進捗状況に応じて、随時開館を行う予定です。詳細は、琴浦町ホームページ等でお知らせします。

財 源

町債 (借金)	3億9,500万円
使用料	174万円
琴浦町の負担額	4,838万円

公民館活動

403万円

(社会教育課 生涯学習係)



「学び、つながる」社会教育活動の更なる充実と、地区ごとの実情に応じた地域づくり活動の基盤をつくります。

地区公民館では、自治会や地域の団体等と連携した社会教育や生涯学習、また地域に根ざした事業の展開を通じて、地域住民自らが文化的教養を高めあい、その学びを実生活に活かします。

また、コロナ禍により疎遠となった地域内の交流、つながりを深めます。



内容を工夫し開催した下郷地区町民運動会
(下郷地区公民館)



古新聞紙を活用したトートバッグ作り
(成美地区公民館)

◇地区ごとの取組

古布庄・安田・以西地区について、住民が主体となって地域活動を行う住民組織の取組を支援します。また、住民組織がない地区についても、地区公民館が地域の困り事や課題、地域の活性化について話し合える『地域の拠点』となるよう、地域住民と一緒に地域づくり活動の基盤をつくります。

◇経費

公民館事業運営のための経費 403万円

財 源

琴浦町の負担額	403万円
---------	-------

公民館管理

1億8,946万円

(社会教育課 生涯学習係)



地区公民館を町民が安心・安全に利用できるよう、また地域活動の拠点となるよう必要な修繕等を行い、適正に管理します。

◇旧安田小学校改修工事

旧安田小学校 1 階部分を、安田地区のコミュニティ活動の拠点となる施設への改修を行うとともに公民館の移転に向けての準備を行います。

◇八橋地区公民館エアコン修繕

大会議室のエアコンが故障したため、住民が快適に利用できるよう新たに設置します。

◇下郷地区公民館修繕

男子トイレの洋式化や入り口のスロープに手すりを設置する等の修繕を行います。

◇上郷地区公民館修繕

多目的トイレと駐車場の防犯灯の修繕を行います。

◇旧以西小学校改修工事にに向けた検討

旧以西小学校 1 階部分を以西地区のコミュニティ活動の拠点となるよう施設改修に向けて、レイアウトや使い方等について話し合いの場を設定し、企画政策課と連携し設計を行います。

◇経費

公民館運営費 1億8,946万円

財 源

国からの補助金	8,453万円
町債（借金）	8,490万円
琴浦町の負担額	1,594万円
使用料	409万円

斎尾廃寺跡保存活用事業

506万円

(社会教育課 学芸文化係)



斎尾廃寺跡は、白鳳期（7世紀後半）に創建された古代寺院跡です。山陰地方では唯一の法隆寺式の伽藍配置を採用します。塔や金堂の基壇跡や礎石などが現存し、古代の地方寺院の様相をうかがい知ることができる重要な史跡です。

この主要伽藍の範囲は昭和27年に国の特別史跡に指定されていましたが、近年の発掘調査で主要伽藍周辺にも斎尾廃寺に関連する多くの遺構が確認されました。遺構のなかには斎尾廃寺を区画する溝もみつき、本来の斎尾廃寺の範囲も推定できるようになりました。この本来の斎尾廃寺の範囲も、斎尾廃寺跡の実態解明には欠かせない重要な遺跡です。町では斎尾廃寺跡を地域の宝として守り続けるため、史跡への追加指定や公有地化事業に取り組んでいます。併せて今後の史跡整備に向け、発掘調査や出土遺物の調査も進め、斎尾廃寺跡を核とした教育、観光、まちづくり、ひとづくりなど、地域の魅力発信や活性化に繋げる文化財の活用を目指していきます。

◇令和6年度の取組

- ・史跡現況の確認と今後の史跡整備に向けた情報収集のため、発掘調査を継続して行います。
- ・斎尾廃寺跡で採集され、未調査で保管されている出土遺物の整理作業を行います。
- ・町外の博物館等が所蔵している斎尾廃寺跡出土遺物の調査を行います。
- ・史跡指定地の公有地化に取り組みます。



上空からみた斎尾廃寺跡

◇経費

発掘調査費用費	243万円
出土遺物整理費	45万円
県外所蔵遺物調査費	49万円
史跡指定地購入費	169万円

財 源

国からの補助金	255万円
県からの補助金	71万円
琴浦町の負担額	180万円

河本家住宅公開活用支援

50万円

(社会教育課 学芸文化係)



「河本家住宅」は琴浦町で唯一の重要文化財建造物です。平成30年度から令和3年度まで経年劣化により損傷した主屋、離れ、米蔵、土蔵、新蔵、大工小屋、門及び納屋、塀などの大規模修理事業を実施しました。また、河本家住宅では地域の方を中心に「河本家保存会」が組織され、積極的な公開活用を行っており、大工小屋を講座室に、納屋を保存会事務所を活用するための整備事業も併せて実施しました。

町では保存会活動が幅広く、継続的になり、地域の文化財活用がより盛んになるよう支援をします。

河本家住宅は、棟札により貞享5（1688）年に建築されたことがわかる主屋をはじめ、江戸中期から明治までの建物により構成されます。主屋は江戸中期の山陰地方における農家の住宅形式をよく伝える大型民家で、建築年代が明らかな民家では山陰地方最古です（平成22年12月24日重要文化財指定）。



◇令和6年度支援事業

・河本家保存会による公開や活用事業の支援を行います。

◇経費

補助金

50万円

財 源

琴浦町の負担額

50万円

文化芸術振興事業

269万円

(社会教育課 学芸文化係)



文化芸術の振興を図り、幅広い世代の人々が芸術に触れ、つながり、生き生きと、地域での生活を楽しむ環境づくりを推進します。

◇舞台芸術にかかる文化芸術振興事業

下記取組によるコンサートやワークショップを通して、舞台芸術にかかる観覧、体験の機会を提供します。

- ・県内出身の芸術家を学校や公民館等に派遣します。
- ・県内出身の音楽家を招致したコンサートを開催します。
- ・補助金（アートスタート活動支援事業補助金、文化芸術振興補助金、琴浦町少年少女合唱団活動支援補助金）による活動支援

◇公益財団法人鳥取県文化振興財団との連携

公益財団法人鳥取県文化振興財団と連携し、継続的に町の文化芸術の振興を図る取組を進めます。

◇作品展示にかかる文化芸術振興事業

文化祭では、町内で文化・芸術活動をする個人やサークルの作品展示や参加型の文化体験教室などを行います。

町民の方に鑑賞していただくとともに、文化活動者同士または見学者と文化活動者との交流の場を提供します。

◇経費

芸術家派遣、コンサート出演料等	58万円
各種補助金	73万円
文化祭用展示パネル設置・撤去委託料等	138万円

財 源

県からの補助金	20万円
琴浦町の負担額	249万円



図書館活動

1,891万円

(社会教育課 図書館)



琴浦町図書館（本館・分館）では図書資料の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、町民の憩いの場や生涯学習の場を提供します。また、レファレンス（調べ物のお手伝い）やビジネス支援などを行うことで、町民のくらしと仕事の支援に努めます。

遠隔地の公民館に本箱を置く「まちなか図書館」のほか、読書週間にあわせたイベント、音読会、図書の展示などを実施して、人と本をつなげるきっかけづくりを引き続き行っています。

●開館時間

	琴浦町図書館 本館	赤碕分館
火曜日～木曜日・土曜日	9:30～18:00	9:30～18:00
金曜日	9:30～19:30	9:30～18:00
日曜日、祝日（月曜日除く）	9:30～17:00	9:30～17:00

●閉館日

毎週月曜日、第4水曜日（資料整理日）、年末年始、特別整理期間

本館は生涯学習センター（まなびタウンとうはく）の空調改修により秋以降閉館予定（分館は通常開館）

◇経費

図書購入費	540万円
図書館システム、ICタグシステム保守委託料	408万円
図書館システム端末機借上料（学校図書館込み）	608万円
各種イベント	2万円

消耗品、その他維持管理経費
木のおもちゃレンタル事業

300万円
33万円

財 源

琴浦町の負担額

1,891万円

子どもの読書活動推進事業 43万円

(社会教育課 図書館)



読書は、子どもたちが学びを深め、想像力や表現力を養うために欠かすことのできないものです。琴浦町では「第3次琴浦町子ども読書活動推進計画」をもとに、子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくるとともに、自ら進んで読書活動を行うことができる環境の整備に努めます。

◇実施内容

子ども向けイベント
おはなし会（定期、出前、来館）
団体貸出
ブックスタート
子ども向け新聞の設置
読み聞かせボランティア研修会



◇経費

子ども向けイベント実施費用	2万円
ブックスタート	35万円
子ども向け新聞購入費	6万円

財 源

琴浦町の負担額

43万円

読書に障がいのある方へのサービス事業 11万円

(社会教育課 図書館)



さまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるよう取り組みます。

◇利用対象者

- ・視覚障がい者
- ・視覚による表現の認識に障がいのある方（学習障がい、発達障がい、知的障がいなど）
- ・寝たきりやまひなどにより資料を持ったりページをめくったりできない方
- ・その他読書に障がいのある方

◇実施内容

- ・はーとふるコーナーの充実
- ・関係機関、関係者へのPRと連携
- ・録音図書、再生機器の貸出



◇経費

サピエ図書館利用手数料	4万円
録音図書再生器購入費	7万円

財 源

琴浦町の負担額

11万円

スポーツ少年団活動支援 110万円

(社会教育課 社会体育係)



全15団(団員約350人)で活動し、スポーツを通して青少年の体力づくりと健全育成を図ります。

指導体制の支援として、指導者資格登録制度の費用を助成します。

◇主な活動

結団式、親子講演会、指導者研修会
各団の事業(練習・大会・奉仕活動など)



結団式



指導者研修会

◇経費

補助金 107万円
その他事務費 3万円

財 源

琴浦町の負担額 110万円

スポーツ協会活動支援 350万円

(社会教育課 社会体育係)



スポーツ協会事業に対して事業運営費や活動費を補助し、町民がスポーツに親しみ、健康づくりができる場の提供をします。

全国大会などで優秀な成績を収めた方を表彰して功績を讃え、今後の活力につなげます。

◇スポーツ協会の主な活動

各種スポーツ大会開催 18大会
各種スポーツ教室開催 8教室
スポーツ協会表彰式開催
審判講習会・各種研修会参加

◇経費

補助金 350万円

財 源

琴浦町の負担額 350万円

郡・県・全国・世界大会参加推進 75万円

(社会教育課 社会体育係)



各種大会等へ参加する選手・団体に対し、経費の一部を助成し、技力の向上及び健康づくりに努めます。

◇郡民スポーツ・レクリエーション祭

日程 6/2(ペタンク)、8(陸上)、30(剣道)、
7/6、7、13、14、15

◇県民スポーツ・レクリエーション祭

夏季 8月
秋季 10月
冬季 2月

◇経費

報償金(世界大会等国際大会) 10万円
負担金(郡体育協会) 65万円



郡民スポレク



世界陸上出場報告

財 源

琴浦町の負担額 75万円

体育施設管理 3,961万円

(社会教育課 社会体育係)



適正な施設管理を行い、利用者に安全に利用していただけるよう環境整備に努めます。

- ・東伯総合公園
(野球場、サッカー場、テニスコート、多目的広場)
- ・赤碕運動公園
(野球場、テニスコート、多目的広場)
- ・平岩記念会館
- ・農業者トレーニングセンター
- ・東伯武道館、赤碕武道館
- ・旧安田小学校体育館
- ・旧以西小学校体育館
- ・旧古布庄小学校体育館
- ・小学校5校、中学校2校 体育館(夜間利用)
- ・聖郷運動広場
- ・古布庄運動広場
- ・船上山運動広場

◇経費

各施設の管理費 3,961万円

財 源

琴浦町の負担額 3,715万円
使用料・手数料等 246万円

トレーニングルーム運営 730万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園を運動支援中核拠点とし、コンディショニングコーディネーター及び町民トレーナー等を配置しトレーニングルームの指導や体幹トレーニング教室を開催することで運動習慣の定着につなげ、健康な身体づくりを図ります。

◇令和6年度トレーニングルーム活動

コンディショニングコーディネーターによる体幹教室(昼・夜)

町民トレーナーによるやさしいトレーニング教室
フィットネストレーナーによるトレーニング指導

◇経費

報償費等(コーディネーター・町民トレーナー等) 652万円
委託料(機器保守点検) 49万円
その他事務費等 29万円



財 源

町債(借金) 500万円
使用料 84万円
琴浦町の負担額 146万円

東伯総合公園サッカー場改修 1億6,566万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園サッカー場に夜間照明設備および防球ネットの新設を行い、利用可能時間の拡充、町民の利便性の向上を図ります。

また、令和7年度には人工芝への張替を予定しています。

◇経費

委託料 88万円
工事請負費 1億6,478万円
(夜間照明・防球ネット新設工事)



財 源

町債(借金) 1億2,970万円
助成金(スポーツ振興センター) 2,000万円
助成金(日本サッカー協会) 1,500万円
琴浦町の負担額 96万円

ねんりんピック開催

637万円

(社会教育課 社会体育係)



「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、60歳以上の方をはじめ、全ての世代の方が楽しむことのできる、スポーツ・文化・健康と福祉の総合的な祭典です。令和6年10月に、ねんりんピックはばたけ鳥取2024が鳥取県で初めて開催されます。

琴浦町では、ソフトボール交流大会の成功に向けて準備や当日運営を行います。本大会において、楽しさや生きがいを実感することで、町民の健康意識の高揚を図り、全国から集う参加者と共に健康づくり、生きがいづくりを推進します。また、琴浦町の魅力を全国に発信するとともに、全国から集う参加者をおもてなしの心で対応し、記憶に残る大会となるよう実行委員会を支援をします。

大会日程 10月19日(土)～10月22日(火)
会 場 東伯総合公園野球場・多目的広場
(米子市、大山町、南部町と合同開催)

大会までのスケジュール

4月24日 全市町村リレーイベント
4月 実行委員会(4月、随時)
運営委員会(随時)
5月末 大会ボランティア募集
6～8月 歓迎のぼり旗作成
9月 会場整備

大会のスケジュール

10月19日(土) 監督会議(役場分庁舎)
20日(日) 交流試合(野球場・多目的広場)
21日(月) 交流試合・交歓試合(〃)
22日(火) 準決勝戦・決勝戦、表彰式(〃)
※健康づくり教室……健康づくりの指導、健康チェック
健康相談など
※レクリエーションコーナー、グルメコーナーなど

◇経費

補助金 637万円

財 源

琴浦町の負担額 637万円



第36回全国健康福祉祭とっとり大会
ねんりんピック
はばたけ鳥取2024
咲かせよう 砂丘に長寿と笑みの花
令和6年10月19日(土)～22日(火)



ことうら人権まなびの集い（法務省委託事業） 18万円

（人権・同和教育課）



人権について、住民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、あらゆる差別のないまちづくりを推進するため、さまざまな人権問題から毎年テーマを設定し開催します。令和6年度は、世界に目を広げ、平和や人権が守られることの大切さについて一緒に考えます。

【講演会】世界中を自転車で旅し、世界の紛争地域の現状を目の当たりにした体験から、平和や人権は「あたりまえ」に与えられるのではなく、私たちの手で作っていくものだというをお話しいただきます。

◇経費

講師謝金	13万円
事例発表等謝礼	1万円
その他	4万円



◇開催

と き 令和6年12月1日（日）13:00～15:00
 ところ まなびタウンとうはく 4階 多目的ホール
 内 容 講演会「旅という火、旅からの風」
 講師：西野 旅峰（にしの りょお）さん
 （自転車世界一周活動家）

財 源

県からの委託費	15万円
琴浦町の負担額	3万円

人権まなびの講座（文化センター事業） 44万円

（人権・同和教育課）



東伯・赤碕文化センターで、あらゆる人権問題をテーマにした講演会等を開催し広く学びの機会を提供します。

◇令和6年度開催予定の講座

《とうはく人権まなびの講座》

・「デフリンピックについて」	5/11（土）13:30～
・「引きこもり、不登校について」	6/29（土）10:00～
・「私のはなし、部落のはなし」	7/13（土）13:00～
・「更生保護について」	9/9（月）19:30～
・「発達障がいについて」	10/27（日）13:30～

《あかさき人権まなびの講座》

・「性犯罪と被害者支援」	6/13（木）19:30～
・「まなび直そう部落の歴史」	7/25（木）19:30～
・「LGBTQ+の人権」	8/29（木）19:30～
・「孤立を防ぐつながる社会づくり」	9/26（木）19:30～
・「すばらしき部落の伝承文化」	10/26（土）14:00～

◇経費

講師謝金	44万円
------	------

財 源

県からの補助金	33万円
琴浦町の負担額	11万円

人権・同和教育部落懇談会 12万円

（人権・同和教育課）



町民一人ひとりが人権を正しく理解し、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進し、地域における人権意識の高揚を図るために、人権・同和教育部落懇談会を開催します。

令和6年度から、コロナ以前の各部落で開催する対面式の部落懇談会を再開します。

◇テーマ 「災害と人権」

◇開催時期 10月～12月（予定）

◇経費

・職員派遣時間外	10万円
・推進員派遣報償費	2万円



財 源

琴浦町の負担額	12万円
---------	------

人権・同和教育推進協議会委託事業 160万円

（人権・同和教育課）



町民一人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚し、行政・企業・地域・団体等の「連携と交流」を促進し、主体的な学習や活動を進めるために、人権・同和教育推進協議会に事業を委託します。

◇会議

・総会（5月下旬）

◇各部会の取組

5つの部会（学校・園部会、行政部会、企業部会、社会教育部会、福祉部会）において、主体的な学習を進めます。

◇全体事業

・会員及び町民を対象とした、人権啓発事業の開催。
 ・人権啓発広報紙「つながりあうことうら」の発行等。

◇研修派遣

・「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」への派遣
 ※令和6年度は中部で開催。

財 源

琴浦町の負担額	160万円
---------	-------

部落自治振興事業一覧

	ページ
総務課	
1. 部落自治振興交付金	90
2. コミュニティ助成事業補助金	91
3. 小型除雪機購入補助金	92
4. 自治会集会施設整備費補助金	92
5. 自主防災組織防災資機材整備事業補助金	93
6. わが町支え愛マップ推進事業補助金	93
7. 個別避難計画作成事業交付金	94
町民生活課	
8. 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金	95
9. 資源ごみ回収報奨金	95
10. 飼い主のいない猫対策補助金	96
11. 海岸漂着物処理業務委託事業	96
農林水産課	
12. 竹粉碎機無料レンタル制度	97
建設住宅課	
13. 土木施設愛護ボランティア制度	98
14. 街路灯新設事業補助金	98
15. 町道支障木伐採支援事業補助金	99
16. 原材料等支給制度	99

1. 部落自治振興交付金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-2111

2. 目的

部落の自治振興と広報配布などの町の事務に対する協力費用として、部落自治振興交付金を交付します。

3. 内容、要件等

○ 交付の対象とならない部落は次のとおりです。

- (1) 大区（ただし、除雪活動を大区で実施した場合の追加交付金については除く）、連合自治会に該当する団体
- (2) 特別養護老人ホーム等の施設内の部落



○ 交付金は、次の経費に充ててください。

- (1) 部落の運営に関すること。
- (2) 広報等配布物の配布、回覧、掲示物の掲示等に関すること。
- (3) 各種調査の実施、地域住民の町に対する要望等の連絡調整に関すること。
- (4) 人材等の推薦、催事や説明会等の連絡調整に関すること。
- (5) 地域の環境衛生に関すること。
- (6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する事業に関すること。

○ 交付金の額は、下表の基準により自治活動振興分と行政事務委嘱分とで、それぞれ算出した額を合計して交付します。

区 分	均等割額	世帯割額	備 考
自治活動振興分	25,000円	700円	当年度4月1日時点住民基本台帳世帯数
行政事務委嘱分	22,000円	700円	当年度4月1日時点広報等配布世帯数

○ 次の基準を満たす部落は、上記の額に追加して交付を行います。

交付基準	追加交付金額
前年度に認可地縁団体を設立	10,000円
前年度に部落が合併した場合	50,000円
当年度に敬老事業を実施した場合	部落内の当年度4月1日時点の75歳以上の方、 1人当たり1,000円
自主防災組織を結成しておりかつ当年度に全住民を対象とした防災訓練、研修会等を実施した場合（設備点検のみの場合は除く）	当年度の4月1日時点の世帯数が 50世帯以上の部落 20,000円 50世帯未満の部落 10,000円
当年度に広場整備（公園施設の新設、維持管理を容易にするための伐採、防草シートの設置、真砂土購入等）を実施した場合	広場整備に要した費用の1/2 上限300,000円

交付基準	追加交付金額
当年度に除雪活動を実施した場合 対象経費	実施額の2/3、上限75,000円 ①除雪用機械及び除雪用車輛の使用に関する経費 ②業者に除雪作業を依頼した場合の委託費 ③機械、車輛を操作した場合の謝礼、報酬
当年度に認可地縁団体が公民館の土地又は建物の名義を認可地縁団体にした場合 対象経費	実施額の10/10、上限100,000円 ①登録免許税 ②司法書士、土地家屋調査士に登記手続きを依頼した際に発生した費用

2. コミュニティ助成事業補助金

1. 担当、問合せ先

- (1) 一般コミュニティ助成事業……………総務課 行政総務室 【電話】 52-2111
- (2) コミュニティセンター助成事業……総務課 行政総務室 【電話】 52-2111
- (3) 地域防災組織育成助成事業……………総務課 防災危機管理室 【電話】 52-2111

2. 目的

自治会・自主防災組織へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

3. 内容、要件等

事業区分	助成内容及び事業例	助 成 額
(1) 一般コミュニティ助成事業	・コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備 例：祭り用備品（太鼓、御輿、山車、法被、提灯等）、公民館備品（調理用機器、冷暖房器具、机、イス、テレビ等）、イベント用テント、除雪機、草刈機、遊具、広場の整備、基礎工事を伴わない東屋等。 ただし、駐車場、トイレ、電球のみの整備等は対象外。	100万円以上 250万円以内
(2) コミュニティセンター助成事業	・認可地縁団体が行う部落公民館の建設又は大規模修繕 例：建築主体工事、電気・機械設備工事、建物登記費用、設計監理料。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。	総事業費の 5分の3以内 (上限1,500万円)
(3) 地域防災組織育成助成事業	・自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備 例：無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン等防災資材の購入、基礎工事を伴わない簡易倉庫・収納庫	30万円以上 200万円以内

- 過去10年以内に「(3) 地域防災組織育成助成事業」を除く同種事業について補助を受けている団体は、対象となりません。

部落自治振興事業一覧

- 補助金の額は、10万円単位となっており、10万円未満は切り捨てとします。
- 国の助成制度等を受ける場合は、対象となりません。
- 事業は必ずしも採択されるものではなく、一般財団法人自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行いますので、予めご了承下さい。



3. 小型除雪機購入補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】52-2111

2. 目的

冬期に住民の往来を確保するため、地域住民が自発的に行う町道等の除雪に使用する小型除雪機械の購入を支援します。

3. 内容、要件等

区分	品目	補助率	補助限度額
小型除雪機 購入補助金	小型除雪機の購入、農業用トラクターへの除雪用パーツの購入及び装着費（1自治会 1台／年度） ※農業用トラクターへの除雪用パーツ バケツ、スノーブロウ等	3/4	100万円

※ただし、対象は、認可地縁団体である自治体に限ります。

※当年度にコミュニティ助成事業を利用して購入する除雪機が、コミュニティ助成事業の補助上限額を超える場合、超えた部分について、小型除雪機購入補助金の補助対象となります。詳しくは上記問合せ先にご連絡ください。

4. 自治会集会施設整備費補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】52-2111

2. 目的

公民館など集会施設（コミュニティ施設）の新築、改築、増築工事費用について、金融機関から借入れされた場合、経費の一部を補助金として交付して、負担軽減を図ります。

3. 内容、要件等

- 補助金の交付対象となる事業は、以下に該当し、町長が認めるものとなります。ただし、土地の取得費は除きます。

- (1) 集会施設の新築、改築、改修
 - (2) 集会施設の増築
 - (3) 集会施設の購入
- 補助金の額は、上記の事業を実施するため、自治会が金融機関から借り入れた額の5%になります。

5. 自主防災組織防災資機材整備事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】52-2111

2. 目的

自主防災組織等に対し、防災資機材の整備及び消防用可搬ポンプ修繕等に要する経費に対し補助金を交付することにより、地域の防災力を強化し、災害による被害の防止又は軽減を図ります。

3. 内容、要件等

1 自主防災組織防災資機材整備事業

自主防災組織が次表の品目購入に要する経費を交付対象とします。

区分	品目	補助率	補助限度額
消 火 用	消防用ホース、消火器その他消火用具及び付属品	1 / 2	50,000円
安全装備用	ヘルメット、防火衣その他安全装備用具		
救出救助用	ジャッキ、担架その他救出救助用具		
情報伝達用	メガホン、トランシーバーその他情報伝達用具		
活 動 用	腕章、活動服その他活動用具		

注) 自主防災組織防災資機材整備事業は、令和5年度から毎年度活用が可能です。

2 消防ポンプ修繕事業

自主防災組織や自治会が所有する消防用ポンプの修繕等に要する経費を補助対象とします。

区 分	補助率	補助限度額
消防用可搬ポンプの修繕、メンテナンス、部品交換等に要する経費	自主防災組織 2 / 3	自主防災組織 80,000円
	自主防災組織以外の団体	自主防災組織以外の団体
	1 / 2	60,000円

6. わが町支え愛マップ推進事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】52-2111

琴浦町社会福祉協議会 【電話】52-3600

2. 目的

支え愛マップづくりをとおし、災害時の避難において支援を必要とする者に対する支援体制の仕組みづく

りなどの取組を支援することにより、地域での支え愛活動の充実を図ります。

※ 支え愛マップとは

災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的として、独居や高齢者世帯などの支援を必要とする者、その支援者の情報、避難所等を盛り込んだ地図です。

3. 内容、要件等

1 わが町支え愛活動支援事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップの作成（必須）
- ・支援を必要とする者の特性に応じた避難訓練の実施
- ・支援を必要とする者への平常時における見守り体制の構築
- ・避難支援に係る研修会・講習会の実施

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

5万円

2 わが町支え愛活動ステップアップ事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップづくりから明らかになった災害時の避難支援に係る課題について、解決に向けた取組を企画していくため、住民が主体となって開催する会議の設置及び運営（必須）
- ・災害時の避難支援に係る課題解決に向けた取組

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

10万円

7. 個別避難計画作成事業交付金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】 52-2111

2. 目的

避難行動において支援を必要とする方（避難行動要支援者）ごとに、避難場所や避難方法、避難支援者などを定めた個別避難計画を作成することで、避難支援の仕組みづくりやその対応を円滑に進めるための体制整備を図るとともに、地域での支え愛活動の充実を図ります。

3. 内容、要件等

(1) 事業内容

地域、関係機関、町との話し合いにより、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を町と一緒に作成します。

(2) 交付金額

ア 1地区あたり5,000円 + イ 1計画あたり2,000円×計画作成数

※ アは1自治会につき1回限り、イは新規作成の計画のみが対象

8. 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】 52-1703

2. 目的

琴浦町内の各自治会に対して、資源ごみ等の分別回収推進のため、資源ごみの回収小屋等を設置、改修する際に予算の範囲内で補助金の交付を行います。

3. 内容、要件等

- 町内自治会の資源ごみ等の回収用の小屋や付属設備等（以下「回収小屋等」）の新設、又は設置されている回収小屋等の改修事業を対象とします。購入費用、建設費用のほか、自前で修理した時の材料費も対象とします。ただし、回収小屋等の設置に係る土地の購入、賃借料等は対象外です。
- 町内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する業者（法人及び個人事業主）から購入したり、工事を依頼したりすることが要件です。
- 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1（1,000円未満切り捨て）とし、10万円を限度とします。

9. 資源ごみ回収報奨金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】 52-1703

2. 目的

資源ごみの回収量を増やし、循環型社会形成を推進することを目的とします。

3. 内容、要件等

- 自治会や子ども会などで回収した再生資源ごみに対し、資源ごみ回収報奨金として紙、金属1kgあたり5円、ビン1本あたり5円をお支払いします。
- 資源ごみ報奨金を申請するには、事前に町へ団体登録の申請をしていただく必要があります（初回のみ）。

10. 飼い主のいない猫対策補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】 52-1703



2. 目的

飼い主のいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊・去勢のための手術を受けさせる取組を支援し、野良猫の繁殖を抑え、生活環境の保全と動物愛護意識の高揚を図ります。

3. 内容、要件等

- 町内の野良猫に対し、県内で開業する動物病院で、不妊又は去勢のための手術を受けさせる町内在住者又は自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
- 補助金の額は、野良猫 1 頭につき上限10,000円です。
- 個人申請 1 名につき10頭まで・自治会申請 1 自治会につき15頭まで。
- 手術を受けさせた場合は、手術を受けた証拠として猫の耳先のV字カットも受けさせてください。

4. 申請の流れ

- ① 野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を受けさせます。
 - ※ 周辺住民への聞きとり等も行い、確実に飼い主がいないことを確認してください。
 - ※ 耳先のV字カットも忘れずに行ってください。
- ② 補助金を申請します。
- ③ 町が申請書の審査を行い、問題なければ交付決定書と請求書を送付しますので、後日請求書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

11. 海岸漂着物処理業務委託事業

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】 52-1703

2. 目的

海岸漂着物の撤去、海岸美化の取組を支援し、沿岸環境・景観の保全などを図ります。

3. 内容、要件等

- 年数回の海岸清掃を実施していただける町内の自治会やボランティア団体と委託契約を締結し、実施距離・回収量・回数に応じ、予算の範囲内で委託料をお支払いします。



12. 竹粉碎機無料レンタル制度

1. 担当、問合せ先

農林水産課 農林水産振興係 【電話】 55-7802

2. 内容等

北栄町と共同利用する竹粉碎機を自治会に無償で貸し出します。

貸し出しは無料ですが、機械の運搬、燃料費、傷害保険等の費用は使用者負担です。

機械について



◀機械の動作の様子
(北栄町公式 YouTube)



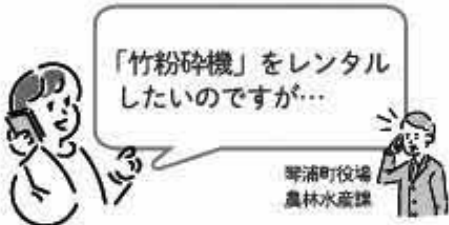
竹 粉 碎 機 : GS122GB
最大処理径 : 12.5cm
機械サイズ : 1,620mm×730mm×1,270mm
重 量 : 345kg (軽トラックに積載可能)

3. 申請の流れ

申請方法

仮予約

①電話で仮予約



「竹粉碎機」をレンタル
したいのですが…

琴浦町役場
農林水産課

②予約状況の確認

予約状況を確認の上、折り返しお電話します。



琴浦町役場が
北栄町役場に
予約状況を確認

予約可能です。
申請書を提出して
ください。



本申請

③申請書提出

申請書(様式第1号)を
記入し、琴浦町役場に提出
してください。

申請者 : 琴浦町内の自治会



④許可書発行

「許可書」と「報告書」を
同封して送付します。

※「報告書」は返却時に北栄町役場へ
提出してください。

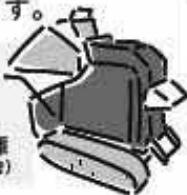


レンタル

⑤北栄町役場で貸出

北栄町役場にて貸し出します。

貸 出 期 間 : 最大7日間
貸 出 使 用 料 : 無償
貸出返却場所 : 北栄町役場車庫
(大衆庁舎)



⑥北栄町役場へ返却

使用した「竹粉碎機」を北栄町役場に
返却してください。返却の際に、「報告書」
も一緒に提出してください。

わからないことがあれば
お気軽にお尋ねください!



13. 土木施設愛護ボランティア制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

土木施設の愛護団体に対し、支援を行うことにより、持続的な土木施設の愛護活動を促進し、施設の維持保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 町が管理する道路・公園・河川（以下「土木施設」といいます。）において、地域の皆様が自主的に土木施設愛護ボランティア団体（以下「愛護団体」といいます。）を結成し、清掃・除草・植栽管理などの愛護活動を実施される場合に、交付金を交付し支援する制度です。
- 制度の対象となる愛護団体の活動内容は次のとおりです。
 - （1）町道およびその道路側溝の清掃、除草等。ただし、集落内のものは除く。
 - （2）町が管理する公園、その他施設の整地、清掃、除草等。
 - （3）その他土木施設愛護の思想普及のために必要な活動。
- 交付金の額は以下のとおりです。
 - （1）150円/人・時間
 - （2）草刈機を使用の場合は150円/台・時間
 - （3）1団体あたり5万円を交付の上限とします。



14. 街路灯新設事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

自治会が街路灯を新設する場合に補助金を交付し、地域の交通安全と防犯対策の推進を図ります。

3. 内容、要件等

- 集落内の町道等に、自治会で街路灯を新設する場合に補助を行います。ただし、灯具の修繕や移設については対象外です。また、自治公民館等、自治会が管理する施設のための外灯も対象外です。
- 交付額は1基あたり設置事業費（消費税込み）の1/3の額とします。ただし、補助金の1基あたりの上限は1万円です。

設置後の維持管理（電気代除く）は申請者負担とします。

15. 町道支障木伐採支援事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

山林等から町道にせり出し、通行に支障となる樹木〔支障木〕を伐採することで、強風や積雪による倒木を未然に防ぎ、安全な道路環境の保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 山林等から町道にせり出す支障木を、自治会及び個人が業者委託により伐採する場合に補助金を交付します。
※農地からせり出すサング樹等の枝打ちも申請の対象にできます。
- 集落付近の町道の支障木を伐採したい場合、自治会で申請していただくことで補助金額も多くなり、より長い延長の支障木を伐採できます。
※土地所有者への伐採の了解は、自治会で取っていただきますようお願いします。
- 補助の対象となる費用
 - ・業者に伐採や枝打ちを依頼した場合の委託料
※チェーンソー等で自力で伐採された場合は、燃料費等を原材料等支給制度で助成できます。
- 補助金の額は以下のとおりです。
 - ・自治会：補助率 2 / 3 補助金の上限20万円
 - ・個人 ：補助率 1 / 2 補助金の上限 5万円

16. 原材料等支給制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

里道や生活排水路（赤線・青線）の維持管理について、その原材料等を支給することで持続的な維持管理を支援し、住環境の整備を推進します。

3. 内容、要件等

- 町道、認定外道路及び生活排水施設等を自治会等の労務負担により施行する場合、工事に使用する原材料・機械借上料を助成します。
- 原材料等の支給限度額は以下のとおりです。
 - ・原材料 ： 1 箇所あたり年間20万円
 - ・機械借上料： 1 箇所あたり年間10万円

部落自治振興事業一覧

○ 主な支給原材料や支給率は、下表のとおりです。

1 支給対象施設	2 支給原材料等	3 支給率
・町道 ・認定外道路 ・生活排水路 ・町道側溝	(1) 生コンクリート、アスファルト (2) 砕石（運搬を含む。） (3) 水路用二次製品 (4) 水路用二次製品布設に伴う付属品 (ヒューム管・柵・蓋などの二次製品) (5) 除草剤 (6) 作業に必要な機械の借上料 (7) その他町長が必要と認めるもの	支給原材料費等の 100/100
【備考】 ・自治会等の作業に係る労務費は、支給の対象に含みません。 ・業者へ委託を行うオペレーターなどの特殊な作業員賃金については、借上料に含めることができます。 ・業者へ委託を行う際の、諸経費及び関係者で対応できる内容の作業に必要な人件費は含みません。		

資料編

ページ

Q1	2024年度（令和6年度）の町の予算はどうなっていますか？	102
Q2	2024年度（令和6年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？	102
Q3	町の収入の35.4%を占める「地方交付税」とは何ですか？	104
Q4	町の借金はどれくらいありますか？	104
Q5	町の財産（資産）はどれくらいありますか？	105
Q6	町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？	106
Q7	町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか？	106
Q8	町の財政は健全ですか？	107
Q9	町の人口はこれからどうなりますか？	108
Q10	今後の財政収支の見込みはどうなりますか？	109

Q1 2024年度（令和6年度）の町の予算はどうなっていますか？

■全会計予算額 195億1,013万円

〔前年度に比べて6億3,356万円（3.4%）の増額〕

町の予算には、「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」があります。サービスや事業の内容に応じて、収入と支出を区分して管理しています。

○一般会計とは…

町民のための教育や福祉、道路などの基本的な住民サービスを行う会計です。

○特別会計とは…

特定の収入で特定のサービスや事業を行うための会計で、一般会計とは、別に収入と支出を管理しています。

○公営企業会計とは…

公営企業法に基づく事業について、民間企業と同様の会計で住民サービスを行う会計です。

会計名	令和6年度予算額	前年度との比較増減	増減率
一般会計	125億2,600万円	+3億7,569万円	+3.1%
特別会計			
介護保険	22億603万円	△748万円	△0.3%
国民健康保険	19億9,545万円	△1,905万円	△0.9%
後期高齢者医療	3億1,759万円	+6,036万円	+23.5%
船上山発電所管理	2,659万円	△37万円	△1.4%
簡易水道事業	2,709万円	+2,709万円	-
住宅新築資金等貸付事業	0万円	△846万円	△100%
公営企業会計			
水道事業	6億5,113万円	+5,428万円	+9.1%
下水道事業	17億6,025万円	1億5,149万円	+9.4%

●簡易水道事業特別会計は、令和6年度新たに設けた会計です。各地域の専用水道等のうち、同意が得られた地域の専用水道等を町水道に編入し、施設の維持管理を行っていきます。

●令和5年度まで特別会計で管理していた住宅新築資金等貸付事業については、令和6年度から一般会計の住宅新築資金等債務整理事業として債権管理の強化を図ります。

●公営企業会計については、収益的支出と資本的支出の総額を予算額としています。

※1万円未満で四捨五入による端数処理をしている関係で、増減率が一致しないものがあります。

Q2 2024年度（令和6年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？

一般会計予算 125億2,600万円〔前年度に比べて3億7,569万円（3.1%）の増額〕

一般会計の歳出（支出）

民生費が最も多く、総務費、教育費、公債費（借金の返済）と続きます。

民 生 費…障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護などの事業に要する費用です。国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の会計への支出も含まれます。

総 務 費…人事、企画、財政、財産管理、戸籍、選挙、統計、交通安全、定額減税調整交付金などの事業に要する費用です。

教 育 費…学校教育、生涯学習、図書館運営、文化財保護、スポーツ振興などの事業に要する費用です。

公 債 費…昨年度までに借入を行った借金の返済に要する費用です。

土 木 費…道路、河川、住宅、公園などの整備や管理に要する経費です。下水道事業への支出も含まれます。

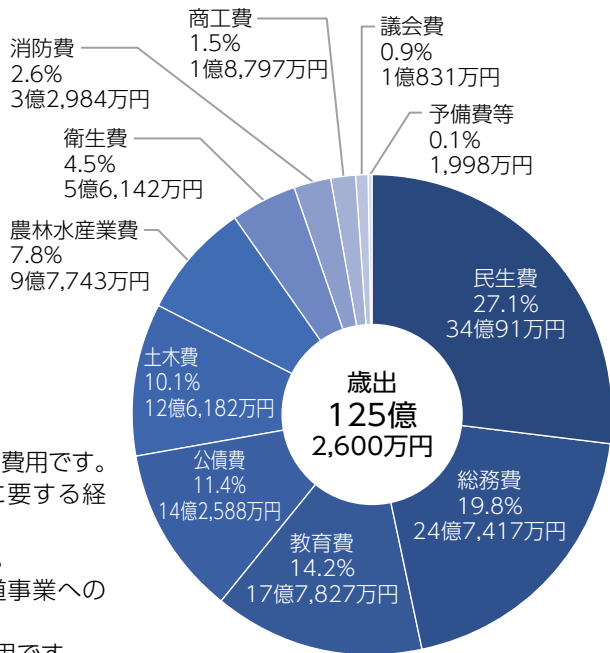
農林水産業費…農業・林業・水産業の振興に要する費用です。

衛 生 費…母子保健、健康づくり、ごみ処理、簡易水道事業への支出などに要する費用です。

消 防 費…広域で運営する消防署や町の防災に要する費用です。

商 工 費…商工業の振興、観光振興などに要する費用です。

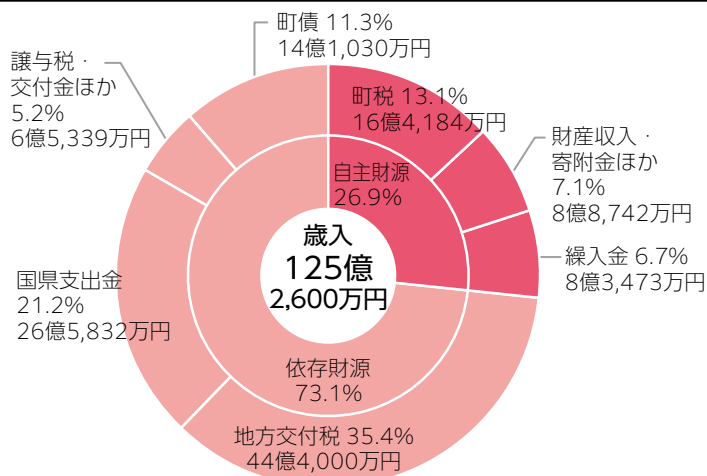
議 会 費…議会の運営に要する費用です。



一般会計の歳入（収入）

収入の内、町税は、全体の13.1%を占めますが、住民サービスを行うためには、収入が不足します。

国は、国民がどこに住んでいても一定のサービスが受けられるよう、その財源が不足する自治体に地方交付税を交付しています。琴浦町では、35.4%を占める重要な収入となっています。

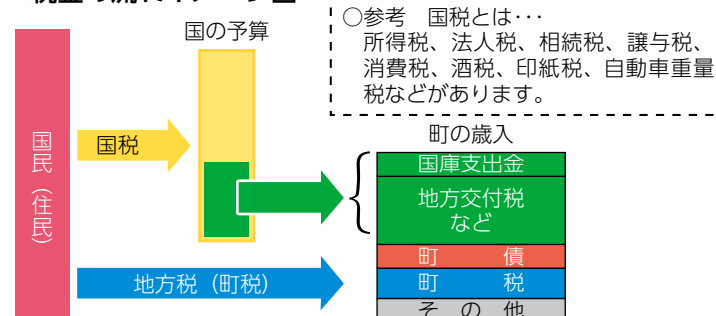


○税金の流れ

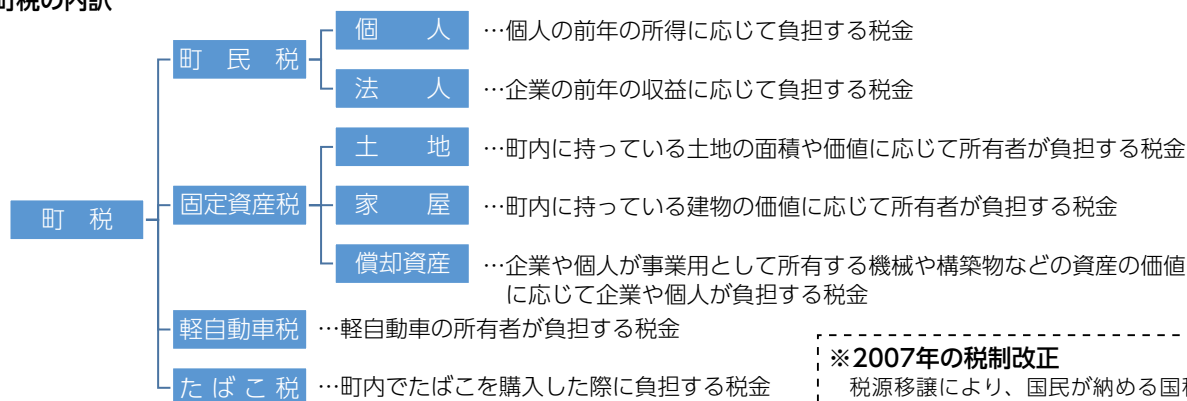
国民は、住んでいる町に直接支払う税金（町税）のほか、国に対しても所得税や消費税などの税金（国税）を負担しています。

国税は、年金や医療など国民の社会保障などの費用に使用されるほか、自治体（町）に対して、住民サービスなどを行うための費用を補助金（支出金）や地方交付税などとして町に交付します。

<税金の流れイメージ図>



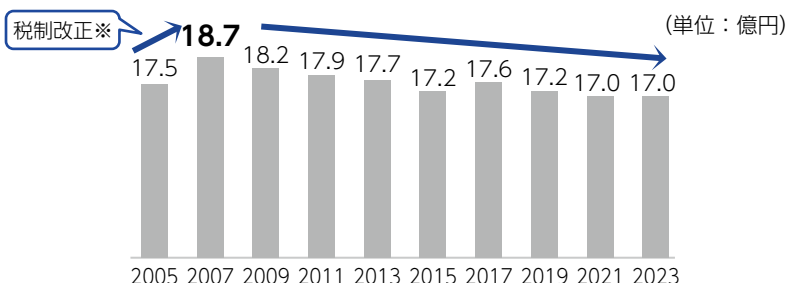
○町税の内訳



○町税の推移

町税は減少傾向です

・働き世代人口の減少（納税者の減）・地価の下落（固定資産税の減）



Q.町の収入は減っていくだけですか？

人口減少に伴い、町税は減少傾向にありますが、2008年以降「ふるさと納税」という制度ができました。これにより、町外にお住まいの方でも、生まれた故郷や応援したい町に納税（寄附）することができるようになりました。琴浦町でも制度を活用して、収入の確保に取り組んでいます。（2023年度のふるさと納税による寄附額は、約2.6億円でした。）

※2007年の税制改正

税源移譲により、国民が納める国税を減らし、地方税（町税・県税）を増やすことで、国から地方へ税源が移る。

町はなぜ借金をするの？

建物を建てたり、道路を作るときには国の補助金などを活用しますが、補助は半分程度なので、残りは町が負担しなくてはなりません。

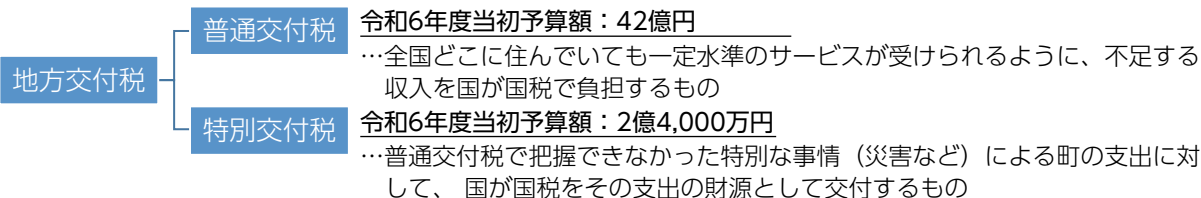
その年の税金を建設費に使ってしまうと、ほかの住民サービスのためのお金が足りなくなるため、借金をしてその建設費の支払いに使います。

建物や道路は、建設後、数十年先の住民も利用することから、建設する年の住民だけでなく、将来の住民に借金の返済という形で負担していただくことで、世代間の負担の公平性を保つ意味でも必要なくみです。

借金（町債）の目的によっては、毎年度、その返済費用の一部を国が地方交付税により負担するものもあります。

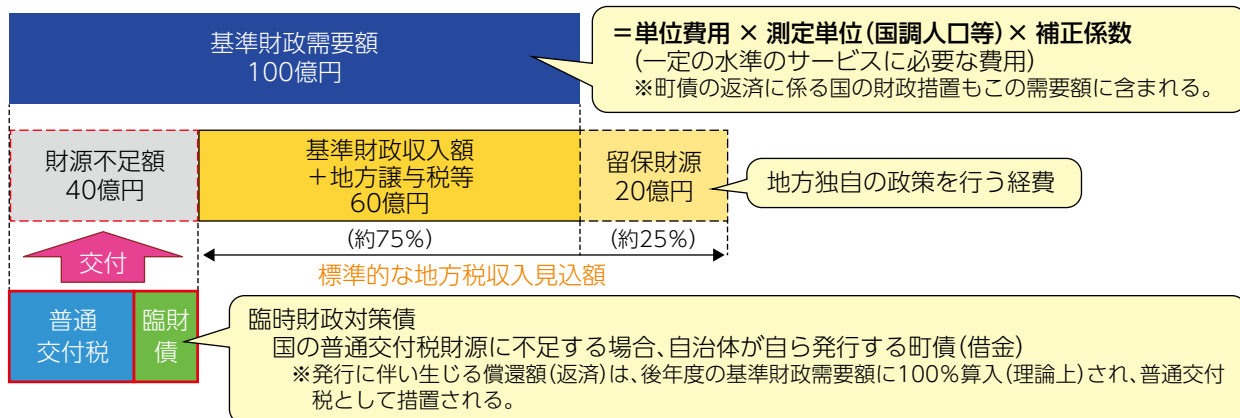
Q3 町の収入の35.4%を占める「地方交付税」とは何ですか？

- 地方交付税は、2024年度（令和6年度）の歳入として44億4,000万円を見込み、町の歳入の35.4%を占める重要なものとなっています。
- 地方交付税は、全国どこに住んでいても一定水準のサービスが受けられるように、国税として国が代わって徴収し、人口など一定の合理的な基準により、国が「地方交付税」として再配分するものです。

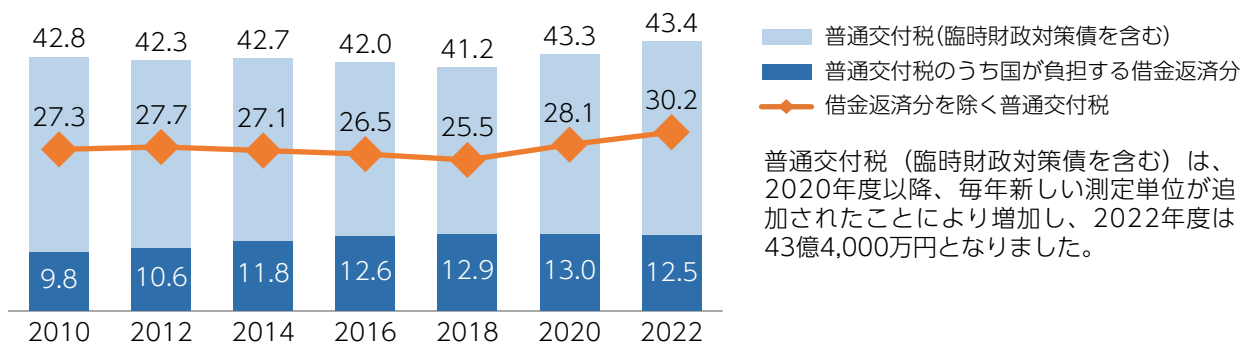


※地方交付税は、国税の所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額が財源となっています。

●普通交付税の配分方法（イメージ図） ※一定水準のサービスに100億円必要な町の例



●普通交付税（臨時財政対策債を含む）の推移 (単位：億円)

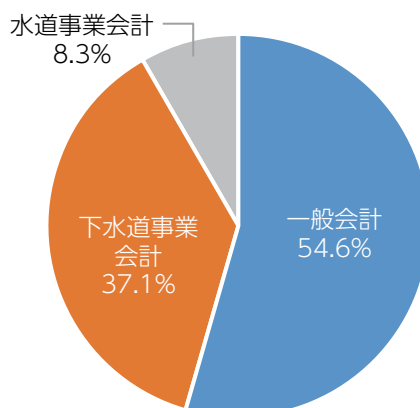


Q4 町の借金はどれくらいありますか？

2024年度末（令和6年度末）の借金（町債）残高は、全会計で189億9,385万円となる見込です。

町民1人あたりにすると、119万円/人になる見込みです。

会 計	借金残高
一般会計	103億6,309万円
下水道事業会計	70億5,819万円
水道事業会計	15億7,257万円
合計	189億9,385万円



Q5 町の財産（資産）はどれくらいありますか？

2022年度末（令和4年度末）の琴浦町の財産（資産）は、全会計で544億円となりました。
町民1人あたりにすると、331万円/人です。

次の表は、「貸借対照表」といい、町が行政サービスを提供するためにどれだけの財産（資産）を所有しているのか、また、その財産を取得するためどのようにお金を集めたのかを示す表です。

左側の表は、令和4年度末時点における町の財産（例えば、学校や道路、公園など）の価値がどれくらいあるのかを示しています。

建物や道路などは、古くなっていくうちに価値が減少してしまうものです。しかし、壊れたところを直したり、新しく作り直したりすれば、その分の価値は上がってきます。そのため、町は財産を長く使えるように、適切に修繕や更新をしていかなければなりません。

右側の表は、町がどれくらいの借金（例えば、道路や橋を造るために借りたお金など）をしているのかを示しています。借金は、いつか返済しなければならないお金ですので、町は計画的に返済していく必要があります。

これらの表からわかるように、町は財産を大切に使う、借金を計画的に返済していくことが重要です。そのためには、町民一人ひとりが町財政に関心を持ち、積極的に意見を発信していくことが重要です。

○全会計の貸借対照表（令和4年度決算） ※億円未満は四捨五入しています。

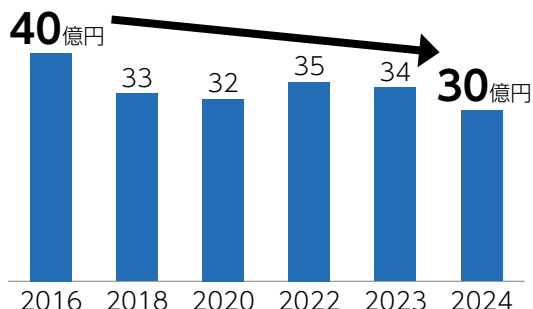
どれだけの財産（価値）を所有しているか		どのようにお金を集めたのか		
1 建物・土地・設備などの価値	516億円	将来世代が負担するお金（負債）		将来世代の負担（借金） 54.3%
(1) 庁舎・学校・地区公民館などの建物	143億円	1 翌々年度以降に支払う予定の借金等	272億円	
(2) 道路・橋・水道・下水道など	328億円	(1) 借金	170億円	
(3) 車両・機械など	11億円	(2) その他	102億円	
(4) その他 使い道を決めている貯金・個人や団体に貸したお金など	34億円	財産を取得するために前もって受入れた国の補助金などのお金		
長く使えるもので、サービスを提供する資産（すぐに現金化できない資産）		2 翌年度に支払う予定の借金等	23億円	
		(1) 翌年度に返済する借金	19億円	
		(2) その他 支払う前に町が一時的に預かっているお金など	4億円	
		負債合計	295億円	
2 現金や預金などの残高	28億円	将来世代に残せるお金（現金）		将来世代に残せる財産の価値 45.7%
(1) 現金預金	15億円	税金・地方交付税・国県補助金などの現金	249億円	
(2) 予期しない支出に備えた貯金	13億円			
すぐに現金化できる資産		現金（純資産）合計	249億円	
財産（資産）の合計		544億円		
負債と現金（純資産）の合計		544億円		

Q6 町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？

- 近年の大規模な災害の復旧や物価高騰対策に積極的に取り組んだことにより、貯金は減少しています。
○今後は、老朽化した公共施設の更新などにより新たな借金（町債）が増加していく見込みです。

貯金残高の推移

貯金残高は、減少しています。

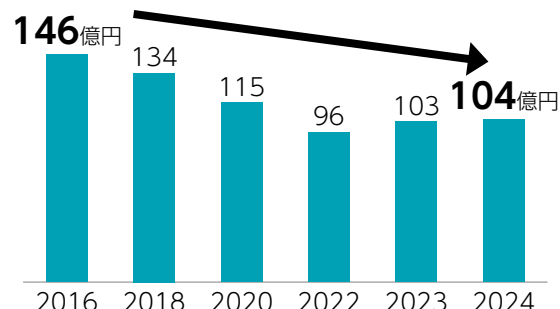


Q.貯金はどこに預けているの？ (※普通会計)

貯金の多くは、必要なときに使えるように主に銀行に預けています。しかし、銀行の利率も低い状況が続いているため、貯金の一部を安全な国債（国の借金）などの形で保管することで銀行に預けるよりも多く利息を受け取る取組も行っています。

借金残高の推移

借金残高は、減少してきました。



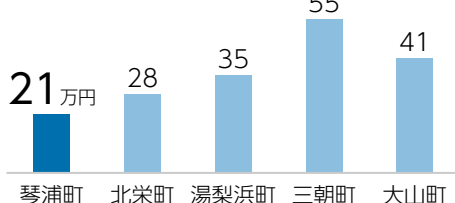
Q.借金を減らす方法は？ (※普通会計)

これまでに毎年いくつもの借金を行ってきました。当然、借金は毎年少しずつ返済しなくてははいけません。新たな借金を、これまでの借金の返済額未満とすることで、借金を減らすことができます。町では、2018年度と2020年度以降2023年度まで毎年、まとめて返済する取組も行ってきました。

Q7 町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか？

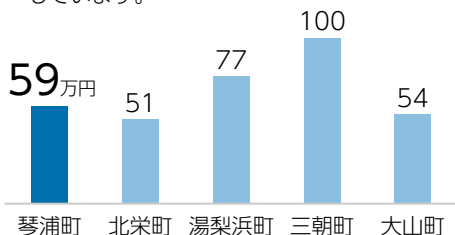
- 近隣の町村の1人当たりの「貯金」と「借金」を比較すると
・「貯金」は、他の町に比べて少ない状況です。
・「借金」は、北栄町と大山町より高い残高です。
○今後は、貯金をためつつ、借金を前倒して返済し、将来の世代の負担を軽減する取組が必要です。

町民一人あたりの「貯金」



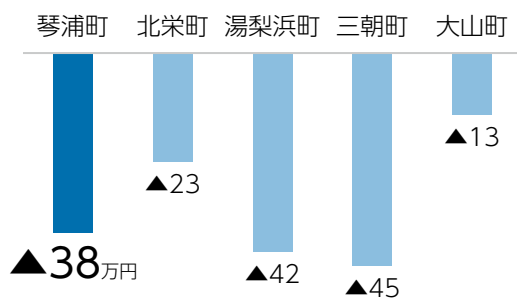
町民一人あたりの「借金」

※他町との比較のため、一般会計の借金で比較しています。



貯金と借金を合算すると・・・

町民一人あたりの「貯金」－「借金」



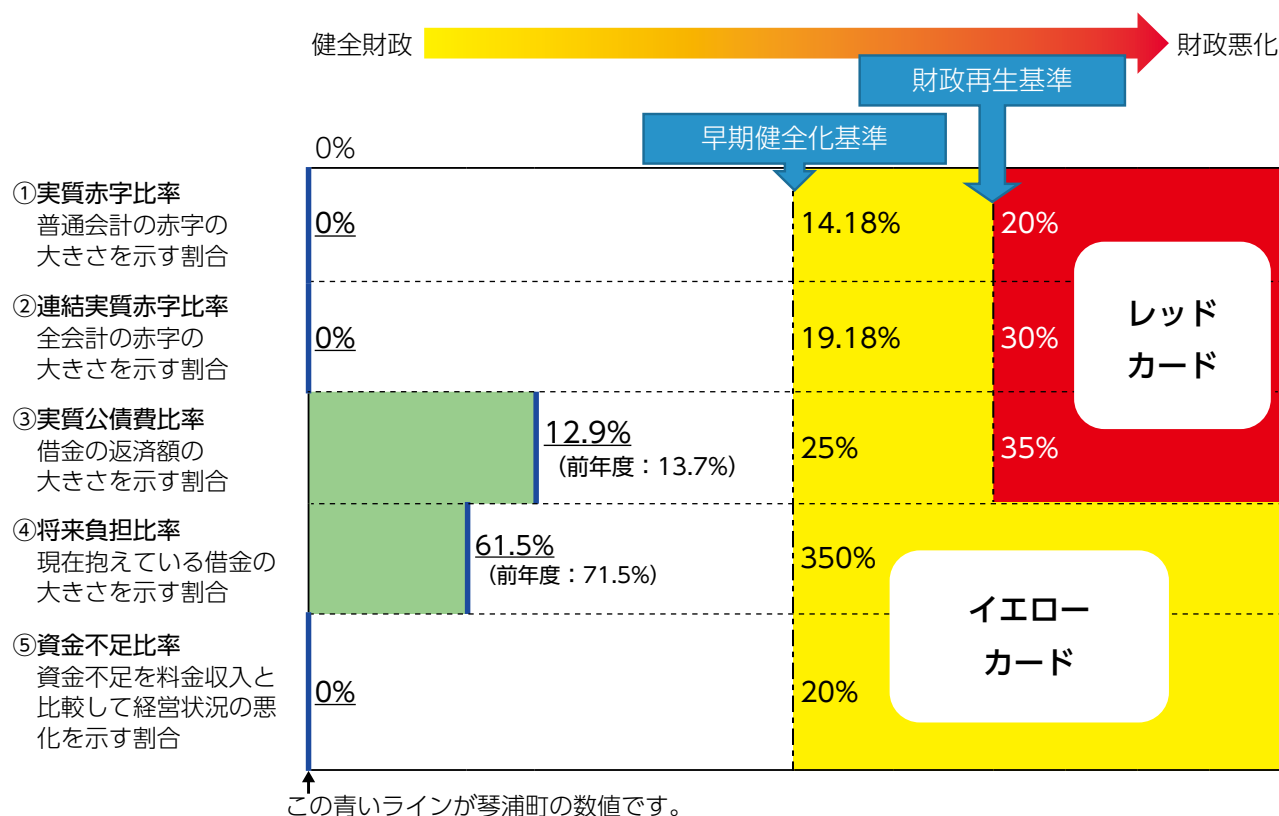
いずれの町も、「貯金」より「借金」が多く、「貯金」から「借金」を差し引くと、マイナスになっていますが、琴浦町はマイナスが大きく、負債が多いことが分かります。

改善には貯金を蓄え、借金を減らす取組が必要です。

※2022年度（令和4年度）の決算（普通会計） 地方財政状況調査より

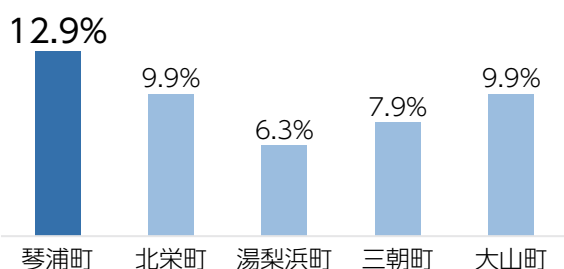
Q8 町の財政は健全ですか？

自治体の財政破綻を未然に防ぐために、国では、平成19年に地方公共団体財政健全化法を定めました。この法律では、自治体の財政の状況が健全かどうかを判断するために、全国で統一した5つの指標が決められています。この財政指標では、「早期健全化基準（イエローカード）」と「財政再生基準（レッドカード）」が定められています。琴浦町はすべての指標で、「早期健全化基準」を下回り、財政状況は健全な状態にあります。



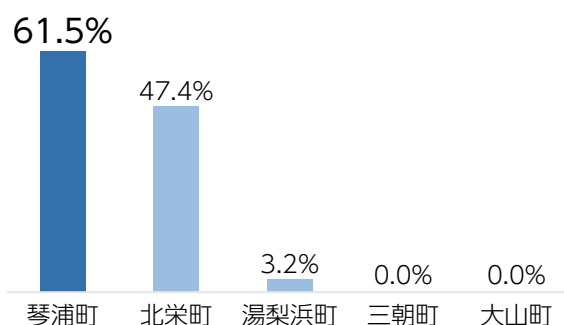
○近隣の町との比較

実質公債費比率



実質公債費比率は、他町よりも高いことから、毎年の借金返済額が町の収入に対して高いことが分かります。実質公債費比率が低いほど、収入に対する借金返済額が小さくなるため、きめ細かなサービスの展開が可能となります。

将来負担比率



将来負担比率は、他町よりも高いことから、将来、負担しなくてはならない借金などが多いことが分かります。将来負担比率が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性の度合いが高いといえます。

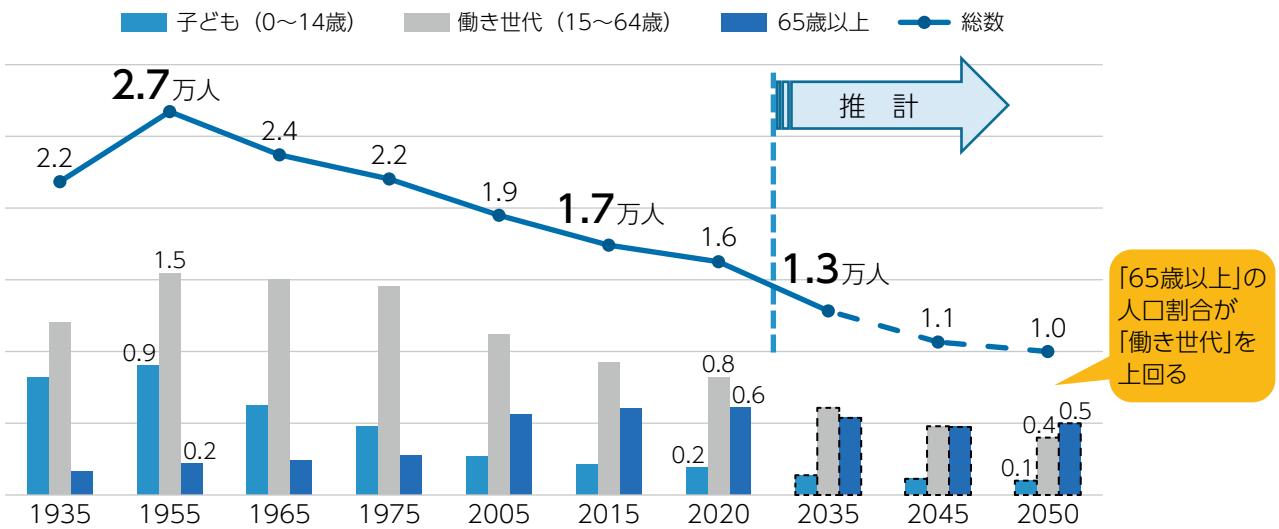
この2つの指標は、新しい借金をできるだけしないで、借りている借金を繰上げて返済するとともに、収入を確保し貯金することで、改善されます。また、返済するときに国が返済額の一部を負担してくれる有利な借金を活用するなど、貯金と返済のバランスを取りながら、必要な事業をしっかりと行う必要があります。

Q9 町の人口はこれからどうなりますか？

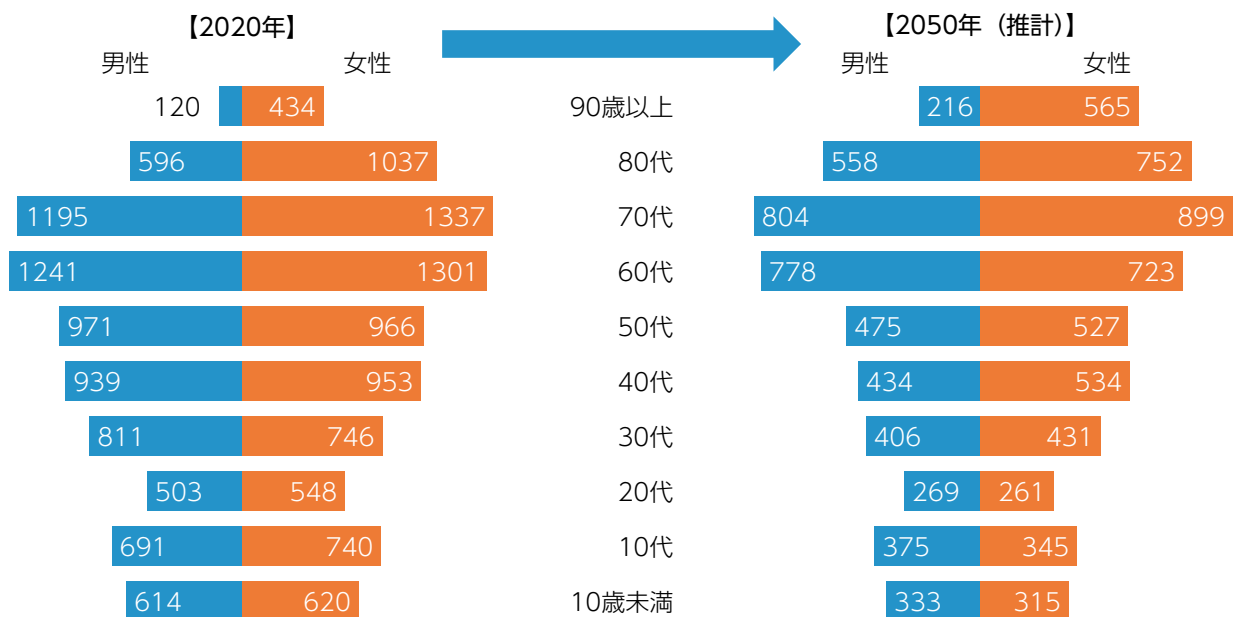
- 人口の「総数」は減少してきており、今後も減少する見込みです。
- 特に「子ども」、「働き世代」の人口は減少し、今後も減少する見込みです。
- 2045年には「働き世代」と「65歳以上」の人口はほぼ同数になります（高齢者割合が増えます）。

人口が減少し、高齢化が進むと…

- 民間企業・病院・介護施設・役場などの働き手が不足し、地域のリーダー、担い手も不足します。
- 人口、働き世代の人口に比例して、住民サービスを行うために必要な税収・地方交付税が減少します。
- 65歳以上の人口の割合の増加に伴い、歳出全体に占める医療・介護などの割合は増えます。



琴浦町人口ピラミッド



人口ピラミッドからも高齢化が進み若年層（グラフの下側）の人口が少なくなることが分かります。

※全国の自治体の人口推計を行う国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しています。

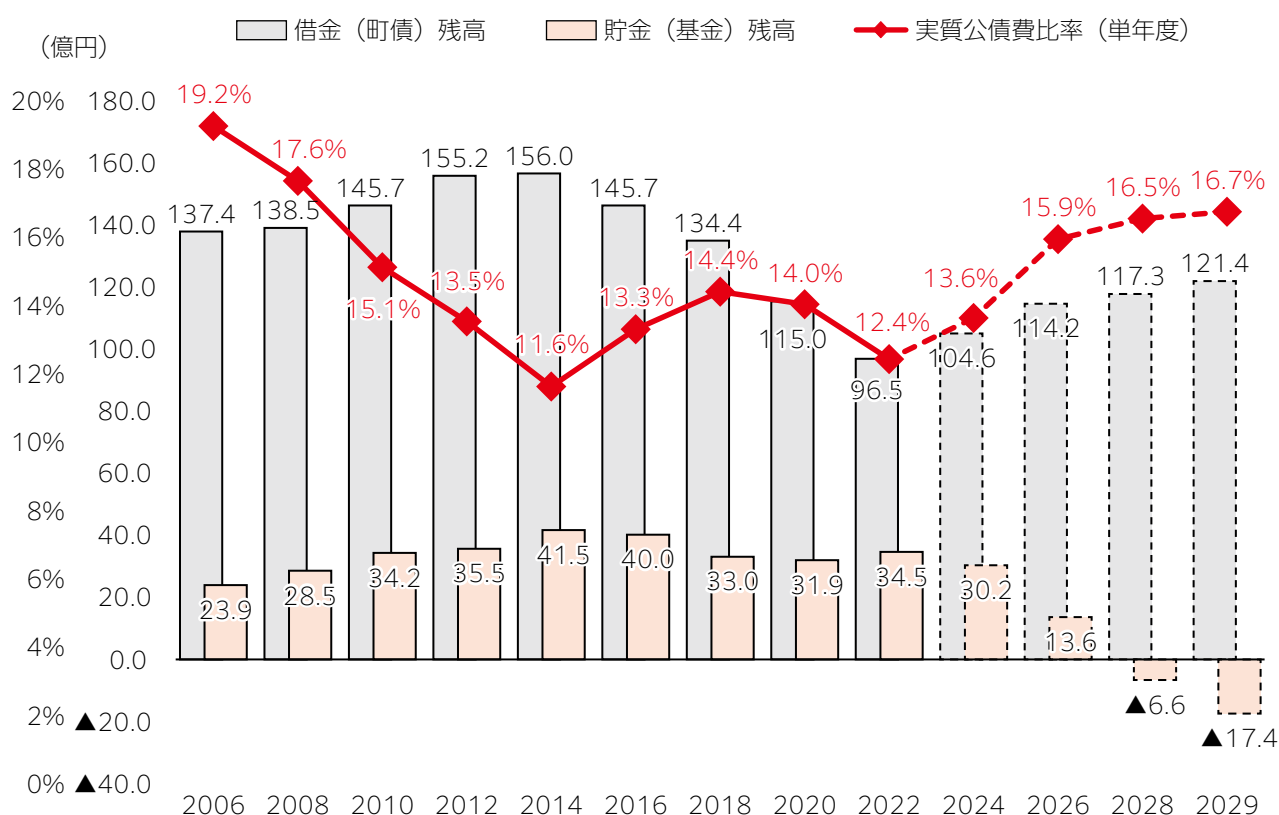
Q10 今後の財政収支の見込みはどうなりますか？

2024年度（令和6年度）の当初予算及び今後見込まれる事業などのほか、後年度の収入と支出の見込により試算した結果、借金、貯金、実質公債費比率（単年度）は、下記のグラフのとおりとなりました。

〔試算のポイント〕

- 収入として、町税や地方交付税は、人口の減少や地価の下落により減少すると厳しく見込んでいます。
- 支出として、教育や産業、公共事業（道路等）などは、これまでと同じ事業費を見込むほか、福祉と職員人件費は1%程度の増加を見込んでいます。
- 老朽化した公共施設（東伯総合公園、生涯学習センターなど）の更新や、必要な取組を行うために新たな借金（町債）の発行を見込んでいます。

貯金（基金）残高は減少傾向にあります。いつ起きるか分からない災害に備えて貯金（基金）を積み立てることが必要です。より一層の収入の確保と各種事業の効果検証による事業の見直しや事業の効率化を図ります。



○借金残高（町債残高）

新たな借金（町債）発行を元金の返済額未満としてきたことに加え、2018年度から2023年度の間に8.1億円を繰り上げて返済したことから、借金残高（町債残高）は減少してきました。2023年度以降、老朽化した公共施設の更新のため、新たな借金（町債）の発行が、各年度の元金の返済額を上回るため、借金（町債）は増加する見込みです。

○貯金残高（基金残高）

支出に対して同じ年の収入が不足することにより、貯金（基金）が減少します。2025年度以降も2024年度当初予算と同様の収入・支出による予算編成を続ければ、2028年度には貯金（基金）が底つき、以降の予算を編成することが難しくなります。

今後は、これまで以上に「アレもコレも」から、「アレかコレか」という「選択と集中」を行い、さらに成果や効果を高める取組を進める必要があります。

○実質公債費比率 ※詳しくは107ページをご覧ください

健全化判断比率のうち最も留意すべき指標である実質公債費比率（単年度）は、2029年度に16.7%となりピークを迎える見込みです。今後の借金（町債）の発行にあっては、引き続き、後年度の返済が実質公債費比率に及ぼす影響を考慮した借り入れを行うことが重要です。

※実質公債費比率（3カ年平均）が18.0%を超えると、借金（町債）を発行する際に県の許可が必要となります。

役場への問合せ先一覧表

○令和6年度 役場の組織名称の変更

新しい名称	内 容
企画政策課 SDGs推進室	SDGsの視点を取り入れた全庁的なまちづくり施策を推進するため、「企画政策課 企画担当」を、「企画政策課 SDGs推進室」に名称変更しました。
企画政策課 移住定住推進室	移住定住推進の取組並びに対外的なPRを強化するため、「企画政策課 人口対策担当」を、「企画政策課 移住定住推進室」に名称変更しました。
町民生活課 ゼロカーボン推進室	ゼロカーボン宣言実現の具体的な推進並びに対外的なPRを強化するため、「町民生活課 SDGs推進室」を、「町民生活課 ゼロカーボン推進室」に名称変更しました。
	「すこやか健康課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室」は、主な取組が終了したことから廃止しました。引き続き対応が必要な業務については、すこやか健康課が担当します。

役場の組織

本庁舎 代表（電話：52-2111 FAX：49-0000）

	課名	電話	FAX	係	業務
1 階	総務課	52-2111	49-0000	行政総務室 財務監理室 施設管理室 DX推進室 防災危機管理室	職員人事・給与・福利厚生、例規、文書管理、選挙、財政、財産区、自治会、地縁団体、入札、DX推進、公共施設総合管理、危機管理、消防・防災、交通安全
	町民生活課	52-1704 52-1703	49-0000	総合窓口係 ゼロカーボン推進室	戸籍、住民基本台帳、年金、ゼロカーボン推進、環境政策、斎場管理
	企画政策課	52-1708	49-0000	SDGs推進室 移住定住推進室	総合計画、過疎計画、地方創生、地域交通、人口減対策、まちづくり、広報・公聴、CATV、男女共同参画、国際交流、移住定住、SDGs推進
	税務課	52-1702 52-1712 52-1701	49-0000	評価係 課税係 徴収係 地籍調査係	固定資産税、町県民税、軽自動車税、固定資産評価、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、地籍調査、住宅新築資金等債務整理
	福祉あんしん課	52-1706 52-1715	52-1524	障がい福祉係 生活支援係	生活保護、ひとり親自立支援、民生児童委員、障がい者相談支援、児童扶養手当
	すこやか健康課	52-1705 52-1707 52-1525 52-1716	52-1524	健康推進係 保険係 地域包括支援センター 高齢福祉係	健康推進、保健指導、各種検診、予防接種（成人）、国民健康保険、後期高齢者医療保険、特別医療、介護予防支援、高齢者福祉、介護保険
	出納室	52-1711	49-0000	出納係	現金出納、物品出納
2 階	議会事務局	52-1710	52-1718	庶務・議事係	議事、議会庶務
保健センター	子育て応援課	52-1709 27-1333	49-0000	こども未来係 子育て世代包括支援センター	母子保健、こども園・保育園、児童福祉、放課後児童クラブ、児童手当、児童虐待・DV防止、予防接種（子ども）、ファミリーサポートセンター
厚生棟	商工観光課	52-1713	52-1714	商工担当 観光担当	商工業振興、企業誘致、観光振興、道の駅、雇用対策、統計

役場の組織

分庁舎 代表（電話：55-0111 FAX：55-7558）

課名		電話	FAX	係	業務
1 階	図書館赤碕分館	55-7547	55-7534		図書等資料の貸出、閲覧
	建設住宅課	55-7804 55-7805	55-7558	地域整備室 住宅係	土木一般、道路・河川の整備・維持管理、都市計画、公営住宅、空き家対策
	上下水道課	55-0111 55-7806 55-7807	55-7558	分庁総合窓口係 上水道係 下水道係	上下水道管理、総合窓口業務、分庁舎管理
2 階	農林水産課	55-7802 55-7803	55-7558	農林水産振興係 農村整備係	農業・林業・水産業・畜産業の振興、担い手育成、土地改良
	農業委員会事務局	55-7809	55-7558	農地係 農政係	農地の売買・貸借・転用、農家台帳、農業者年金

生涯学習センター 代表（電話：52-1111 FAX：52-1122）

課名		電話	FAX	係	業務
2 階	図書館	52-1115	52-1155		図書等資料の貸出、閲覧
3 階	教育総務課	52-1160	52-1122	総務係 指導係	教育行政企画、教育委員会、就学援助、学校施設管理、教科指導
	社会教育課	52-1161	52-1122	生涯学習センター管理室 生涯学習係 学芸文化係	生涯学習、公民館、社会教育施設、青少年健全育成、文化財、芸術文化、スポーツ振興
		52-2047	52-2037	社会体育係	
	人権・同和教育課	52-1162	52-1122	人権教育推進係	人権教育・啓発、人権相談、人権対策、文化センター管理

その他の施設

施設名	電話	FAX	施設名	電話	FAX
琴浦学校給食センター	52-2729	53-1712	一向平管理棟	57-2100	—
八橋地区公民館	52-2564	52-2564	琴浦斎場	58-2566	58-2566
浦安地区公民館	52-2796	52-2796	東伯総合公園	52-2047	52-2037
下郷地区公民館	53-1886	53-1886	赤碕総合運動公園	55-7570	55-7570
上郷地区公民館	52-3066	52-3066	八橋小学校	52-2950	53-2657
古布庄地区公民館	57-2004	57-2004	浦安小学校	52-2404	53-2261
赤碕地区公民館	55-2149	55-2149	聖郷小学校	52-3016	49-5020
成美地区公民館	55-2316	55-2316	赤碕小学校	55-0506	55-0508
安田地区公民館	55-1848	55-1848	船上小学校	55-0601	55-0799
以西地区公民館	55-7550	55-7550	東伯中学校	52-2326	52-2999
やばせこども園	53-0909	53-0909	赤碕中学校	55-0002	55-2202
しらとりこども園	52-6066	52-6066	東伯文化センター	52-2773	52-2773
こがねこども園	52-3715	52-3715	赤碕文化センター	55-0741	55-0741
ことうらこども園	55-0710	55-0710			
ふなのえこども園	55-1972	55-1972			

小さい
くせに
ぜんぶ
ある。



**惑星
コトウラ**



発行 鳥取県琴浦町

住所 689 - 2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

TEL 0858 - 52 - 2111

FAX 0858 - 49 - 0000

ホームページ <https://www.town.kotoura.tottori.jp>

編集 琴浦町総務課 財務監理室

